

## 第3次小鹿野町障害者計画及び

### 第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画

平成30年度～平成32年度

平成30年3月

小 鹿 野 町



## 身近な地域でともに支え合う共生社会の実現に向けて

我が国においては、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者の権利及び尊厳の尊重、社会参加の促進等に関する様々な取組が推進されてまいりました。

本町においては、平成27年3月に策定した第2次小鹿野町障害者計画及び第4期小鹿野町障害福祉計画に基づき、身近な地域でともに支え合う共生社会の実現のため、障害者に対する理解の促進、差別の解消や虐待の防止等の権利擁護、雇用の促進などの取組を推進してまいりました。



この度、これらの計画の期間満了に伴い第3次小鹿野町障害者計画及び第5期障害福祉計画を策定するとともに、改正された児童福祉法に基づく第1期小鹿野町障害児福祉計画を策定いたしました。

本計画では、「身近な地域でともに支え合い安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域で支え合う共生社会の実現に向けて、着実に施策に取り組んでまいります。計画の策定に当たっては、前期計画の実施状況について施策別に評価を行い、取組が遅れている施策については、本計画の重点施策として推進してまいります。多発傾向にある自然災害時の避難支援、発達障害や高次脳機能障害等のはたから分かりにくい障害に関する理解啓発等についても、引き続き本計画における課題といたします。手話言語に関する意識の高まりとともに、脚光を浴びつつある障害者スポーツやアートなどを通じた社会参加の促進については、共生社会の可能性と夢を持って取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました小鹿野町障害者計画等策定協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

小鹿野町長 森 真太郎



[目次]

第I部 総論.....	1
第1章 計画策定の趣旨及び背景.....	1
第2章 計画の性格.....	2
第3章 計画の期間.....	2
第4章 計画の策定体制.....	3
第5章 計画の基本的な考え方.....	4
第6章 計画の重点項目.....	5
第II部 第3次小鹿野町障害者計画.....	6
第1章 障害者をとりまく現状.....	6
第2章 基本理念及び基本方針等.....	16
第3章 施策の展開.....	20
施策1 やさしいこころのまちづくり.....	20
施策2 いきいきと生活できるまちづくり.....	26
施策3 すこやかに育むまちづくり.....	33
施策4 生きがいのあるまちづくり.....	39
施策5 安心・安全なまちづくり.....	42
第III部 第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画.....	47
第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針.....	47
第2章 自立支援給付と地域生活支援事業.....	48
第3章 平成32年度に向けた数値目標.....	49
第4章 訪問系サービスについて.....	52
第5章 日中活動系サービスについて.....	53
第6章 居住系サービスについて.....	55
第7章 計画相談支援について.....	56
第8章 障害児支援について（第1期小鹿野町障害児福祉計画）.....	57
第9章 自立支援医療について.....	59
第10章 地域生活支援事業について.....	59
第11章 その他の福祉サービスについて.....	66
第IV部 計画の推進に向けて.....	67
第1章 計画の推進.....	67
第2章 障害福祉に係る行政などの体制.....	68
第3章 達成状況による点検・評価.....	69

資料編.....	70
1 第2次小鹿野町障害者計画の実施状況.....	70
2 「障害者計画等の策定に関する」アンケート調査結果.....	96
3 「障害者計画等の策定に関する」アンケート調査（障害福祉事業所）結果.....	161
4 諮問及び答申.....	169
5 策定体制.....	171
6 策定経過.....	175

# 第 I 部 総論

## 第 1 章 計画策定の趣旨及び背景

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者計画は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第 88 条に基づく障害福祉計画は、各種障害福祉サービス提供の目標量やその確保方策など、生活支援に関し、具体的な事項を定める計画です。さらに、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく障害児福祉計画は、各種障害児福祉サービス提供の目標量やその確保方策等を定める計画です。

本町では、平成 27 年 3 月に「第 2 次小鹿野町障害者計画及び第 4 期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスに関する見込量とその確保策を定めるとともに、障害者の地域生活移行を進めるため、秩父地域自立支援協議会を初めとする相談支援体制の整備を図るとともに、円滑な就労や共に学び育つ地域づくりに向けた取組を行ってきました。

こうした中、平成 25 年 6 月「障害者差別解消法（略称）」が制定され平成 28 年度より施行されるとともに、「障害者雇用促進法（略称）」の改正等により障害者施策の実効性を図りました。

また、平成 23 年 8 月の「障害者基本法」の改正により、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざした「地域社会における共生」、「差別の禁止」及び「国際的協調」を基本原則とした国・県・市町村の取り組みが示されたところでもあります。

さらに、地域生活を支援する新たなサービスとして「自立生活援助」、就労定着に向けた支援を行う新たなサービスとして「就労定着支援」の創設及び重度訪問介護の訪問先の拡大等を明記した、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、及び、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障害児支援のニーズにきめ細かく対応すること定めた児童福祉法が平成 30 年 4 月から施行されます。

この計画は、本町においても以上の動きを踏まえながら障害者が身近な地域でともに支えあい、安心して暮らせる地域づくりに向けた施策の方向を明らかにするとともに、障害福祉サービス等の見込み量とその確保策を明らかにするために策定するものです。

## 第2章 計画の性格

「小鹿野町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」にあたるもので、「小鹿野町障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」、「小鹿野町障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」にあたるものです。

本町の障害者施策の理念を定めるとともに、すべての町民、福祉団体、事業者、関係機関、行政などが一体となって、総合的、体系的に推進していくために定めるものです。

埼玉県との計画との調和に留意し、町の上位計画である「第1次小鹿野町総合振興計画（後期計画）」をはじめ、関連する他の計画との整合性を図り策定しています。

障害者に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉、生涯学習、住宅、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的に展開を図るものです。このため、本計画の範囲は、本町が直接主体となる事業にとどまらず、国・県及び民間などで行う事業についても必要に応じて含めるものとします。

## 第3章 計画の期間

第2次計画である「第2次小鹿野町障害者計画」は、平成27年度から平成29年度までの3か年の計画となっており、本計画は、現計画の後継計画となることから、「第3次小鹿野町障害者計画」は、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とします。

なお、「第5期小鹿野町障害福祉計画」及び「第1期小鹿野町障害児福祉計画」も同様に、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。

計画名／年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
障害者計画	第3次			第4次			第5次			第6次		
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期		



## 第4章 計画の策定体制

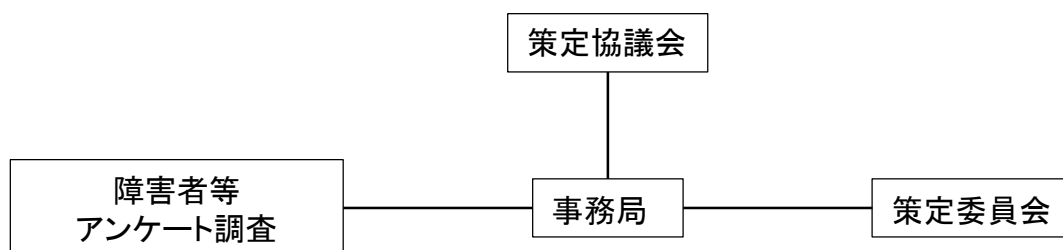
### 1 小鹿野町障害者計画等策定協議会

本計画の策定にあたって、審議、検討を行うため、障害者団体の代表者、障害者関係機関の代表者、学識経験者、公募による委員などからなる「小鹿野町障害者計画策定協議会」を設置しました。

### 2 小鹿野町障害者計画等策定委員会

本計画の策定に伴う資料の検討、目標値の検討などを行い、実情に即した計画とするために庁内関係各課担当者等で構成する「小鹿野町障害者計画等策定委員会」を設置しました。

図 計画の策定体制図



### 3 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者の現状や意向などを把握するため、アンケート調査を行い、広く意見などを聴取し、計画づくりに反映させています。

アンケートの調査項目は、前回（平成26年度実施）の調査項目を踏襲しながら、公平性の観点から、調査項目を障害区分によらずに同じ項目としました。

- 調査期間 障害者等 平成29年7月14日（金）～平成29年7月28日（金）  
障害福祉事業所 平成29年8月10日（木）～平成29年9月8日（金）

区 分	対象者数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者（自立支援医療受給者）、難病の方（難病患者通院交通費受給者）	758人	377人	49.7%
障害福祉事業所	11事業所	5事業所	45.5%

## 第5章 計画の基本的な考え方

第3次小鹿野町障害者計画・第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画は、これまでの計画内容を継続しつつ、国の制度改正等の障害者をめぐる動向を踏まえながら次の点について、加味していくこととします。

### 1 対象者の拡大

平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、「難病患者」が障害者の定義に含まれました。また、平成29年4月1日には、新たに24の難病が指定され、計330難病が指定され、今後も難病患者は増加するものと考えられることから、これまで以上に配慮することとします。また、発達障害、高次脳機能障害の方も引き続き対象者とします。

### 2 合理的配慮等の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、町では、事業者などに周知すると共に、障害のある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

### 3 社会参加の促進

埼玉県では、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の方が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を目指して、①基本理念、②県の責務、③県民等の責務、④事業者の責務を規定した「埼玉県手話言語条例」が平成28年4月1日に施行されました。

本町においても、近年の手話に関する意識が高まっていることから手話に関する取組を推進します。

### 4 障害者福祉・障害児福祉に関する国の基本指針の見直し

第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期障害児福祉計画については、国の基本指針の見直しを踏まえ、次の点を重視していきます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①福祉施設入所者の地域生活への移行</li><li>②精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者等を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li><li>③地域生活支援拠点等の整備</li><li>④福祉施設から一般就労への移行</li><li>⑤障害児支援の提供体制の整備</li></ul> |
|--|

また、平成 30 年度より開始される以下のサービスについて、見込量を設定します。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

②就労定着支援

障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

③居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態にあり、外出することが難しい障害のある児童を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。

④福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。

## 第 6 章 計画の重点項目

第 2 次小鹿野町障害者計画に掲げられた施策のうち、取組が遅れている次の施策について本計画において重点的に実施するものとします。

施策 1 やさしいこころのまちづくり	
(1) 基盤整備の推進	①町民と行政の交流の推進 交流の機会の促進
(3) 支える人づくり	②ボランティア活動の支援 ボランティアに関する情報提供の充実
施策 2 いきいきと生活できるまちづくり	
(2) 福祉サービスの充実	③地域生活支援の充実 福祉ホーム 更生訓練費給付事業
(3) 住宅環境の整備促進	①住宅環境の整備促進 民間住宅等の整備支援
施策 4 いきがいのあるまちづくり	
(1) 就労の場の確保	①就労支援 町内企業への雇用促進及び啓発

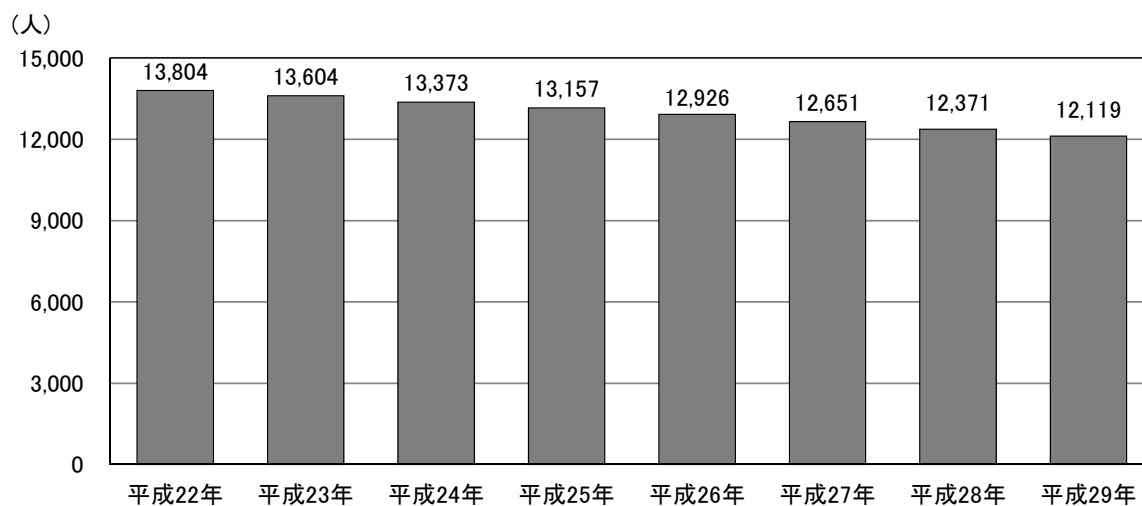
## 第Ⅱ部 第3次小鹿野町障害者計画

### 第1章 障害者を取りまく現状

#### 1 人口の推移

小鹿野町の平成29年4月1日現在の人口は12,119人で、近年減少傾向にあり、平成22年と比較すると1,685人の減少となっています。

年齢区分別における割合は、年少人口（0～14歳）の割合は減少傾向にありますが、生産年齢人口（15～64歳）の割合は横ばい傾向です。老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行し続けています。



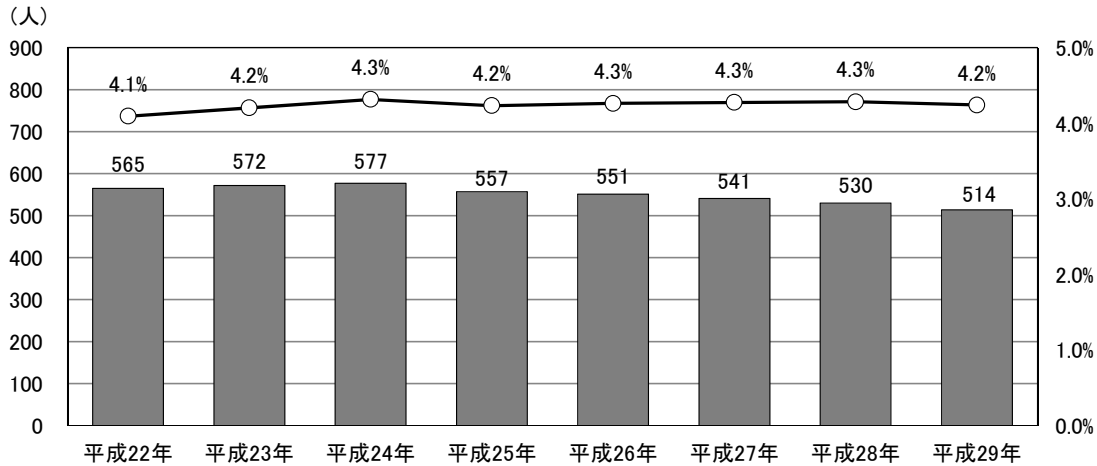
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 障害者の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

平成 29 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者数は 514 人です。これまでの推移を見ると、平成 24 年までは増加傾向でしたが、以降はやや減少傾向となっています。

一方、対人口割合では平成 29 年で 4.2% となっており、ほぼ横ばいの傾向となっています。



(単位：人)

区 分		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
重度	1 級	195	191	193	196	195	191	186	182
	2 級	80	82	82	75	67	72	70	64
中度	3 級	85	84	82	84	86	83	84	84
	4 級	112	117	127	121	123	118	116	112
軽度	5 級	38	38	34	29	31	31	34	34
	6 級	55	60	59	52	49	46	40	38
計		565	572	577	557	551	541	530	514
対人口割合		4.1%	4.2%	4.3%	4.2%	4.3%	4.3%	4.3%	4.2%

資料：H22、23 町資料 (各年 4 月 1 日現在)

H24～ 埼玉県総合リハビリテーションセンター (各年 3 月 31 日現在)

#### ■障害別身体障害者手帳所持者の推移

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障害	52	52	53	49	41	41	38	38
聴覚・平衡障害	63	68	67	61	59	55	45	43
音声・言語障害	6	7	5	5	3	3	3	3
肢体不自由	305	311	304	289	294	294	295	283
内部機能障害	139	134	148	153	154	148	149	147
計	565	572	577	557	551	541	530	514

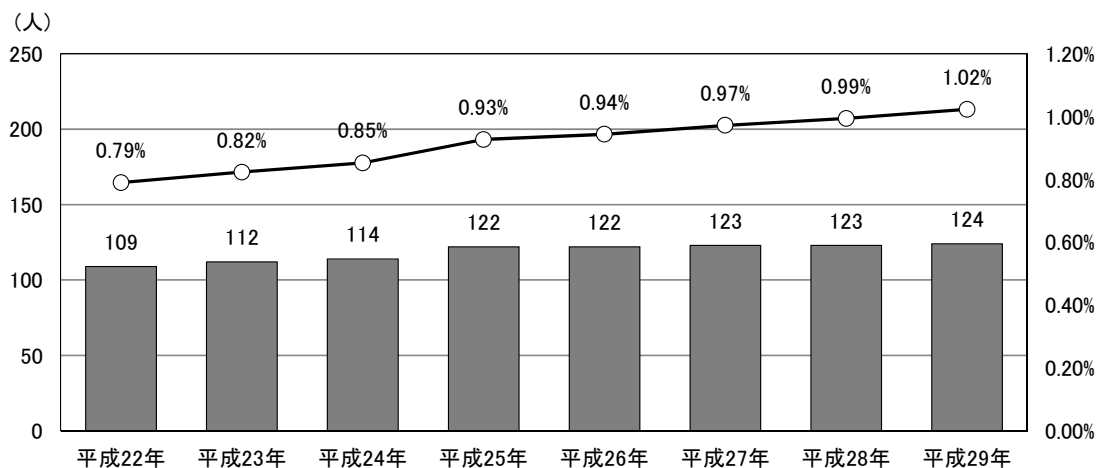
資料：H22、23 町資料 (各年 4 月 1 日現在)

H24～ 埼玉県総合リハビリテーションセンター (各年 3 月 31 日現在)

## (2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者は、平成 29 年 3 月 31 日現在の総数は 124 人で、平成 22 年に比べ 15 人の増加となっています。手帳の等級別では、B、A の割合が多い傾向にあります。

一方、対人口割合では平成 29 年で 1.02% となっており、平成 22 年以降、緩やかな増加傾向を示しています。



区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	19	19	19	21	23	22	25	23
Ⓐ	3	2	2	4	3	3	3	3
A	8	8	7	4	4	5	5	4
B	4	4	3	4	6	4	7	6
C	4	5	7	9	10	10	10	10
18 歳以上	90	93	95	101	99	101	98	101
Ⓐ	20	20	20	22	23	24	22	22
A	31	32	30	29	29	27	25	25
B	35	36	38	41	38	40	41	44
C	4	5	7	9	9	10	10	10
総数	109	112	114	122	122	123	123	124
Ⓐ	23	22	22	26	26	27	25	25
A	39	40	37	33	33	32	30	29
B	39	40	41	45	44	44	48	50
C	8	10	14	18	19	20	20	20
対人口比率	0.79%	0.82%	0.85%	0.93%	0.94%	0.97%	0.99%	1.02%

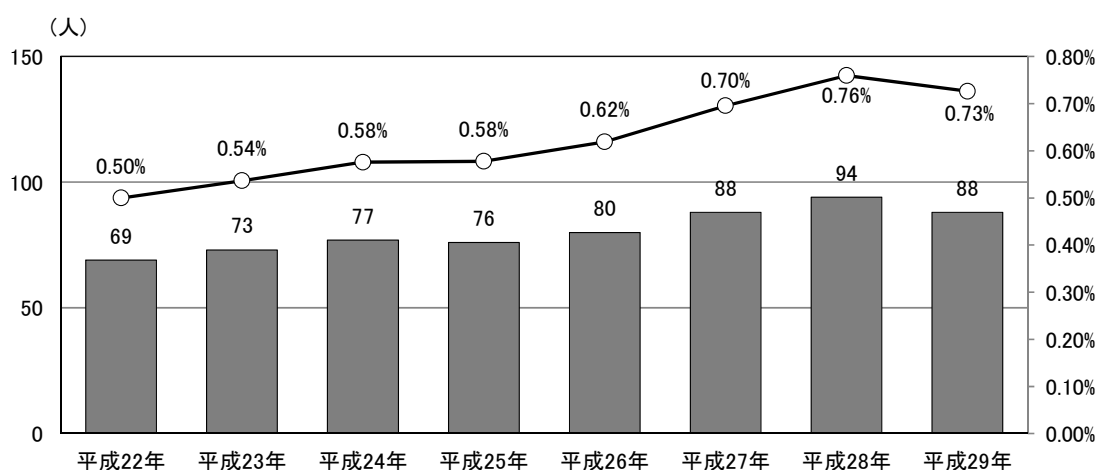
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年 3 月 31 日現在）

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、平成29年3月31日現在で88人です。平成28年までは増加傾向でしたが、平成29年にはやや減少しています。

対人口割合も同様に、平成28年までは増加傾向でしたが、平成29年は減少し、0.73%となっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の利用者数でみると、平成29年3月31日現在では158人です。自立支援医療の利用及び精神障害者保健福祉手帳交付件数がともに年々増加傾向にあります。



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	10	11	12	12	13	14	14	13
2級	47	48	49	51	53	61	62	58
3級	12	14	16	13	14	13	18	17
計	69	73	77	76	80	88	94	88
対人口比率	0.50%	0.54%	0.58%	0.58%	0.62%	0.70%	0.76%	0.73%

資料：埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

#### ■ 自立支援医療（精神通院）の利用者数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
利用者数（人）	151	154	147	154	148	150	157	158
総人口数（人）	13,804	13,604	13,373	13,157	12,926	12,651	12,371	12,119
対人口比率（%）	1.09	1.13	1.10	1.17	1.14	1.19	1.27	1.30

資料：埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

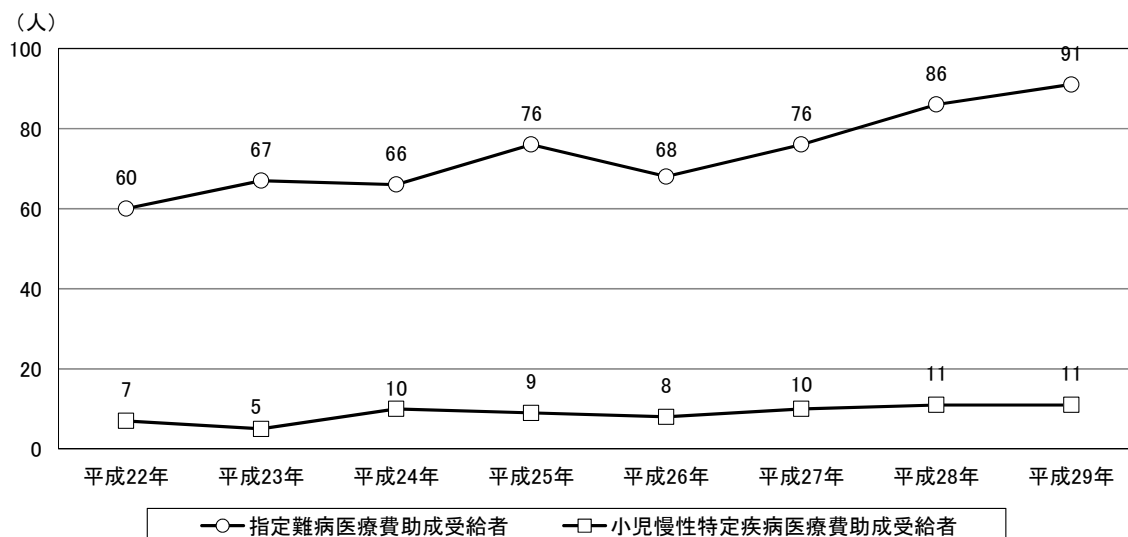
#### (4) 難病等患者の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の指定難病医療費助成受給者は 91 人、小児慢性特定疾病医療費助成受給者は 11 人です。

これを過去からの推移で見ると、指定難病医療費助成受給者は増加傾向を示しており、小児慢性特定疾病医療費助成受給者はほぼ横ばいで推移しています。

■指定難病医療費助成受給者等の推移

単位：人



	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
指定難病医療費助成受給者	60	67	66	76	68	76	86	91
小児慢性特定疾病医療費助成受給者	7	5	10	9	8	10	11	11

資料：埼玉県秩父保健所（各年 4 月 1 日現在）

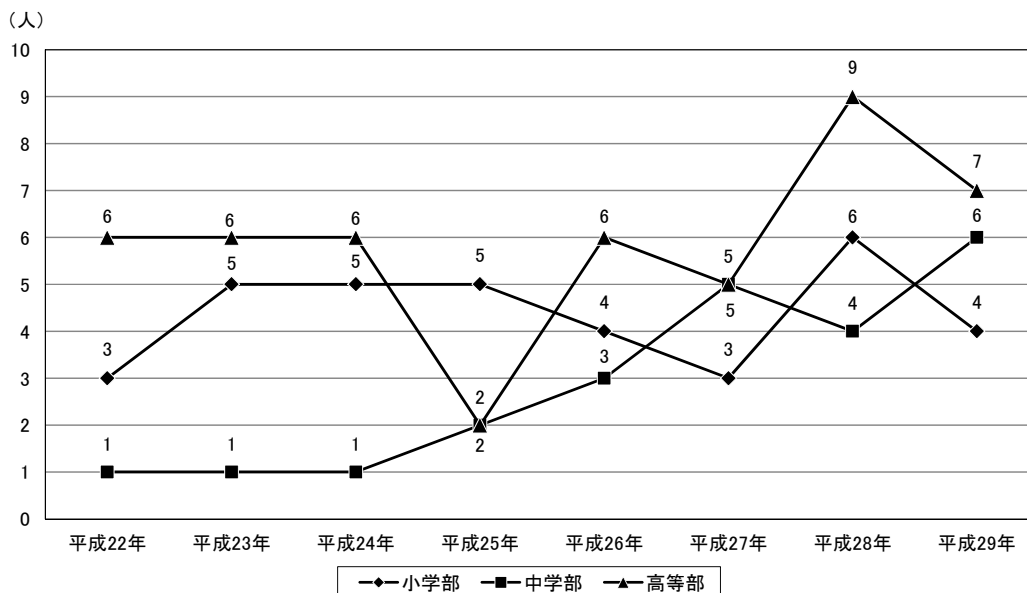


### (5) 特別支援教育の状況

秩父特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成29年4月1日現在は17人です。

これを小学部、中学部及び高等部に分けて見ると、それぞれ年によって増減しています。

■ 埼玉県立秩父特別支援学校児童生徒数（小鹿野町からの通学者数）の推移 単位：人



区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学部	3	5	5	5	4	3	6	4
1年	0	2	0	0	1	0	3	0
2年	1	0	0	0	0	1	0	3
3年	2	1	0	2	0	0	1	0
4年	0	2	1	0	2	0	0	1
5年	0	0	2	1	0	2	0	0
6年	0	0	0	2	1	0	2	0
中学部	1	1	1	2	3	5	4	6
1年	0	0	0	1	2	2	0	4
2年	1	0	1	0	1	2	2	0
3年	0	1	0	1	0	1	2	2
高等部	6	6	6	2	6	5	9	7
1年	3	1	3	0	4	1	4	3
2年	1	3	0	2	0	4	1	3
3年	2	2	3	0	2	0	4	1
合計	10	12	12	9	13	13	19	17

資料：埼玉県立秩父特別支援学校（各年4月1日現在）

### 3 障害者施策の現状

#### (1) 障害者施策

障害者が社会の一員として生活をし、主体性・自立性をもって、積極的に社会に参加できるように、障害者のための福祉制度があります。主な福祉制度は、次のとおりです。

内 容		概 要	各年度末の実績		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障害者 手帳	身体障害者手帳交付	身体障害者（児）が各種の援護を受けるための手帳の交付（実績は新規交付・程度変更数）	541	530	514
	療育手帳交付	知的障害者（児）が相談援助等を受けやすくするための手帳の交付（実績は新規交付・再判定・程度変更数）	123	123	124
	精神障害者保健福祉手帳交付	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳の交付（実績は新規交付・更新・程度変更数）	88	94	88
医療	自立支援医療（更生医療給付）	18歳以上の身体障害者の更生に必要な医療で、障害の軽減、社会生活の円滑化に効果のある治療に対し、医療費負担を軽減（実績は実人員）	1	1	1
	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童で、身体に障害又は疾患があり放置すると障害を残すと認められる場合に必要治療に対し、医療費負担を軽減（実績は実人員）	1	2	8
	自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療費負担の軽減（実績は実人員）	150	157	158
	重度心身障害者（児）医療費給付	重度心身障害者（児）が診療を受けた場合の保険診療の自己負担分の助成（実績は実人員）	455	442	424
補装具 日常生活用具	補装具費の支給	身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補うための補装具の支給（実績は交付件数）	42	34	28
	日常生活用具給付・貸与	在宅の重度障害者（児）の日常生活を援助するための用具の給付又は貸与（実績は交付件数）	29	32	44
	重度身体障害者居宅改善費補助	重度身体障害者（1・2級）のうち下肢又は体幹機能障害のある人が生活しやすくなるための居宅改造費用の一部を助成（実績は件数）	0	0	0
	補装具・日常生活用具自己負担金助成	補装具・日常生活用具の購入等にかかる自己負担金の一部を、世帯の収入に応じ助成（実績は実人員）	22	25	34
行動 範囲 の 拡大	自動車運転免許取得費補助	障害者の自立更生を促進するため、運転免許取得費の一部を補助（実績は件数）	0	0	0
	自動車改造費助成	身体障害者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成（実績は件数）	1	0	1
	福祉タクシー利用料金助成	在宅の心身障害者に対するタクシー利用料金の一部を助成（実績は実人員）	42	36	36
	自動車等燃料費給付	社会参加の促進を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成（実績は実人員）	143	149	157
	ハッピー・パートナー（福祉有償運送）	一人で外出の困難な障害者等に対し、社会福祉協議会が福祉車両を使い送迎サービスを実施（実績は登録者数）	314	445	456

内 容		概 要	各年度末の実績		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経済的 支援	在宅酸素療法者に対する電気料金助成	在宅酸素療法により、酸素濃縮装置を常時使用する人に対し電気料金の一部を助成（実績は実人員）	14	16	13
	難病患者等の通院に要する交通費補助	難病治療及び人口透析等の通院の要する交通費の補助（実績は実人員）	42	39	38
手当・ 年金等	特別児童扶養手当支給	20歳未満の心身障害児（法令により定められた程度の障害の状態）を養育する父母又は養育者に対して手当を支給（実績は受給者数）	20	23	22
	障害児福祉手当支給	重度の心身障害により日常生活において常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障害児への手当支給（実績は受給者数）	6	6	6
	特別障害者手当支給	重度の心身障害により日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者への手当支給（実績は受給者数）	12	13	13
	在宅重度心身障害者手当支給	身体障害者手帳の1、2級あるいは療育手帳④、A、精神障害者手帳1級の交付を受けている在宅の障害者への手当支給（実績は受給者数）	212	205	191
	経過措置による福祉手当	制度改正前（S61. 4. 1）の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金も支給されていない人に支給（実績は受給者数）	0	0	0
	児童扶養手当	離婚、死別等で父と生計を同じくしていない児童の世帯に支給（実績は受給者数）	97	87	77
	障害基礎年金	国民年金障害等級表の1、2級に該当する20歳以上の障害者で一定の支給要件を満たす場合に支給（実績は受給者数）	236	232	228
	心身障害者扶養共済	心身に障害のある人を扶養している保護者が加入し、一定の掛け金を納めることにより保護者に万一のことがあった場合、障害のある人に対し年金を支給（実績は受給者数）	3	3	3
在宅 福祉	訪問入浴サービス	家庭で入浴することが困難な在宅の障害者に対し訪問入浴サービスを提供（実績は受給者数）	1	1	2
	障害児（者）生活サポート事業	在宅の心身障害者の地域生活を支援するため一時預かり等身近な場所で迅速・柔軟なサービスを提供し、介護者の負担を軽減（実績は登録者数）	61	64	62
	障害者生活支援事業	日常生活に支障をきたす恐れのある人に対して、ホームヘルパー等の支援を行う（実績は受給者数）	0	0	0
生活 相談	福祉相談	心身障害者の福祉に関する相談所を開設	年3回 開設	年3回 開設	年3回 開設
社会 参加	地域活動支援センター	在宅の精神障害者を対象に作業や日常生活訓練を行い、仲間づくりと生活の自立を図る（実績は実人員）	12	18	16
	声の広報配布 （社会福祉協議会）	朗読ボランティアの協力により町広報や社協だよりをテープに収録し、視覚障害者に毎月配布	年12回	年12回	年12回

## (2) 関連施設等

事業所名（施設名）	サービス種別	所在地
カーサ・ミナノ	生活介護・施設入所支援・短期入所	皆野町国神 421
ユーアイハウスおがの	生活介護・施設入所支援・短期入所	小鹿野町三山 2213-1
障がい者自立支援農場きづな作業所	就労継続支援B型	小鹿野町長留 3545
アンゴラ王国	就労継続支援B型	小鹿野町河原沢 767
長瀬町障がい者いきいきセンター	就労継続支援B型	長瀬町大字長瀬 59
就労支援施設ぶんぶん	就労継続支援B型	小鹿野町下小鹿野 2464-1
さやか	生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援・短期入所	秩父市山田 1199-2
作業所ケルン	就労継続支援B型	秩父市中村町 3-12-23
自立工房 山叶本舗	就労継続支援B型	秩父市久那 1629
パレット秩父	就労継続支援B型	秩父市中村町 3-12-23 秩父市ふれあいセンター内
障害者活動センターキックオフ	生活介護	秩父市大宮 5739-10
自立支援施設 武甲の森	自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型	秩父市寺尾 1476-1
笑楽工房	就労継続支援B型	秩父市浦山 2083-5
障がい者自立支援 さくらファーム	就労継続支援B型	秩父市蒔田 1472
介護老人保健施設なでしこ	短期入所	横瀬町横瀬 5850
秩父市特別養護老人ホーム借楽苑	短期入所	秩父市蒔田 1977
おがのふれあい作業所	地域活動支援センター	小鹿野町小鹿野 274
星降る下で	共同生活援助	小鹿野町両神小森 80-1
グループホームさやか	共同生活援助	秩父市大野原 80-71
日の出	共同生活援助	秩父市影森 910-4
グループホームみやび	共同生活援助	秩父市小柱 678
グループホームステップ	共同生活援助	秩父市久那 1629
地域移行型ホームさやか	共同生活援助・短期入所	秩父市山田 1199-2
星の子教室	児童発達支援	秩父市中村町 4-8-21
障害者活動センターキックオフ	放課後児童デイサービス	秩父市大宮 5739-10
さやかキッズクラブ	放課後児童デイサービス	秩父市栃谷 899-4
特別養護老人ホーム花菖蒲・両神	生活介護（基準該当事業所）	小鹿野町両神薄 1060-1

一般相談支援事業所等

施設の種類	施設名	所在地	運営主体
一般相談支援事業所	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	皆野町国神 421 カーサ・ミナノ内	(福) カナの会
	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー (清心会)	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	(福) 清心会
	アクセス	秩父市寺尾 1449	(医) 全和会
地域活動支援センター	アクセス	秩父市寺尾 1449	(医) 全和会
障がい者就業・生活支援センター	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	(福) 清心会

指定特定相談支援事業所

施設名	所在地	運営主体
指定特定相談支援事業所ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山 2213-1	(福) 美里会
ケアセンター 宇 (のき)	横瀬町横瀬 4819-1	特定非営利活動法人 千笑の会
NPO 法人 ライフアップサポート	横瀬町横瀬 4549-1	特定非営利活動法人 ライフアップサポート
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	皆野町国神 421 カーサ・ミナノ内	(福) カナの会
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー (清心会)	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	(福) 清心会
アクセス	秩父市寺尾 1449	(医) 全和会
医療生協さいたま生協ちちぶケアステーション	秩父市熊木町 20-13	医療生協さいたま生活協同組合
障がい者相談支援センター ほのぼの	秩父市蒔田 1977	(福) 秩父市社会福祉事業団

## 第2章 基本理念及び基本方針等

### 1 基本理念

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で共に普通の生活が送れる社会を築き、住民一人ひとりが障害及び障害者について正しい認識を持つとともに、障害者が日常生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できるような生活環境や雇用機会の拡充等の諸条件を整備していくことが重要です。

また、病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障害者が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

そこで、今後の本町における障害者福祉行政の在り方及び障害者住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すため、基本理念は、現計画を踏襲し、「身近な地域で ともに支え合い 安心して暮らせるまち」とします。

基本理念

**身近な地域で ともに支え合い**

**安心して暮らせるまち**

## 2 基本方針

計画の策定にあたっては、障害者にとって暮らしやすい町の実現は、すべての町民にとって暮らしやすい町づくりにつながることを基本認識として、次の5つの基本的な考えで推進を図ります。

### (1) やさしいところのまちづくり

障害のある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解し、障害者に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障害のある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。

### (2) いきいきと生活できるまちづくり

障害者が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために、適切な福祉サービスを展開し、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図っていきます。

また、障害福祉サービスは、障害者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのための基盤として、生活の安定を図るとともに、障害福祉サービスの充実に努めます。

### (3) すこやかに育むまちづくり

障害の発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障害などの早期発見、継続的な支援を充実していく必要があります。

精神保健福祉施策については、精神障害に対する理解を一層深めるとともに、県や医療機関、精神障害者を対象とした施設と連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

### (4) 生きがいのあるまちづくり

障害者が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくためには、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図ることや社会参加に関する事業等の促進が必要です。

また、障害者自身の職業能力の開発を支援し、障害者の雇用・就業を促進するため、事業主や一般社会への障害者雇用に対する理解を深めなくてはなりません。

一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。

また、障害者の社会参加促進事業を推進し、障害者の生活能力の向上を図るとともに、障害者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を推進します。

#### (5) 安心・安全なまちづくり

障害者が地域で自立した生活を送っていくためには、障害者が社会の一員としての生活を可能にする環境を早急に構築していかなければなりません。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ただ単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害時における障害者の支援対策を充実させ、地域における見守りなど活動を推進していきます。

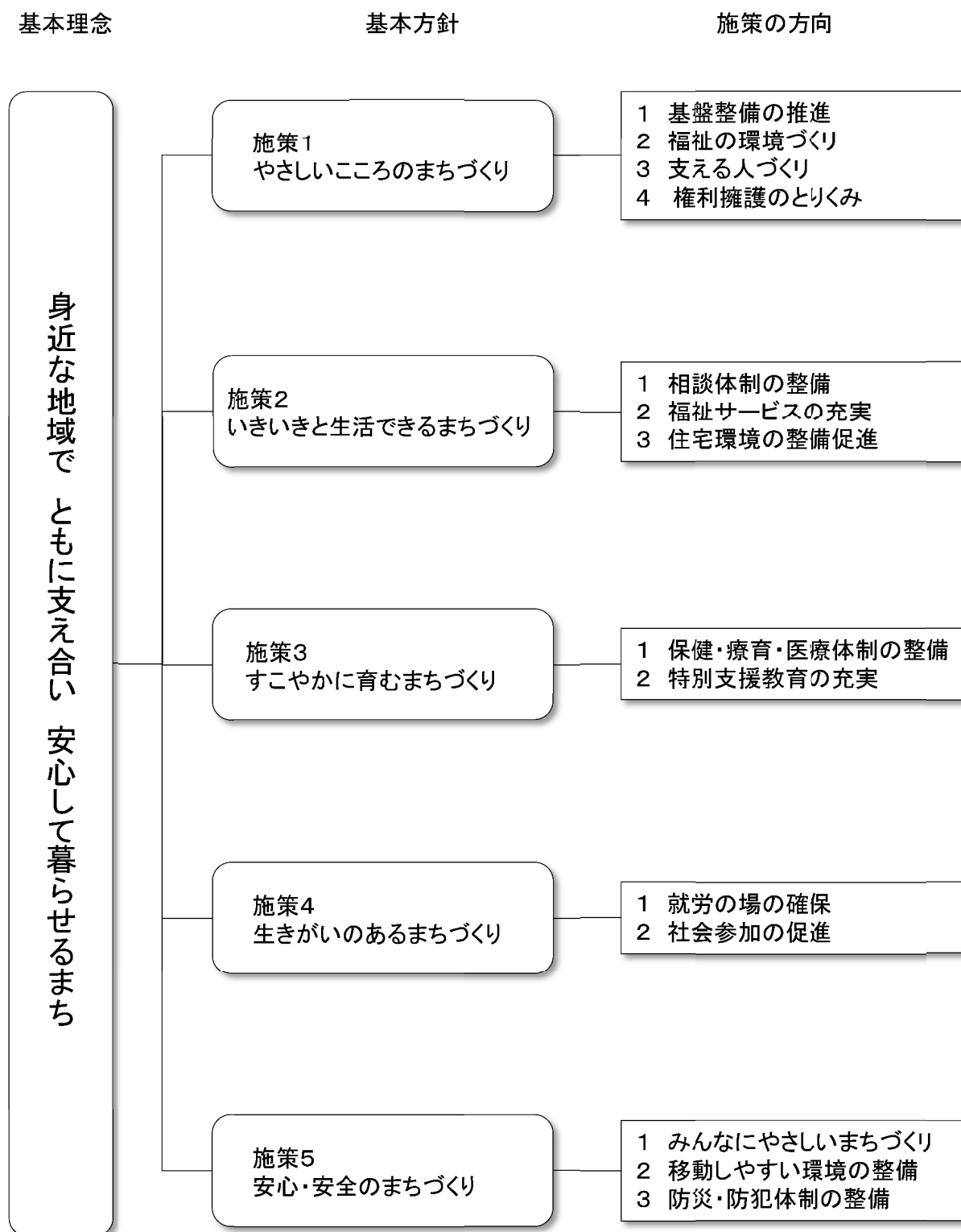


障害者用駐車場と点字ブロック（小鹿野文化センター）



### 3 施策の体系

「やさしいところのまちづくり」、「いきいきと生活できるまちづくり」、「すこやかに育むまちづくり」、「生きがいのあるまちづくり」、「安心・安全なまちづくり」の5つの基本方針に沿って、個別の施策を位置付け、本計画の基本理念である「身近な地域でともに支えあい安心して暮らせるまち」を総合的に進めていきます。



## 第3章 施策の展開

### 施策1 やさしいこころのまちづくり

#### ◆◇現状と課題◇◆

障害者が地域で円滑な生活を営むためには、十分なコミュニケーション手段の確保と適切な情報提供が必要です。

また、ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、心ない視線や言葉などにより、人間としての尊厳を傷つけられている障害者も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

「障害者計画等の策定に関するアンケート報告書（以下、アンケート結果という）」によると、障害のことや福祉サービスについての情報源は、「町役場（福祉課、保健師など）」が最も多くなっています。また、障害があることで差別や嫌な思いをしたことについては、3割以上の方が「ある」又は「少しある」と回答しています。

障害者に対する「心の壁」の除去や差別を禁止するための啓発・広報活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害者や特別支援教育への理解、障害者雇用の促進を図るため、「広報おがの」などの広報媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行う基盤を整備します。

高齢者や障害者に対する理解と啓発については、高齢者との交流の機会を充実したり、障害者に対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深めさせたりする教育を推進しています。

さらに、「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

#### 【施策の方向】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 基盤整備の推進</li><li>(2) 支える人づくり</li><li>(3) 福祉の環境づくり</li><li>(4) 権利擁護のとりくみ</li></ul> |
|--|

## (1) 基盤整備の推進

生活に必要な情報が障害の有無に関わらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、障害者の交流拠点や情報提供に関する行政の推進体制の構築を図ります。

### ①町民と行政の交流の推進

事業名	事業内容	担当課
交流の機会の促進	懇談会等の開催により、交流の機会を促進します。	福祉課

### ②交流拠点づくり

事業名	事業内容	担当課
障害者の交流の拠点づくり	障害者の交流の機会と場の充実を図ります。	福祉課

### ③情報提供体制の確立

事業名	事業内容	担当課
インターネットによる町民への情報提供	本町のインターネットのホームページに、障害者に必要と思われる情報を掲載していきます。パソコンや携帯電話からの閲覧が可能となっており、情報提供の充実を図ります。	総務課 福祉課
障害者向けの効果的な情報提供	情報入手が難しい障害者には、視覚障害者用拡大読書器など日常生活用具の給付や声の広報等の配付により、情報の提供に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

### ④行政の推進体制の確立

事業名	事業内容	担当課
庁内各課連携体制の確立	計画の推進を図るため、庁内関係課の連携体制の強化を図ります。	総務課 福祉課
関係機関との連携体制の確立	計画の総合的な推進を図るため、国・県をはじめ、近隣市町村や保健・医療・福祉等関連分野の各機関との連携体制の確立を図ります。	福祉課 保健課 町立病院
町民のプライバシー保護	本町は、個人情報やプライバシーの保護について慎重に配慮して業務を行っていますが、今後、さらに人権に配慮し、個人情報やプライバシー保護に努めます。	総務課 福祉課

## (2) 福祉の環境づくり

すべての町民の障害や障害者への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指します。

また、子どもの頃から、障害や障害者に対しての支援や理解、認識を深めていけるように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、生涯学習の場での福祉学習の機会を充実させます。

### ①理解と交流の促進

事業名	事業内容	担当課
広報・広聴活動の充実	町広報紙等に障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者に関わる情報を順次掲載していく等、広報活動の充実を図ります。施策等の広報に当たっては、専門用語の使用を避けるなど、分かりやすいものとするよう配慮します。また、広聴活動については、機会があるごとに障害者団体等を通じて行うなど障害者の意見・要望を幅広く取り入れることができるよう努めます。	総務課 福祉課
啓発・交流活動の充実	障害者に関する正しい知識の普及や理解に努めるため、啓発活動を推進します。町民一人一人が、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるように交流活動の場を設けます。	福祉課
障害者週間における啓発	障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に、町民の障害に対する正しい知識の普及を図るために、広報紙やポスターによるPRを進めます。	福祉課
一般の方への理解の推進	身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者への理解を深め、障害者が差別をされたり、権利を侵害されることのないように一層の啓発活動に努めます。	福祉課

### ②福祉教育の充実

事業名	事業内容	担当課
福祉教育の充実	町では、保育所（園）、幼稚園、学校教育を通じて、障害や障害者に対する理解を広めるための福祉教育を進めてきました。子どもの頃から年齢に応じた福祉の心をもてるよう、家庭を含め地域、学校、行政が連携し、子どもたちが福祉について学ぶ機会の提供に努めます。	学校教育課

### (3) 支える人づくり

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくために、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、ボランティア活動など住民参加による「支える人づくり」の振興を図り、みんなでささえあう地域づくりを進めます。

#### ①人材の育成

事業名	事業内容	担当課
専門的人材の育成	福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育て、確保していくことが欠かせません。保健師やホームヘルパー等に専門的知識を身に付けるための研修等を行い、資質の向上に努めます。	福祉課 保健課
町職員研修の充実	障害について町職員の理解を促進するために、研修の充実を図り、町職員の資質向上に努めます。	総務課 福祉課

#### ②ボランティア活動の支援

事業名	事業内容	担当課
ボランティア講座の充実	ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性や創意工夫が期待されます。今後は、社会経験の豊富な、定年退職後の高齢者等の人材の発掘も必要です。ボランティア講座の開催や講座修了者の活動を支援していきます。	福祉課
ボランティアに関する情報提供の充実	町のホームページにボランティア支援のページがあり、情報提供をしています。 ボランティアを依頼するとき、ボランティア活動に参加するとき等の情報の充実を図ります。	福祉課



小鹿野町役場小鹿野庁舎

#### (4) 権利擁護のとりくみ

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されたことに伴って、障害者に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、町では、事業者などに周知すると共に、障害者の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

#### ①権利擁護の推進

事業名	事業内容	担当課
権利擁護事業の普及	社会福祉協議会の事業として、権利擁護事業があります。知的障害者や精神障害者等判断能力が十分でないため、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等を行います。また、窓口等における障害者への配慮について意識の向上を図るとともに障害者虐待防止センターの24時間対応を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
虐待防止など人権に関する啓発の推進	障害者に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。	福祉課
虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。	福祉課
差別の禁止の周知	障害者に対する差別等について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化すると共に、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。解決が困難な差別事案については、秩父地域差別解消支援地域協議会に助言を求めて解決に当たります。	福祉課

## ②成年後見制度の普及

事業名	事業内容	担当課
成年後見制度の普及	知的障害者や精神障害者等の判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を行う成年後見制度及び法人後見や市町村長による申立ての制度について、機会があるごとに障害者団体等を通じてPRするとともに町広報等より周知し、普及を図ります。相談窓口である町の関係職員の資質を向上するなどの相談体制の整備等、制度の利用を促進するための体制を整備します。また、成年後見制度利用支援事業を継続して行うとともに、成年後見制度法人後見事業を行い、法人後見人の育成を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の充実	契約能力がある場合については、福祉サービス利用に関する手続の援助や日常的な金銭管理や各種申請などを支援します。	福祉課



小鹿野町役場両神庁舎

## 施策2 いきいきと生活できるまちづくり

### ◆◇現状と課題◇◆

障害者が、在宅においてその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

アンケート結果では、悩みやこまったことの相談先として、「同居の家族」という回答が最も多く、次いで「その他の家族（同居以外）」、「医師・看護師・医療関係者」となっており、「身体障害者・知的障害者相談員」、「相談支援事業所」という回答は少数となっています。また、障害福祉サービスの利用率は、高くなく、概ね1割未満となっています。

町では、指定障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。指定障害福祉サービスは全国同一内容のサービスですが、地域生活支援事業は、利用料等の具体的な内容を市町村が主体的に決定できるサービスであり、本町の障害者施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを推進します。

また、障害者の自己決定を尊重し、地域で生活する障害者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。

ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、ニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。日々の相談業務などから障害者のニーズを的確に把握し、様々な障害種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

### 【施策の方向】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 相談体制の整備</li><li>(2) 福祉サービスの充実</li><li>(3) 住宅環境の整備促進</li></ul> |
|---|



## (1) 相談体制の整備

障害者や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

### ①相談体制の整備

事業名	事業内容	担当課
総合相談窓口の整備	<p>障害者の様々な相談に対応できるよう、相談支援事業者等との連携を図り、相談体制の充実を図ります。</p> <p>民生委員・児童委員、身体障害者相談員や知的障害者相談員等身近な相談体制の充実を図るとともに障害者による障害者の相談体制も充実させていきます。</p> <p>特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関と連携するとともに、相談窓口である町の関係職員の資質を向上し、自立支援医療、障害者手帳、障害年金制度の周知、雇用継続等の適切な支援を図ります。また、特定疾病により介護保険制度が適用される第2号被保険者については、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。</p> <p>障害者本人や家族の方の希望を丁寧に聞きとり、現在の制度や施設の利用のほか、地域で必要とされていると思われることを秩父地域自立支援協議会に提案するなど、障害者がより暮らしやすい地域になるよう課題の解決に努めます。</p>	福祉課



小鹿野町保健福祉センター  
福祉課窓口

## (2) 福祉サービスの充実

日常生活を営むことが困難な障害者の在宅生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等の充実を図ります。

### ①日中活動の場の確保（訪問系サービス・日中活動系サービス）

事業名	事業内容	担当課
居宅介護（ホームヘルプ）	日常生活に支障のある身体・知的・精神に障害のある人や障害児を対象に自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護の充実を図ります。	福祉課
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	福祉課
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。	福祉課
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援の充実を図ります。	福祉課
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行い、支援します。	福祉課
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の理由で一時的に介護ができない場合に施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う短期入所の利用促進を図ります。	福祉課
生活介護	常に介護を必要とする人に障害者支援施設等で、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	福祉課
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行い、支援します。	福祉課
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、雇用への移行に向けた支援を行います。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
就労継続支援（雇用型・非雇用型）	<p>(1) A型（雇用型）：利用者と事業者が雇用関係を結び、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>(2) B型（非雇用型）：一般企業等で雇用されることが困難な人に就労の機会を提供し、支援します。</p>	福祉課
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	福祉課
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行い、支援します。	福祉課

## ②住まいの場の確保（居住系サービス）

事業名	事業内容	担当課
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行い、支援します。	福祉課
共同生活援助（グループホーム）	介護を必要とする障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。また、地域での生活を支援するためにグループホームの整備を広域的に促進します。	福祉課

## ③地域生活支援の充実

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援するため、障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進します。	福祉課
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業から名称変更）	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、日常生活用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。	福祉課
福祉ホーム	住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	福祉課
地域生活支援センター事業	障害のある人に対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進等により、障害のある人の地域生活支援に努めます。	福祉課
訪問入浴サービス事業	看護師等と介護職員が、重度の身体障害等により家庭での入浴が困難な人の家を訪問し、入浴サービスを提供します。	福祉課
更生訓練費給付事業	更生訓練を効果的に受けるために必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給し、支援します。	福祉課
日中一時支援事業	在宅の障害児（者）を、障害福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。	福祉課
自動車運転免許取得・改造費助成事業	重度身体障害者が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成し、社会復帰の促進を図ります。	福祉課
芸術・文化講座開催等事業	障害者の文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会等文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。	福祉課
声の広報等発行事業	小鹿野町社会福祉協議会では、毎月「広報おがの」をボランティアが朗読した声の広報を作成し、視覚障害者に配付しています。今後も、障害者の方が地域生活を送る上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。	福祉課
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修の実施について、秩父定住自立圏など広域的な事業としての実施を検討します。	福祉課

#### ④補装具費の支給

事業名	事業内容	担当課
補装具費の支給促進	障害者の暮らしを容易にするために、失われた身体機能を補完又は代償するために必要な補装具費の支給を行っています。今後も、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。	福祉課

#### ⑤各種福祉サービスの支援

事業名	事業内容	担当課
障害児（者）生活サポート事業の充実	障害児・者生活サポート事業は、障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で、障害児・者やその家族の必要に応じて、障害児・者の一時預かり、送迎サービス、外出援助等を行う事業です。障害児・者の実状を考慮し、より一層のサービスの充実を図ります。	福祉課
緊急通報システムの整備促進	在宅の一人暮らし老人及び重度の障害者の家庭に、緊急通報システムを設置し、緊急事態に備える制度です。引き続き、緊急通報装置の設置に努めます。	福祉課
難病患者への支援	難病患者の通院に要する交通費補助はもちろん、難病患者が各種福祉サービスを利用できるよう整備していきます。指定難病のほか障害者総合支援法に基づく難病についても対象となることを案内します。	福祉課
地域活動支援センターへの支援	おがのふれあい作業所は、在宅の精神障害者が活動を通じて病気の再発を防ぐとともに社会適応能力の向上を図り、社会復帰を目指す施設です。	福祉課
福祉の店への支援	おがのふれあい作業所で作ったものを販売する福祉の店の充実を図ります。現在は小鹿野町長寿ハウスで週4回、店を開いていますが、商品の販売だけでなく、町民と障害者のふれあいの拠点として充実を図ります。	福祉課

#### ⑥財政援助の周知

事業名	事業内容	担当課
各種軽減・年金・手当制度等の周知	障害者手帳の等級に応じた公的なサービスには、JR・私鉄・タクシー運賃等の割引や、税金の控除、NHK受信料の免除等、さまざまな割引制度があります。町では関係機関と協力してPRを行い、周知を図ります。また、公的年金制度、各種手当制度等の周知を図ります。	福祉課

### (3) 住宅環境の整備促進

障害者が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成、町営住宅における障害者向け住宅の確保を図るとともに、グループホームの整備を推進します。

#### ①住宅環境の整備促進

事業名	事業内容	担当課
住宅改修費給付事業の周知	下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者3級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、居宅内での移動を円滑にするために、小規模な住宅改修を行う場合に資金の一部を給付します。(日常生活用具給付事業平成25年度実績1件) 下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者2級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、日常生活の環境改善と自立を促進するために、居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に、資金の一部を給付します。	福祉課
障害者住宅資金事業の周知	身体障害者と知的障害者を対象に、住宅の新築・改築について、住宅資金の貸付を行っています。社会福祉協議会とともに周知を図ります。(埼玉県障害者福祉資金)	福祉課 社会福祉協議会
町営住宅等の整備	本町には町営住宅がありますが、昭和40年代に建築されたものが多く、建て替えが必要となってきました。建て替えの際には、障害者や高齢者に配慮した住宅の整備を推進していきます。	建設課
民間住宅等の整備支援	障害者が暮らしやすい民間住宅の整備を促進するため、身体障害者や高齢者に配慮した住宅建設・改造について相談できる体制の整備を検討していきます。	福祉課

### 施策3 すこやかに育むまちづくり

#### ◆◇現状と課題◇◆

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による障害の軽減及び自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。また、成長発達期にある乳幼児は、障害をもっている、早期に発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

アンケート結果では、障害のある人への理解を深めるために必要なこととして、「学校での福祉教育を充実させる」という回答が第2位となっています。また、障害者の悩みとして、「自分の健康・治療のこと」という回答が最も多くなっています。

今後は、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

さらに、今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、障害の原因となりやすい生活習慣病の予防や、健康づくりの推進を図り、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障害者が安心して生活していけるように努めます。

また、小学校以上の児童に対しては、障害の種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級では、学習効果が表れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育が実施できるよう各関係機関と連携します。

#### 【施策の方向】

- |                   |
|-------------------|
| (1) 保健・療育・医療体制の整備 |
| (2) 特別支援教育の充実     |

### (1) 保健・療育・医療体制の整備

各種健（検）診および健（検）診後の指導を充実し、障害の要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

また、障害者が安心して医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図り、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

#### ①健康診査の充実

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査の充実	<p>発達のつまずきを早期に発見し、早期治療により児童の健全育成を図ることを目的として乳幼児健康診査を実施しています。要経過観察児に対しては、言語聴覚士による言語相談、理学療法士によるリハビリ相談を行っています。また、医療でのフォローを必要とする乳幼児に対しては、適切な医療機関を紹介しています。</p> <p>今後も、健診の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。また、要経過観察児に対しては、フォロー体制を充実していきます。</p>	保健課
障害の発生予防・早期発見・早期治療	<p>障害（発達障害、高次脳機能障害等を含む。）の発生予防・早期発見・早期治療のために、各種健康診査、がん検診、健康相談、健康教育、機能訓練、食生活改善推進運動による町民への健康づくり・障害への理解促進の啓発活動等、きめ細かな保健サービスの提供を図るとともに、健康管理システムの充実に努めます。</p> <p>特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関とより密接な連携を図ります。</p>	福祉課 保健課



②地域療育体制の整備

事業名	事業内容	担当課
乳幼児訪問指導の充実	乳幼児に対し、発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児上必要な事項について適切な訪問指導を実施するとともに、異常の早期発見や治療について助言します。また、疾病や障害のある乳幼児と保護者に対しても、療育上の支援を行います。	保健課
障害児の療育相談の充実	障害児の親が抱えているさまざまな悩みの専門相談を行い、関係機関との連携を図り、療育上の支援を行います。また、秩父市の「星の子教室（児童発達支援）」との連携により、発達につまずきなどのある未就学児童やその保護者に対する支援、療育指導などの充実に努めます。	福祉課 保健課
児童館・子育て支援センターでの支援の充実	乳幼児を持つ親子を対象に親子教室や相談事業を行っています。障害の発生予防として親子教室の中で、発達につまずきのある乳幼児への支援を関係機関と連携しながら行っていきます。	福祉課 保健課
機能訓練・保育の充実	障害児の自立のために、集団指導等さまざまな保育を通して、障害がある子どもたちの日常生活能力の発達や集団生活への適応の訓練を支援します。	福祉課 保健課
障害児保育の充実	障害のある子どもに対する保育サービスをさらに充実し、集団保育が可能で保育に欠ける児童について、特別保育事業の充実を図ります。また、障害児保育を促進するため、保育士の研修を行う等受入れ体制の充実を図ります。 障害児の放課後における学童保育については、関係機関と連携を図りながら受入れ体制の充実を図ります。 (特別保育事業実施支援)	住民課
秩父地域療育センターなどの周知	育児や発達の相談などに応じる秩父地域療育センターなど県事業の周知を図ります。	福祉課

③機能訓練の推進

事業名	事業内容	担当課
機能訓練事業の充実	町立小鹿野中央病院の訪問リハビリテーションの活用を促進する等、機能訓練の充実を図ります。	町立病院

#### ④医療環境の充実

事業名	事業内容	担当課
地域ケア体制の整備	本町では、町立小鹿野中央病院と保健福祉センターが一体となり「地域包括ケアシステム」の推進をしています。保健・医療・福祉が一体となり、健康維持・増進、治療、介護等の包括ケア体制の充実を図ります。	福祉課 保健課 町立病院
障害者医療体制の充実	医師会、歯科医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、障害者が気軽に受診できる地域医療体制の整備を促進します。また、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。	保健課 町立病院
在宅医療体制の充実	医療機関による障害者への訪問診療、訪問看護の充実を医師会や関係機関の理解を得ながら、促進します。また、往診による歯科診療の充実を図るため、歯科医師会と連携を密にし、その充実を図ります。	保健課 町立病院
自立支援医療の促進	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成されています。自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。	福祉課
医療費公費負担制度の推進	本町では、障害者の経済的支援を図るため、重度心身障害者医療費助成（1～3級の身体障害者手帳所持者、㉔～㉒の療育手帳所持者、1級の精神保健福祉手帳所持者のうち65歳未満で重度心身障害者となった人）を実施しています。医療費公費負担制度の周知に努め、障害者への医療費負担に対する経済的支援を、引き続き行います。	福祉課

#### ⑤精神保健活動の推進

事業名	事業内容	担当課
精神障害者社会復帰事業の推進	精神障害者の社会復帰を進めるため、県で実施している精神障害者地域移行支援事業等について周知を図ります。	福祉課

## (2) 特別支援教育の充実

幼稚園、小学校、中学校の連携による切れ目のない一貫した支援や交流保育・交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進めます。

さらに、障害についての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を行っています。

### ①就学前教育の充実

事業名	事業内容	担当課
保育所・幼稚園における障害のある幼児の受入れの促進	障害のある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいのなかから、人との関わりを広げることも大切です。今後も、障害のある幼児の受入れ体制の充実を図ります。	住民課 学校教育課

### ②学校教育の充実

事業名	事業内容	担当課
教職員の資質の向上	教職員がさまざまな障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるとともに児童生徒一人一人に応じた適切な指導ができるように、研修体制を充実し教職員の資質の向上に努めます。	学校教育課
就学・教育相談の充実	就学相談や教育相談において、障害のある幼児児童生徒の障害の特性や程度を的確に把握し、保護者に情報を提供して指導・助言を行っています。今後も、早期から相談に応じ、その子に適した教育が受けられるよう就学相談等の活動の充実を図っていきます。	学校教育課
特別支援教育の充実	障害のある児童生徒の教育は、自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、特別支援学級の設置等適切な教育的支援を行うという考えに基づいて推進していきます。各学校においては、在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒については、校内委員会を設置し、特別支援教育のコーディネーターを校務分掌に位置付ける等、校内の支援体制の充実を図り、特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を進めていきます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
交流及び共同学習の推進	支援籍の制度を活用し、小中学校と特別支援学校の児童生徒が「ともに」活動し、「ともに」学ぶ機会を設けることは、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。今後も、関係機関との連携強化を図り、心豊かな思いやりのある児童生徒の育成を目指し、幅広い交流及び共同学習を推進します。	学校教育課
学童保育の支援	障害のある児童生徒が豊かな放課後の時間を過ごし、地域の中で成長していくため、学童保育を支援していきます。	住民課
学校施設のバリアフリー化の促進	町内の小中学校に通う障害のある児童生徒が、校内で不自由なく快適に過ごせるように、学校施設的环境整備に努めます。障害のある保護者についても、配慮がなされるよう施設整備を図ります。	学校教育課

### ③社会教育の充実

事業名	事業内容	担当課
図書館サービスの充実	埼玉県立図書館等の大活字本、点字図書、字幕入りビデオ、朗読テープ等を活用するための周知を図り、利用を促進します。	社会教育課
生涯学習講座の充実	町内では、手話サークルが活動しています。今後、障害者の生涯学習講座の開設に向けて検討していきます。	社会教育課

## 施策4 生きがいのあるまちづくり

### ◆◇現状と課題◇◆

障害者の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障害者を受け入れる事業所や能力に合った職が少ないため、障害者が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することが必要です。また、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動への参加は障害者にとって生活を豊かにするものです。

アンケート結果では、約3割の人が就労意向を持っています。また、趣味やスポーツについては、「している」という回答は約25%に留まっています。

今後は、障害者の就労を促進するため、障害者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障害者が就労可能な職務・職域の開発や相談の充実を図るため、関係機関と連携し、障害者の就労を推進します。

また、障害者の社会参加については、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動への参加は障害者にとって生活を豊かにするとともに、あらゆる社会活動への参加を積極的に促進します。さらに、障害のある人がその興味と適性に応じて様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活していくための施策の充実を図ります。

### 【施策の方向】

- |             |
|-------------|
| (1) 就労の場の確保 |
| (2) 社会参加の促進 |

## (1) 就労の場の確保

一般企業等への就労の確保と継続に向け、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策や、近隣市町村との連携・協調を図りながら、受け入れ企業の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、企業等に対する障害者雇用についての啓発、職業訓練の機会拡大や就職相談など、就労支援体制の整備に努めます。

また、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進と優先調達の支援を図ります。そして、近隣市町村と連携・協力して障害者の多種多様な就労の場の確保に努めます。

### ①就労支援

事業名	事業内容	担当課
雇用の場の拡大	障害者の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワークや障がい者就労支援センターキャップ等と連携を図り、秩父郡市で協力しながら事業主へ働きかけを行います。また、障害者雇用の啓発活動を行い、障害者が働きやすい職場環境づくりを推進します。 町における物品等の調達については、障害者優先調達推進方針に基づき障害者就労支援施設等からの調達を推進します。	福祉課
就労相談の充実	障害のある人が就労し、生きがいを持って生活できるように、秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携して、障害者等から相談を受けるとともに、就労希望者の適性によるきめ細かな対応により職場が得られるよう支援に努めます。	福祉課
町内企業への雇用促進及び啓発	一人でも多くの障害者の雇用が促進されるよう、ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携をとりながら、障害者雇用促進のための啓発活動、PR活動を進めていきます。	福祉課

## (2) 社会参加の促進

障害者が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するために、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努めます。また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる社会活動への障害者の参加を促進します。

### ①社会参加への支援

事業名	事業内容	担当課
障害者の社会参加への支援	福祉有償運送等の行動範囲拡大のための福祉サービスや手話通訳者等の派遣制度などの周知を図り、社会参加への支援を行います。 日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修事業を行います。	福祉課 社会福祉協議会
町主催のイベントにおける障害者参加の促進	本町が主催するイベントに、障害者が誰でも参加しやすいよう、会場を整備する等、障害者への配慮に努めます。また、障害者や障害者団体のニーズをふまえながら、障害者が気軽に参加できる事業の実施を検討します。	福祉課
スポーツ・レクリエーション大会の支援	障害のある人が各種のスポーツ・レクリエーション大会等に参加し、楽しむことができるよう支援します。	福祉課
障害者スポーツの推進	障害者のスポーツ大会等への参加を呼びかけ、障害者がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、支援します。また障害者スポーツを推進するにあたって、ボランティアの協力について、働きかけていきます。	福祉課 社会教育課
障害者の文化活動支援	障害者団体の文化活動に対して、情報を提供する等支援していきます。また、障害者が積極的に文化活動に参加できるよう、支援します。	福祉課 社会教育課

## 施策5 安心・安全なまちづくり

### ◆◇現状と課題◇◆

障害者が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であると言えます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、情報面やコミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

アンケート結果では、外出の際に困ることとして、「バスや電車などの公共機関が少ない（ない）」という回答が最も多くなっていますが、「道路や駅に階段や段差が多い」という回答が第3位となっています。また、災害時など、緊急に避難しなくてはならなくなったときに備えて必要な対策として、「避難しやすい避難場所の確保」や「避難時の設備（トイレなど）の整備」という回答が上位となっています。

障害者が社会参加するために、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進します。

また、災害時には、視覚や聴覚などの障害者に対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。

### 【施策の方向】

- (1) みんなにやさしいまちづくり
- (2) 移動しやすい環境の整備
- (3) 防災・防犯体制の整備



ストマ用装具利用者用トイレ（薬師の湯）



## (1) みんなにやさしいまちづくり

すべての町民が社会参加や日常生活活動をしやすい環境を整備するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等を踏まえた道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を行い、福祉のまちづくりを推進します。

### ①生活空間の整備

事業名	事業内容	担当課
住みやすいまちづくりの総合的推進	まちづくりは、すべての人にとって、安全で住みやすい環境と実感されるように進めなければなりません。すべての町民に安全で快適に使いやすい施設となるようなまちづくりに努めます。	福祉課
歩道等の整備	新たに整備を行う歩道については、段差解消や点字ブロックの整備など障害者等に配慮した歩道の整備に努めます。	福祉課 建設課
バリアフリーの商店街づくりの推進	障害者、高齢者、児童等が安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善、駐車場での車椅子スペースの確保等のハード面、陳列表示、販売方法等のソフト面の充実を、商工会等に要望していきます。	福祉課 おもてなし課

### ②公共建築物の整備

事業名	事業内容	担当課
町の施設のバリアフリー化の推進	利用しやすい公共施設にするため、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。障害者用駐車場の適正利用を図るため全面青色塗装を推進します。	総務課 福祉課

## (2) 移動しやすい環境の整備

障害者にとって、外出することは大きな困難を伴うものです。しかし、外出は障害者にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障害者の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援などを行います。

### ①交通機関の利用促進

事業名	事業内容	担当課
人にやさしいバスの整備要請	誰もが利用しやすいバスにするため、ノンステップバス、わかりやすい案内表示装置や音声案内等の導入、屋根付きバス停留所の整備等を、関係機関に要請していきます。	福祉課 おもてなし課

### ②外出支援と移動手段の利用促進

事業名	事業内容	担当課
福祉タクシー制度・自動車等燃料費給付制度の周知	障害者の生活圏の拡大と社会参加を図るための移動手段として必要な、福祉タクシー利用料金助成制度及び心身障害者自動車等燃料費給付制度等について、広報紙等で周知を図ります。	福祉課
福祉有償運送制度等の周知	小鹿野町社会福祉協議会では、障害者等の通院、買い物、レジャー等の移動の利便を図るために、平成19年2月から福祉有償運送（ハッピー・パートナー）を実施しています。より多くの人に利用していただくために周知に努めるとともに、予約受付期間の変更など福祉有償運送制度がより利用しやすくなるよう社会福祉協議会に求めてまいります。 また、障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で障害児・者やその家族の必要に応じて、送迎サービス、外出援助等を行う障害児・者生活サポート事業についても周知を図ります。	福祉課 社会福祉協議会



福祉有償運送（ハッピーパートナー）の車両

### (3) 防災・防犯体制の整備

近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、ひとり暮らしや日中独居の障害者などの防犯と安全確保のため、関係機関および地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりの検討を行います。

#### ①在宅の障害者への対策

事業名	事業内容	担当課
在宅の障害者の把握及び支援	災害時要援護者名簿への登録を促進することにより、在宅の障害者及びその居住地域の安全性について把握し、必要な支援や防災知識の普及・啓発に努め、災害発生時に地域住民による協力体制を確立し、適切な行動がとれるよう努めます。 人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者等の災害発生時の支援を図ります。	福祉課
防災知識の普及・啓発	広報紙等により、防災知識の普及・啓発に努めます。	総務課 福祉課
障害者に配慮した防災基盤の整備	災害時に避難する道路や避難所の出入口等に、障害者の避難の妨げになるようなものを無くし、避難しやすくなるよう努めます。また、被災の地域、内容及び対象者による支援方法等を記載した災害時障害者避難支援マニュアルを作成するとともに福祉避難所の設置を拡大します。	総務課 福祉課

#### ②社会福祉施設・民間福祉施設への対策

事業名	事業内容	担当課
防災計画の策定	福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。計画の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。	総務課 福祉課
防災教育・防災訓練の実施	災害時に防災計画が有効に機能するためには、入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。	総務課 福祉課
社会福祉施設と地域の連携	災害時にすみやかに避難するためには、施設関係者だけでなく、地域の協力が欠かせません。普段から災害時を想定した連携体制の整備に努めるよう、施設管理者に対して働きかけていきます。	総務課 福祉課

事業名	事業内容	担当課
被災した在宅障害者の受入体制の整備	施設管理者に対し、在宅の重度障害者や寝たきりの高齢者の受け入れ体制の整備を進めるよう、働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障害者に対しては、関係機関と連携をとり、補装具、生活用具、手話通訳等について、適切な対応がとれるよう努めます。	福祉課
障害者に対する医療対策	災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障害者や難病等患者の心身に大きな影響をもたらします。このため、それぞれの障害に配慮した医療対策が必要です。在宅療養者には巡回相談等を行い、心身の安定に努めます。 また、医療機関と協議し、透析患者等の情報を整備して、必要な医療が受けられる体制を検討します。	福祉課 保健課
障害者に対する広報・広聴体制	避難所等で障害者への情報提供や、相談に対応するための支援体制を検討します。	総務課 福祉課

### ③防犯対策の整備

事業名	事業内容	担当課
防犯対策の整備	小鹿野警察署と町内4箇所の駐在所、地域住民の連携により、地域防犯活動を推進します。防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や、啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及に努めます。	住民課 福祉課



防災行政無線

## 第Ⅲ部 第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画

### 第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針

障害福祉計画は、5つの基本方針に基づいて推進します。

#### (1) 地域生活への移行を推進

障害者の自立支援の観点から国、県、事業者、障害者団体等の関係機関と連携して、障害者施設及び精神病院から地域生活への移行に努めます。

また、障害者の地域生活移行を進めるため、広域的にグループホームでの「住まいの場」の設置を促進するとともに、「日中活動の場」の充実を図ります。

#### (2) サービス提供体制の充実

障害者のニーズに対応した適切なサービス提供ができるように、障害者総合支援法の施行に伴い新たに定められた訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、広域的に提供体制の充実を図ります。特に日中系のサービス事業者が不足していることから、事業者の育成を図るとともに、秩父地域自立支援協議会を活用しサービスの充実努めます。また、重度の障害児（者）に対するサービス体制の整備を広域的に推進します。

#### (3) 就労支援の強化

障害者が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことが出来るよう支援する体制づくりが必要です。福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を確保していきます。

また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）や秩父障がい者就労支援センター「キャップ」、地域の企業と協力し、広域的に雇用の促進に努めます。

#### (4) 相談支援の充実

障害者が地域で自立した生活を送るためには、サービスの適切な利用を支える相談支援体制が不可欠です。障害者が総合的なサービスを容易に利用できるよう、相談支援事業の充実と利用促進を図ります。秩父地域自立支援協議会では、「くらす部会」「そだてる部会」「はたらく部会」の3つの専門部会を立ち上げ、地域の課題を運営会議で検討、調整しています。秩父地域自立支援連絡協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワーク作りを推進します。

#### (5) 障害児支援の強化

障害児支援については、第1期障害児福祉計画として、各サービス量を適切に見込みます。また、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、県と連携

するとともに、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、障害のある児童が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていきます。

## 第2章 自立支援給付と地域生活支援事業

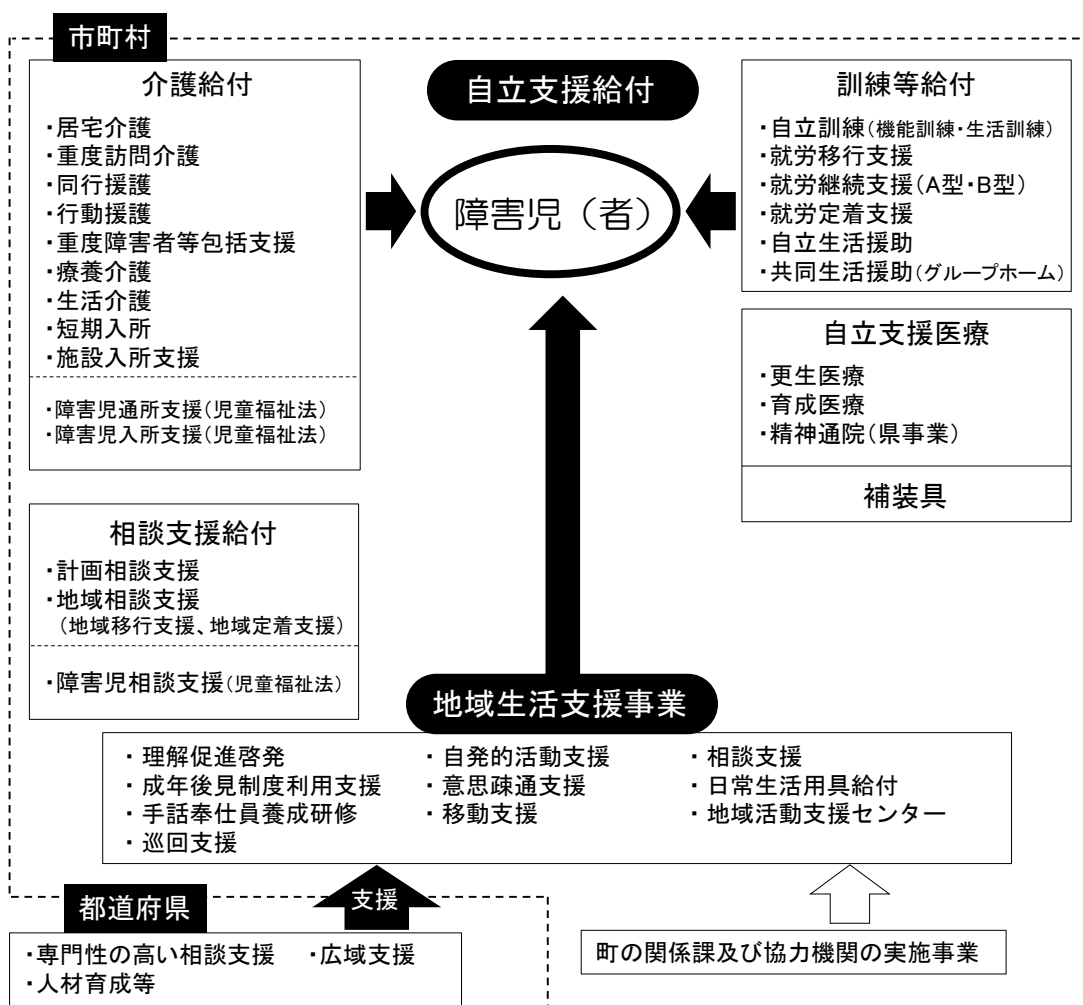
制度の全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つからなります。

「自立支援給付」は、介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、自立支援医療によって構成されるものです。介護給付と訓練等給付により提供される各種サービスは「障害福祉サービス」と呼ばれます。

サービスについては、個別に支給決定が行われるのが「障害福祉サービス」であるのに対し、市町村の創意工夫により地域の実情に応じて柔軟に実施できるのが「地域生活支援事業」です。

障害者の地域における生活を支援し、家庭での介護者の負担の軽減を図るため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療費、補装具費等自立支援給付の充実と地域生活支援事業の柔軟な実施に努めます。

総合的な福祉支援システム



### 第3章 平成32年度に向けた数値目標

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成32年度を目標年度として、次の5つの目標値を設定します。

- ①福祉施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行
- ⑤障害児支援の提供体制の整備

5つの目標値の設定にあたっては、国の指針及び県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障害者、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

#### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点において、本町における福祉施設に入所している人は23人です。平成32年度までの数値目標については、平成28年度末の施設入所者数23人から3人(13.0%)が地域生活へ移行することを目標とします。また、施設入所者の削減を目指します。

項目	数値	備考
①平成28年度末の施設入所者数	23人	平成29年3月31日の施設入所者数
②【目標値】 地域生活移行者数	3人 (13.0%)	平成32年度末までに施設入所からグループホーム、一般家庭等の地域生活へ移行する者の数
③平成32年度末の施設入所者数	20人	平成33年3月31日の施設入所者数
④【目標値】 施設入所者の削減数	3人 (13.0%)	平成32年度末までの施設入所者の削減数

## ②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。なお、町単独での設置が困難な場合には、複数市町による共同設置を目指します。

項目	数 値	備 考
①精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者等を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築	構 築	協議の場の設置（圏域）

## ③地域生活支援拠点等の整備

現在、町内には障害のある人（高次脳機能障害者等を含む。）の地域生活を支援する機能を持った、「地域生活支援拠点」は現在整備されていません。今後は、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、平成 32 年度までに圏域で 1 箇所の整備を目標とします。

項目	数 値	備 考
①地域生活支援拠点等の整備数	1 箇所	障害のある人の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数（圏域）



#### ④福祉施設から一般就労への移行

平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人はいませんでした。平成 32 年度においては、障害のある人の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標は、第 4 期計画で達成できなかった 4 人となります。

また、就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度の利用者の 2 割増を目指します。

なお、利用者については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られます。

項目	数 値	備 考
①平成 28 年度の年間一般就労移行者数	0 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
②平成 28 年度の就労移行支援事業利用者数	2 人	平成 28 年度に就労移行支援事業を利用した人数
③【目標値】 平成 32 年度の年間一般就労移行者数	4 人	平成 32 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 ※第 4 期における未達成分
④【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	4 人 (2.0 倍)	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数

#### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターの設置を目指し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築及び児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

また、医療的ケア児への適切な支援のため、平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	数 値	備 考
①児童発達支援センターの設置数	1 箇所	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設の設置。
②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1 箇所	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所数の設置

## 第4章 訪問系サービスについて

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援のサービスがあります。

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進するうえで、重要であることからサービス需要に応じたサービス量の提供体制を確保します。

なお、重度訪問介護事業については、平成30年度より入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用したり、そのニーズを的確に医療従事者に伝達したりなどの支援が利用できるようになります。

### 【サービスの種類及び内容】

区分	名称	サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や家事援助等の支援を行います。
		重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

### 【サービスの実績及び見込み】

種類	単位	H27 目標 (実績)	H28 目標 (実績)	H29 目標 (実績)	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間月	430 (300)	480 (310)	510 (318)	340	350	360
行動援護 重度障害者等 包括支援	人/月	31 (30)	35 (30)	38 (29)	31	32	33

## 第5章 日中活動系サービスについて

日中活動系サービスの利用は、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるため、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。そのため、利用者の個々のニーズに合わせて、適切なサービスが受けられるよう支援していきます。

また、平成30年度より、就労した障害者と企業等と連絡調整を行う就労定着支援事業と、一人暮らし障害者を支援する自立生活援助事業が開始されます。

### 【サービスの種類及び内容】

区分	名称	サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
		短期入所（ショートステイ） （福祉型、医療型）	自宅で介護する人の介護負担を軽減するために施設で介護を行います。
		自立生活援助 （平成30年4月開始）	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。
	訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 （平成30年4月開始）		障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。	

【サービスの実績及び見込量】

種類	単位	H27 目標 (実績)	H28 目標 (実績)	H29 目標 (実績)	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
生活介護	人日/月	968 (942)	1,012 (942)	1,078 (973)	1,012	1,034	1,056
	人/月	44 (42)	46 (44)	49 (45)	46	47	48
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	22 (0)	22 (0)	22 (0)	22	22	22
	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	210 (43)	210 (47)	210 (52)	66	66	66
	人/月	10 (2)	10 (2)	10 (3)	3	3	3
就労移行支援	人日/月	60 (20)	60 (31)	80 (47)	44	66	88
	人/月	3 (2)	3 (2)	4 (2)	2	3	4
就労継続支援 (A型)	人日/月	0 (0)	0 (17)	0 (25)	22	22	22
	人/月	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
就労継続支援 (B型)	人日/月	540 (454)	580 (516)	660 (554)	660	682	704
	人/月	27 (24)	29 (27)	33 (29)	30	31	32
就労定着支援	人/月	-	-	-	0	0	4
療養介護	人/月	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3
短期入所 (福祉型)	人日/月	96 (138)	108 (123)	120 (74)	65	65	65
	人/月	8 (9)	9 (9)	10 (6)	5	5	5
短期入所 (医療型)	人日/月	-	-	-	0	0	13
	人/月	-	-	-	0	0	1
自立生活援助	人/月	-	-	-	0	0	3

## 第6章 居住系サービスについて

居住系サービスには、施設入所支援、共同生活援助のサービスがあります。

障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるために、広域的にグループホームの計画的な設置を促進します。

### 【サービスの種類及び内容】

区分		名称	サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要とする障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。

### 【サービスの実績及び見込み】

種類	単位	H27 目標 (実績)	H28 目標 (実績)	H29 目標 (実績)	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
施設入所支援	人/月	25 (23)	24 (23)	23 (24)	22	21	20
共同生活援助	人/月	22 (21)	24 (23)	26 (22)	22	23	24

## 第7章 計画相談支援について

地域で生活するために必要となるさまざまな福祉サービス等をより効率的に利用していただくために、指定特定相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画（案）」を参考にサービスの支給決定を行います。

### 【サービスの実績及び見込量】

種類	単位	H27 目標 (実績)	H28 目標 (実績)	H29 目標 (実績)	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
計画相談支援	人/月	15 (12)	17 (16)	20 (15)	15	16	17
地域移行支援	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
地域定着支援	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1

## 第8章 障害児支援について（第1期小鹿野町障害児福祉計画）

障害児支援については、第1期障害児福祉計画として、数値目標をサービスごとに記載します（現在行っている事業については、実績値を記載しました）。平成30年度から開始されるサービスは見込量のみ記載します。

障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たって町は、県と連携し、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、障害のある児童が指定障害児入所施設等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていきます。

発達障害（小児の高次脳機能障害を含む。）については、早期に支援ができるよう周知を図ります。

### 【サービスの種類及び内容】

区分	名称	サービス内容
障害児サービス	児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	医療的ニーズの高い重症心身障害児に児童発達支援を行います
	放課後等デイサービス	就学児童（大学を除く。）に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。
	保育所等訪問支援	教育・保育施設を訪問し、障害のある児童に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、援助を行います。
	居宅訪問型児童発達支援（平成30年4月開始）	重度の障害の状態にあり、外出することが難しい障害のある児童を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。
	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設（平成30年4月開始）	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
	障害児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある児童の自立した生活を支え、障害のある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（平成30年4月開始）	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。	

【サービスの実績及び見込量】

種類	単位	H27 目標 (実績)	H28 目標 (実績)	H29 目標 (実績)	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
児童発達支援	人日/月	25 (32)	30 (15)	35 (10)	10	10	10
	人/月	5 (7)	6 (5)	7 (4)	3	3	3
医療型児童発達支援	人日/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	15
	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1
放課後等デイサービス	人日/月	66 (43)	66 (81)	66 (89)	90	90	90
	人/月	3 (3)	3 (5)	3 (6)	6	6	6
保育所等訪問支援	人日/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	15
	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	15
	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	人日/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
障害児相談支援	人/月	1 (2)	1 (2)	2 (1)	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/月	-	-	-	0	0	1



## 第9章 自立支援医療について

更生医療、育成医療、精神通院医療の自己負担は、原則として1割負担ですが、低所得世帯に属する人については、月当たりの負担額に上限が設定されています。

また、一定の負担能力がある人であっても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月当たりの負担額に上限を設定しています。

自立支援給付における自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

## 第10章 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように生活をサポートするサービスで、障害者のニーズに合わせて柔軟なサービスを提供することにより、障害の有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした事業です。具体的には、障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業を初め、成年後見制度利用支援事業、移動支援等があります。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断で地域特性等により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

(1) 必須事業

【サービスの種類及び内容】

区分	名称	サービス内容
地域支援生活事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害者及び障害児に対する理解を深めるために、町が実施する研修・啓発事業です。
	(2) 自発的活動支援事業	障害者及び障害児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
	(3) 相談支援事業	①相談支援事業 障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。
		②基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。 さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。
		③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業です。
	(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、制度の利用を支援する事業です。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。	

区分	名 称	サービス内容
地域支援生活事業	必須事業	(6) 意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児に、障害者及び障害児とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行う事業です。
		(7) 日常生活用具給付等事業 重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。
		(8) 手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
		(9) 移動支援事業 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。
		(10) 地域活動支援センター事業 障害のある人が通所により、創作活動又は生産活動の等を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。

【サービス実績及び見込量】

事業名	単位	H27 目標 (実績)	H28 目標 (実績)	H29 目標 (見込み)	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3
基幹相談支援センター		- (-)	- (-)	1 (0)	-	-	実施
② 基幹相談支援センター等 機能強化事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施 (実施)	実施 (実施)	実施 (実施)	実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	1 (1)	1 (1)	1 (11)	1	1	1
② 手話通訳者設置事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件	1 (2)	0 (2)	1 (2)	2	2	2
② 自立生活支援用具	件	1 (2)	4 (2)	2 (2)	2	2	2
③ 在宅療養等支援用具	件	1 (1)	1 (1)	7 (1)	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	件	3 (1)	2 (1)	3 (1)	2	2	2
⑤ 排泄管理支援用具	人	234 (276)	245 (288)	320 (300)	324	336	348
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0 (1)	1 (1)	2 (1)	1	1	1

事業名		単位	H27 目標 (実績)	H28 目標 (実績)	H29 目標 (見込み)	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
(8) 手話奉仕員養成研修事業 実養成講習終了見込者数		人	0 (4)	0 (4)	0 (1)	3	3	3
(9) 移動支援事業 実利用見込み者数/ 延べ利用見込時間数		人 時間	18 995.5 (900)	19 876 (1,050)	16 725 (1,200)	16 720	16 720	16 720
(10) 地域活動支 援センター	町内	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
		人	4 (4)	4 (5)	4 (6)	18	18	18
	他市町村	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
		人	12 (20)	18 (20)	16 (20)	4	4	4

## (2) 任意事業

### 【サービス種類及び内容】

名称		サービス内容
福祉ホーム		住居の確保が困難な障害者が生活の場を得るとともに社会復帰と自立のために必要な指導等を受ける施設です。
訪問入浴サービス事業		訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
更生訓練費支給事業		就労移行支援又は自立訓練の利用者で入所している者に更生訓練費を支給して社会復帰の促進を図ります。
施設入所就職支度金給付事業		就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する人に対し就職支度金を支給し社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託支援事業		知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着を図ります。
日中一時支援事業		障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。
社会参加 促進事業	障害者等生活支援事業（生活サポート事業）	介護給付支給決定者以外の障害者について、日常生活に関する支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。
	社会参加促進事業	障害者のスポーツ大会への参加、スポーツ・レクリエーション教室の開催、ボランティアによる声の広報の発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等を実施し社会参加の促進を図ります。

【サービス実績及び見込み量】

事業名	単位	H27 目標 (実績)	H28 目標 (実績)	H29 目標 (見込み)	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
福祉ホーム	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
訪問入浴サービス事業	人/月	1 (1)	1 (2)	1 (1)	1	1	1
更生訓練費支給事業	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
施設入所就職支度金給付事業	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
日中一時支援事業	人/月	22 (10)	25 (10)	28 (10)	10	10	10
障害者等生活支援事業（生活サポート事業）	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1

## 第 11 章 その他の福祉サービスについて

障害者の多様化するニーズにきめ細かく対応するため、保健、医療、福祉が相互に連携を図りながら、障害者個人のニーズにあったサービスの提供に努めます。

障害者総合支援法に定められたサービス以外に、今後も継続して以下のサービスを提供します。また、必要に応じサービスの新設、改正等を検討します。

### 【サービスの種類及び内容】

名称	サービス内容
在宅重度心身障害者手当支給	在宅で重度の心身障害者に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。
重度心身障害者医療費給付	重度心身障害者が診察を受けた場合に医療費の一部負担金を助成します。
福祉タクシー利用料金助成	重度の心身障害者に福祉タクシー利用券を交付し、利用料金の一部を助成します。
身体障害者手帳等診断書料金の助成	身体障害者手帳交付に係る診断書料金を助成します。
補装具・日常生活用具支給等に伴う自己負担金助成	心身障害者が補装具費及び日常生活用具の支給を受けたとき生じる負担金の一部を助成します。
障害児（者）生活サポート事業	障害児（者）を一時的に預かり、送迎等を行い、家族の介護負担を軽減します。
在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助	在宅で酸素療法をしている人で、常時酸素濃縮装置を使用している方に対し、酸素濃縮装置にかかる電気料金の一部を助成します。
自動車等燃料費助成	身体障害者が自ら所有し、運転する自動車等の燃料費の一部を助成します。
難病患者の通院に要する交通費補助	難病の治療及び人工透析等の通院に要する交通費の一部を助成します。
重度障害者居宅改善整備	重度障害者の日常生活における利便を図るため、居室、トイレ等の一部を改善整備する費用を一部助成します。



## 第Ⅳ部 計画の推進に向けて

### 第1章 計画の推進

#### 【現状と課題】

計画の推進にあたっては、障害者が地域で自立して生活していくための計画であることから、具体的な事業の企画や実施にあたっては、障害者の意見や要望が十分反映されるよう障害者自身が参画できるよう努める必要があります。

また、障害者策施を推進するためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。地域の特性を生かしながら、地域福祉を推進する必要があります。

さらに、民生委員・児童委員は、障害者の相談活動、各種福祉サービスの周知など活動場面の増加が予想されることから、地域住民とのパイプ役として、十分な情報交換と連携が図られるよう支援します。

#### 【施策の内容】

##### ■町民参加による福祉活動の展開

- ・社会福祉協議会の充実、ボランティア団体等の育成等に努めます。
- ・障害者が住み慣れた地域社会で、生きがいをもって、安心して暮らすために、住民参加型サービスの充実と担い手の育成に努めます。
- ・障害者団体による福祉向上のための活動を支援するとともに、障害者も含めた町民、地域社会、企業などが役割を分担し、共に力を合わせて地域福祉の推進に取り組んでいける社会づくりに努めます。

##### ■民間団体などとの連携

- ・サービスが総合的・効果的に推進されるよう、社会福祉法人、医療機関、民間事業者、民生委員・児童委員協議会、障害者団体、保護者団体などと連携強化を図ります。

## 第2章 障害福祉に係る行政などの体制

### 【現状と課題】

障害福祉サービスを提供する上で、広域的に対応することが望ましい事業や共通する行政課題については、近隣市町と連携して、共同で実施することが必要です。

また、より大きな課題については、国・県との連携のもとに総合的な施策の推進を図る必要があります。

計画内容が町行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課からなる庁内推進体制を確立し、効果的なサービスの提供に努める必要があります。

### 【施策の内容】

#### ■推進体制の確立

- ・ 計画に定めた各事業の推進に当たっては、国・県との連携を図るとともに、秩父郡市1市4町での協議を進め、連携して総合的な施策の推進に取り組みます。
- ・ 秩父地域自立支援協議会を活用し、本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、相談事業の評価や困難事例への対応等の協議、調整を行います。
- ・ 計画の推進にあたっては、庁内の推進体制を確立し、計画的、効果的な事業の実施に努めます。

#### ■人材の養成・確保

- ・ 障害者の福祉・保健・医療にかかるニーズに適切に対応できるよう、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士やホームヘルパーなどの専門職員や、スポーツ・芸術活動などの指導を行う人材の育成に努めます。
- ・ 障害者の多様化するニーズに対応できるサービスを提供するため、職員研修を実施し、資質の向上を図ります。

### 第3章 達成状況による点検・評価

各年度において障害福祉サービスのサービス支給量、地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況について点検・評価します。また、3年ごとの計画見直しの際に策定委員会において、計画の点検・評価を行います。

計画策定の際には、アンケート調査などを行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、策定委員会において計画の点検・評価を行います。

アンケートなどで、把握しきれない詳細部分については、随時聞き取り調査などにより点検・評価を行います。さらに、普段のケースワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員、ホームヘルパーなどからの情報により、意向の把握に努め、計画を点検・評価し改善に努めます。

「計画 (Plan) =>実施 (Do) =>検証・評価 (Check) =>改善 (Action)」のすべての段階に住民が参加できる体制を整備していきます。

## 資料編

### 1 第2次小鹿野町障害者計画の実施状況

#### (1) 実施状況の概要

施策の名称	項目数	○計画どおり進行している		△やや取組が遅れている		×大幅に取組が遅れている		掲載ページ
		項目数	割合 (%)	項目数	割合 (%)	項目数	割合 (%)	
1 やさしいこころのまちづくり	18	11	61.1	5	27.8	2	11.1	P71
2 いきいきと生活できるまちづくり	39	34	87.2	2	5.1	3	7.7	P76
3 すこやかに育むまちづくり	24	22	91.7	2	8.3	0	0	P84
4 生きがいのあるまちづくり	8	1	12.5	6	75.0	1	12.5	P90
5 安心・安全なまちづくり	17	10	58.8	7	41.2	0	0	P92
合計	106	78	73.6	22	20.8	6	5.6	—

## (2) 項目ごとの実施状況

### 施策1 やさしいところのまちづくり

#### ① 基盤整備の推進

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 (H29は見込み) 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後 の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
町民と行政の交流の推進	(1)交流の機会の促進 1- (1) -①	懇談会等の開催により、交流の機会を促進します。	懇談会等について、まだ実施できていません。	×	継続して実施	福祉課
交流拠点づくり	(2)障害者の交流の拠点づくり 1- (1) -②	障害者の交流の機会と場の充実を図ります。	地域活動支援センター（ふれあい作業所）利用者 H27 18人 H28 16人 H29 16人	○	継続して実施	福祉課
情報提供体制の確立	(3)インターネットによる町民への情報提供 1- (1) -③	本町のインターネットのホームページに、障害者に必要と思われる情報を掲載していきます。パソコンや携帯電話からの閲覧が可能となっており、情報提供の充実を図ります。	広報おがの及び町ホームページに、燃料費補助、難病患者通院交通費補助、在宅酸素療法補助、障害者差別解消、障害者虐待防止等の情報を掲載しています。	△	継続して実施	福祉課 総務課
	(4)障害者向けの効果的な情報提供 1- (1) -③	情報入手が難しい障害者には、視覚障害者用拡大読書器など日常生活用具の給付や声の広報等の配市により、情報の提供に努めます。	・視覚障害者用拡大読書器の給付 H27 0件 H28 1件 H29 0件 ・声の広報 年12回発行（小鹿野町社会福祉協議会）	○	継続して実施	福祉課 社会福祉協議会
行政の推進体制の確立	(5)庁内各課連携体制の確立 1- (1) -④	計画の推進を図るため、庁内関係課の連携体制の強化を図ります。	・障害者差別解消職員研修 H27 0回 H28 1回 H29 1回 ・町内の障害福祉サービス事業所等一覧等を各課に配付	△	継続して実施	総務課 福祉課

<p>(6)関係機関との連携体制の確立 1- (1) -④</p>	<p>計画の総合的な推進を図るため、国・県をはじめ、近隣市町村や保健・医療・福祉等関連分野の各機関との連携体制の確立を図ります。</p>	<p>秩父地域自立支援協議会の開催（1市4町の障害福祉担当、県、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等で構成し、秩父地域の障害福祉に関するシステムづくりの協議の場）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会 各年度 2回</li> <li>・運営会議 各年度6回</li> <li>・はたらく部会（就労支援）、くらす部会（生活支援）、そだてる部会（療育支援） 各年度5～6回</li> <li>・相談支援連絡会議 各年度12回</li> <li>・サービス管理者と相談支援専門員の連携研修 各年度1回</li> <li>・グループスーパービジョン研修 各年度1回～2回</li> </ul>	<p>○</p>	<p>継続して実施</p>	<p>福祉課 保健課 町立病院</p>
<p>(7)市民のプライバシー保護 1- (1) -④</p>	<p>本町は、個人情報やプライバシーの保護について慎重に配慮して業務を行っていますが、今後、さらに人権に配慮し、個人情報やプライバシー保護に努めます。</p>	<p>個人情報に関する情報（個人番号に関する情報を含む。）については、施錠できる保管庫の管理するとともに電話等による照会に対しては本人確認の上回答することとしています。</p>	<p>○</p>	<p>継続して実施</p>	<p>総務課 福祉課</p>

② 福祉の環境づくり

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後 の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
理解と交流の促進	(8)広報・広聴活動の充実 1-(2)-①	町広報紙等に障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者に関わる情報を順次掲載していく等、広報活動の充実を図ります。施策等の広報に当たっては、専門用語の使用を避けるなど、分かりやすいものとするよう配慮します。また、広聴活動については、機会があるごとに障害者団体等を通じて行うなど障害者の意見・要望を幅広く取り入れることができるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報おがの及び町ホームページに、燃料費補助、難病患者通院交通費補助、在宅酸素療法補助、障害者差別解消、障害者虐待防止等の情報を掲載しています。</li> <li>・ 障害者差別解消講演、あいさポーター研修、成年後見制度講演会、精神障害者理解に対する理解啓発研修等について、町内の団体、民間企業等に通知を配付しています。</li> </ul>	△	継続して実施	総務課 福祉課
	(9)啓発・交流活動の充実 1-(2)-①	障害者に関する正しい知識の普及や理解に努めるための、啓発活動を推進します。町民一人一人が、思いやりをもって必要ときに必要な手助けができる環境となるように交流活動の場を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消講演、あいさポーター研修、成年後見制度講演会、精神障害者理解に対する理解啓発研修等について、町内の団体、民間企業等に通知を配付。</li> <li>・ 障害者差別解消講演会（秩父圏域で実施） H27 0回 H28 1回 H29 1回</li> <li>・ あいさポーター研修（秩父圏域で実施） H27 0回 H28 3回 H29 3回</li> <li>・ 精神障害者理解に対する理解啓発研修 H27 1回 H28 1回 H29 1回</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課
	(10)障害者週間における啓発 1-(2)-①	障害者週間(12月3日～12月9日)を中心に、町民の障害に対する正しい知識の普及を図るために、広報紙やポスターによるPRを進めます。	障害者週間における県の実施する事業等について、広報おがの及びポスターによるPRしています。	△	充実して実施	福祉課
	(11)一般の方への理解の推進 1-(2)-①	身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者への理解を深め、障害者が差別をされたり、権利を侵害されることのないように一層の啓発活動に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消講演、あいさポーター研修、成年後見制度講演会、精神障害者理解に対する理解啓発研修等について、町内の団体、民間企業等に通知を配付しています。</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課
福祉教育の充実	(12)福祉教育の充実 1-(2)-②	町では、保育所（園）、幼稚園、学校教育を通じて、障害や障害者に対する理解を広めるための福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小学校の総合的な学習で、車椅子体験、アイマスク体験等を行っている。</li> <li>・ 中学校で、特別養護老人ホーム小鹿野苑、花菖蒲・両</li> </ul>	○	継続して実施	学校教育課

	を進めてきました。子どもの頃から年齢に応じた福祉の心をもてるよう、家庭を含め地域、学校、行政が連携し、子どもたちが福祉について学ぶ機会の提供に努めます。	紳等において、職場体験を行っている。			
--	--	--------------------	--	--	--

③支える人づくり

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
人材の育成	(13)専門的人材の育成 1- (3) -①	福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育て、確保していくことが欠かせません。保健師やホームヘルパー等に専門的知識を身に付けるための研修等を行い、資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各保健師が県・保健所の研修に参加しています。精神疾患、発達障害などの専門相談に同行することもあります。</li> <li>臨床心理士がふれあい作業所の職員に対し、精神保健に関する研修を年に1～2回行っている。</li> <li>小鹿野町ヘルパーステーションのヘルパー対象の研修、地域包括ケア会議において、精神障害者に対する理解啓発、障害者手帳制度、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、障害虐待防止、成年後見制度等の研修を行っています。</li> </ul> H27 1回 H28 2回 H29 1回	○	継続して実施	福祉課 保健課
	(14)町職員研修の充実 1- (3) -①	障害について町職員の理解を促進するために、研修の充実を図り、町職員の資質向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消研修会を開催し、各課職員が参加しています。</li> </ul> H27 0回 H28 1回 H29 1回	△	継続して実施	総務課 福祉課
ボランティア活動の支援	(15)ボランティア講座の充実 1- (3) -②	ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性や創意工夫が期待されます。今後は、社会経験の豊富な、定年退職後の高齢者等の人材の発掘も必要です。ボランティア講座の開催や講座修了者の活動を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支えあいボランティア研修を県・社会福祉協議会主催でH28に児童館等で4回開催。</li> <li>福祉有償運送（ハッピーパートナー）の運転手研修をH28に児童館で開催（1日）。</li> <li>料理ボランティア勉強会をH28に開催。（配色サービス等で活動）</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課 社会福祉協議会
	(16)ボランティアに関する情報提供の充実 1- (3) -②	町のホームページにボランティア支援のページがあり、情報提供をしています。ボランティアを依頼するとき、ボランティア活動に参加するとき等の情報の充実を図ります。	町ホームページには、現在ボランティアのページは、ありませんが、ホームページを改修中ですので、今後掲載していきます。	×	継続して実施	福祉課



④ 権利擁護のとりくみ

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
権利擁護の推進	(17)権利擁護事業の普及 1- (4) -①	社会福祉協議会の事業として、権利擁護事業があります。知的障害者や精神障害者等判断能力が十分でないため、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等を行います。また、窓口等における障害者への配慮について意識の向上を図るとともに障害者虐待防止センターの24時間対応を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心サポート利用者数 H27 3人 H28 3人 H29 3人</li> <li>・障害者虐待防止センターについては、日中は福祉課(TEL75-4109)、夜間は小鹿野庁舎(TEL75-1221)警備委託先が受付け、担当課が24時間対応としています。</li> <li>・障害者虐待件数 H27 0件 H28 2件 H29 0件</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課 社会福祉協議会
	(18)成年後見制度の普及 1- (4) -②	知的障害者や精神障害者等の判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を行う成年後見制度及び法人後見や市町村長による申立ての制度について、機会があるごとに障害者団体等を通じてPRするとともに町広報等より周知し、普及を図ります。相談窓口である町の関係職員の資質を向上するなどの相談体制の整備等、制度の利用を促進するための体制を整備します。また、成年後見制度利用支援事業を継続して行うとともに、成年後見制度法人後見事業を行い、法人後見人の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度法人後見講演会を開催。 H27 1回 H28 1回 H29 1回</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課

施策2 いきいきと生活できるまちづくり

① 相談体制の整備

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27~29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後 の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
相談体制 の整備	(19)総合相談 窓口の整備 2- (1) -①	<p>障害者の様々な相談に対応できるよう、相談支援事業者等との連携を図り、相談体制の充実を図ります。民生委員・児童委員、身体障害者相談員や知的障害者相談員等身近な相談体制の充実を図るとともに障害者による障害者の相談体制も充実させていきます。</p> <p>特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関と連携するとともに、相談窓口である町の関係職員の資質を向上し、自立支援医療、障害者手帳、障害年金制度の周知、雇用継続等の適切な支援を図ります。また、特定疾病により介護保険制度が適用される第2号被保険者については、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者や民生児童委員等からの相談内容に応じ、丁寧な対応を心がけ、必要に応じ相談支援事業所と連携し対応しています。</li> <li>・平成27年度から町内の幼稚園、保育所、子育て支援センターを対象に発達支援巡回事業を実施しています。</li> <li>・特定疾病による介護保険制度の適用者も含む介護保険サービス利用者に対する、障害福祉サービスからの切れ目のない支援について、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強め、支援しています。</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課

② 福祉サービスの充実

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27~29 実施状況 (Do)				評価 (Check)	改善・今後 の方向性 (Action)	担当課				
項目	事業名	事業内容		H27	H28	H29							
日中活動の場の確保(訪問系サービス・日中活動系サービス)	(20)居宅介護(ホームヘルプ) 2-(2)-①	日常生活に支障のある身体・知的・精神に障害のある人や障害児を対象に自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護の充実を図ります。	単位 目標 実績	H27 430 304	H28 480 325	H29 510 332	○	目標 H30 340 H31 350 H32 360 目標 H30 31 H31 32 H32 33	福祉課				
	(21)重度訪問介護 2-(2)-①	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	単位 目標 実績	H27 31 30	H28 35 29	H29 38 30	○			福祉課			
	(22)同行援護 2-(2)-①	移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。					○				福祉課		
	(23)行動援護 2-(2)-①	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援の充実を図ります。					○					福祉課	
	(24)重度障害者等包括支援 2-(2)-①	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にいき、支援します。					○						福祉課
	(25)短期入所(ショートステイ) 2-(2)-①	自宅で介護する人が病気等の理由で一時的に介護ができない場合に施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う短期入所の利用促進を図ります。	単位 目標 実績	H27 96 136	H28 108 78	H29 120 74	○						
(26)生活介護 2-(2)-①	常に介護を必要とする人に障害者支援施設等で、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	単位 目標 実績	H27 968 938	H28 1,012 967	H29 1,078 945	○	目標 H30 1,012 H31 1,034 H32 1,056 目標	福祉課					
		単位	H27	H28	H29								

		目標 人/月 44 46 49 実績 人/月 43 43 45		H30 46 H31 47 H32 48	
(27)自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 2- (2) -①	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行い、支援します。	<b>機能訓練</b> 単位 H27 H28 H29 目標 人日/日 22 22 22 実績 人日/日 0 0 0  単位 H27 H28 H29 目標 人/月 1 1 1 実績 人/月 0 0 0	○	目標 H30 22 H31 22 H32 22 目標 H30 1 H31 1 H32 1	福祉課
	<b>生活訓練</b> 単位 H27 H28 H29 目標 人日/日 210 210 210 実績 人日/日 17 42 56  単位 H27 H28 H29 目標 人/月 10 10 10 実績 人/月 1 2 3	目標 H30 66 H31 66 H32 66 目標 H30 3 H31 3 H32 3			
(28)就労移行支援 2- (2) -①	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、雇用への移行に向けた支援を行います。	単位 H27 H28 H29 目標 人日/日 60 60 80 実績 人日/日 47 20 43  単位 H27 H28 H29 目標 人/月 3 3 4 実績 人/月 2 1 2	○	目標 H30 66 H31 66 H32 66 目標 H30 2 H31 3 H32 4	福祉課
(29)就労継続支援（雇用型・非雇用型） 2- (2) -①	A型（雇用型）： 利用者と事業者が雇用関係を結び、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	単位 H27 H28 H29 目標 人日/日 0 0 0 実績 人日/日 0 99 22  単位 H27 H28 H29 目標 人/月 0 0 0 実績 人/月 0 1 1	○	目標 H30 22 H31 22 H32 22 目標 H30 1 H31 1 H32 1	福祉課
	B型（非雇用型）： 一般企業等で雇用されることが困難な人に就労の機会を提供し、支援します。	単位 H27 H28 H29 目標 人日/日 540 580 660 実績 人日/日 476 505 590		目標 H30 660 H31 682 H32 704	

			単位 H27 H28 H29 目標 人/月 27 29 33 実績 人/月 25 27 29		目標 H30 30 H31 31 H32 32	
	(30)療養介護 2- (2) -①	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	利用者数 H27 3人 H28 3人 H29 3人	○	継続して実施	福祉課
	(31)児童発達支援 2- (2) -①	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行い、支援します。	単位 H27 H28 H29 目標 人日/日 25 30 35 実績 人日/日 38 15 8  単位 H27 H28 H29 目標 人/月 5 6 7 実績 人/月 9 5 3	○	目標 H30 10 H31 10 H32 10 目標 H30 3 H31 3 H32 3	福祉課
住まいの場の確保	(32)施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等） 2- (2) -②	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行い、支援します。	単位 H27 H28 H29 目標 人/月 25 24 23 実績 人/月 23 22 23	○	目標 H30 22 H31 21 H32 20	福祉課
	(33)共同生活援助（グループホーム） 2- (2) -②	介護を必要とする障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。また、地域での生活を支援するためにグループホームの整備を広域的に促進します。	単位 H27 H28 H29 目標 人/月 22 24 26 実績 人/月 20 23 22	○	目標 H30 22 H31 23 H32 24	福祉課
地域生活支援の充実	(34)相談支援事業 2- (2) -③	在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援するため、障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	相談支援事業所数 H27 3箇所 H28 3箇所 H29 3箇所	○	継続して実施	福祉課
	(35)移動支援事業 2- (2) -③	屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進します。	実利用者数 H27 19人 H28 16人 H29 16人	○	継続して実施	福祉課
	(36)意思疎通	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等	実利用者数	○	継続して実	福祉課

	支援事業 2- (2) -③	の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	H27 1人 H28 1人 H29 1人		施	
	(37)日常生活用具給付等事業 2- (2) -③	重度障害のある人等に対し、日常生活用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。	利用者数 (住宅改修費を除く。) H27 31人 H28 43人 H29 35人	○	継続して実施	福祉課
	(38)福祉ホーム 2- (2) -③	住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	利用者数 H27 0人 H28 0人 H29 0人	×	継続して実施	福祉課
	(39)地域生活支援センター事業 2- (2) -③	障害のある人に対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進等により、障害のある人の地域生活支援に努めます。	地域生活支援センターアクセス 利用者数 H27 1人 H28 1人 H29 人	○	継続して実施	福祉課
	(40)訪問入浴サービス事業 2- (2) -③	看護師等と介護職員が、重度の身体障害等により家庭での入浴が困難な人の家を訪問し、入浴サービスを提供します。	利用者数 H27 1人 H28 2人 H29 1人	○	継続して実施	福祉課
	(41)更生訓練費給付事業 2- (2) -③	更生訓練を効果的に受けるために必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給し、支援します。	利用者数 H27 0人 H28 0人 H29 0人	×	継続して実施	福祉課
	(42)日中一時支援事業 2- (2) -③	在宅の障害児(者)を、障害福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。	実利用者数 H27 10人 H28 10人 H29 10人	○	継続して実施	福祉課
	(43)自動車運転免許取得・改造費助成事業 2- (2) -③	重度身体障害者が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成し、社会復帰の促進を図ります。	利用者数 自動車運転免許取得 H27 0人 H28 0人 H29 0人 自動車改造費 H27 0人 H28 1人 H29 0人	○	継続して実施	福祉課
	(44)芸術・文化講座開催等事	障害者の文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会等文	手話サークル等の活動について、健康ふれあいフェスティバルへの参加、広報による活動の周知等を支援してい	△	継続して実施	福祉課

	業 2- (2) -③	化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。	ます。			
	(45)声の広報等発行事業 2- (2) -③	小鹿野町社会福祉協議会では、毎月「広報おがの」をボランティアが朗読した声の広報を作成し、視覚障害者に配市しています。今後も、障害者の方が地域生活を送る上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。	毎年度 12回発行（毎月）	○	継続して実施	福祉課
	(46)手話奉仕員養成研修事業 2- (2) -③	手話奉仕員養成研修の実施について、秩父定住自立圏など広域的な事業としての実施を検討します。	手話奉仕員の養成講座を、ちちぶ定住自立圏事業として、平成27年度から実施しています。 手話奉仕員登録者数 H27 4人 H28 4人 H29 講座開催中（受講生3人）	○	継続して実施	福祉課
補装具費の支給	(47)補装具費の支給促進 2- (2) -④	障害者の暮らしを容易にするために、失われた身体機能を補完又は代償するために必要な補装具費の支給を行っています。今後も、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。	・補装具費の支給者数 H27 34人 H28 28人 H29 27人 ・町ホームページに掲載していますが、広報紙には掲載できていません。	△	継続して実施	福祉課
各種福祉サービスの支援	(48)障害児（者）生活サポート事業の充実 2- (2) -⑤	障害児・者生活サポート事業は、障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で、障害児・者やその家族の必要に応じて、障害児・者の一時預かり、送迎サービス、外出援助等を行う事業です。障害児・者の実状を考慮し、より一層のサービスの充実を図ります。	障害児・者生活サポート事業の利用者数 H27 64人 H28 62人 H29 61人	○	継続して実施	福祉課
	(49)緊急通報システムの整備促進 2- (2) -⑤	在宅の一人暮らし老人及び重度の障害者の家庭に、緊急通報システムを設置し、緊急事態に備える制度です。引き続き、緊急通報装置の設置に努めます。	緊急通報システムの利用者数 H27 93人 H28 91人 H29 91人	○	継続して実施	福祉課
	(50)難病施策の検討 2- (2) -⑤	難病患者の通院に要する交通費補助はもちろん、難病患者が各種福祉サービスを利用できるよう整備していきます。	難病患者については、障害者手帳がなくても障害福祉サービスを利用できる旨を相談者に案内しています。	○	継続して実施	福祉課

	(51)地域活動支援センターへの支援 2- (2) -⑤	おがのふれあい作業所は、在宅の精神障害者が活動を通じて病気の再発を防ぐとともに社会適応能力の向上を図り、社会復帰を目指す施設です。	地域活動支援センター（おがのふれあい作業所）の利用者数 H27 18人 H28 16人 H29 16人	○	継続して実施	福祉課 保健課
	(52)福祉の店への支援 2- (2) -⑤	おがのふれあい作業所で作ったものを販売する福祉の店の充実を図ります。現在は小鹿野町長寿ハウスで週4回、店を開いていますが、商品の販売だけでなく、町民と障害者のふれあいの拠点として充実を図ります。	おがのふれあい作業所で作ったものを小鹿野町長寿ハウスで月曜から木曜の週4回、店を開いて一般の方との交流の場となっています。	○	継続して実施	福祉課 保健課
財政援助の周知	(53)各種軽減・年金・手当制度等の周知 2- (2) -⑥	障害者手帳の等級に応じた公的なサービスには、JR・私鉄・タクシー運賃等の割引や、税金の控除、NHK受信料の免除等、さまざまな割引制度があります。町では関係機関と協力してPRを行い、周知を図ります。また、公的年金制度、各種手当制度等の周知を図ります。	障害者手帳の交付時や問合せがあった際に、障害に内容、等級に応じて利用できる制度について、案内しています。	○	継続して実施	福祉課



③ 住宅環境の整備促進

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27~29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
住宅環境の整備促進	(54)住宅改修費給付事業の周知 2- (3) -①	<p>下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者3級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、居宅内での移動を円滑にするために、小規模な住宅改修を行う場合に資金の一部を給付します。(日常生活用具給付事業)</p> <p>下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者2級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、日常生活の環境改善と自立を促進するために、居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に、資金の一部を給付します。(居宅改善整備費補助金)</p>	<p>・日常生活用具給付事業(住宅改修)利用者数 H27 1人 H28 1人 H29 0人</p> <p>・居宅改善整備費補助金 H27 0人 H28 0人 H29 0人</p>	○	継続して実施	福祉課
	(55)障害者住宅資金事業の周知 2- (3) -①	<p>身体障害者と知的障害者を対象に、住宅の新築・改築について、住宅資金の貸付を行っています。社会福祉協議会とともに周知を図ります。(埼玉県障害者福祉資金)</p>	埼玉県生活福祉資金貸付制度について、相談者があった際に必要に応じて、案内をしています。	○	継続して実施	福祉課 社会福祉協議会
	(56)町営住宅等の整備 2- (3) -①	本町には364戸の町営住宅がありますが、昭和40年代に建築されたものが多く、建て替えが必要となってきています。建て替えの際には、障害者や高齢者に配慮した住宅の整備を推進していきます。	現在は322戸で、建て替えの際には、畳でなくフローリングとして床をバリアフリーとしたり、洋式トイレにしています。	○	継続して実施	建設課
	(57)民間住宅等の整備支援 2- (3) -①	障害者が暮らしやすい民間住宅の整備を促進するため、身体障害者や高齢者に配慮した住宅建設・改造について相談できる体制の整備を検討していきます。	住宅建設・改造について相談できる体制は、まだ整備できていません。	×	継続して実施	福祉課

施策3 すこやかに育むまちづくり

①保健・療育・医療体制の整備

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後 の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
健康診査 の充実	(58)乳幼児健康診査の充実 3- (1) -①	発達のみずきを早期に発見し、早期治療により児童の健全育成を図ることを目的として乳幼児健康診査を実施しています。要経過観察児に対しては、言語聴覚士による言語相談、理学療法士によるリハビリ相談を行っています。また、医療でのフォローを必要とする乳幼児に対しては、適切な医療機関を紹介しています。 今後も、健診の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。また、要経過観察児に対しては、フォロー体制を充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1、6歳児健診、3歳児健診において臨床心理士の相談を実施しています。要経過観察児に対しては、町の子どものこころの相談やはぐくみ相談（言語相談・運動発達相談）を実施しています。</li> <li>・幼稚園、保育所と連携し、相談事業や適切な医療受診をすすめています。</li> </ul>	○	継続して実施	保健課
	(59)障害の発生予防・早期発見・早期治療 3- (1) -①	障害の発生予防・早期発見・早期治療のために、各種健康診査、がん検診、健康相談、健康教育、機能訓練、食生活改善推進運動による町民への健康づくり・障害への理解促進の啓発活動等、きめ細かな保健サービスの提供を図るとともに、健康管理システムの充実に努めます。 特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関とより密接な連携を図ります。	保育所、幼稚園において <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て能力に欠ける保護者に、ペアレントトレーニングへの参加を勧めています。</li> <li>・「妊婦のときは喫煙しない」などの通知を保護者に送ったり、ポスターの掲示をしたりして意識の啓発をしています。</li> <li>・平成27年度から町内の幼稚園、保育所、子育て支援センターを対象に発達支援巡回事業を実施しています。</li> </ul> 福祉課において <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度から精神障害者に対する理解啓発研修を希望する事業所等に対して行っています。</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課 保健課 住民課 学校教育課
地域療育体制の整備	(60)乳幼児訪問指導の充実 3- (1) -②	乳幼児に対し、発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児上必要な事項について適切な訪問指導を実施するとともに、異常の早期発見や治療について助言します。 また、疾病や障害のある乳幼児と保護者に対しても、療育上の支援を行	保健師、子育て支援センター保育士による新生児訪問、管理栄養士による離乳食訪問等、発育・発達に応じて相談を受けています。	○	継続して実施	保健課

		います。			
(61)障害児の療育相談の充実 3- (1) -②	障害児の親が抱えているさまざまな悩みの専門相談を行い、関係機関との連携を図り、療育上の支援を行います。また、秩父市の「星の子教室（児童発達支援）」との連携により、発達につまずきなどのある未就学児童やその保護者に対する支援、療育指導などの充実に努めます。	発達障害児等の相談に保健師、障害福祉担当で対応し、必要に応じ、「星の子教室（児童発達支援）」の利用を勧めています。	○	継続して実施	福祉課 保健課
(62)児童館・子育て支援センターでの支援の充実 3- (1) -②	乳幼児を持つ親子を対象に親子教室や相談事業を行っています。障害の発生予防として親子教室の中で、発達につまずきのある乳幼児への支援を関係機関と連携しながら行っていきます。	・親子教室「ちびっこサロン」にて、子育て支援センターの協力を得て、アドバイスや相談を実施しています。 ・子育て支援センター事業の中に、保健師・管理栄養士が入って発育・発達相談を実施しています。	○	継続して実施	福祉課 保健課 住民課
(63)機能訓練・保育の充実 3- (1) -②	障害児の自立のために、集団指導等さまざまな保育を通して、障害がある子どもたちの日常生活能力の発達や集団生活への適応の訓練を支援します。	・はぐくみ相談、発達巡回事業により個別相談を実施しています。 ・保育所、幼稚園で、障害のある子ども含む全員でサーキット遊びや平均台遊びなどを行っています。 ・関節が柔らかい児童は、足首を保護するハイカットの上履きを使用しています。	○	継続して実施	福祉課 保健課 住民課
(64)障害児保育の充実 3- (1) -②	障害のある子どもに対する保育サービスをさらに充実し、集団保育が可能で保育に欠ける児童について、特別保育事業の充実を図ります。また、障害児保育を促進するため、保育士の研修を行う等受入れ体制の充実を図ります。障害児の放課後における学童保育については、関係機関と連携を図りながら受入れ体制の充実を図ります。（特別保育事業実施支援）	・民間保育所においては、障害児がいる場合は特別保育を実施しています。 ・町立保育園、幼稚園においては、障害のある児童がいる場合は、保育士を増員しています。 ・必要に応じ、保健師、PT（理学療法士）等呼んで対応を検討しています。 ・県が行う障害児支援の研修を保育士が随時受講しています。 ・小学校に上がる際に、必要に応じ児童の様子を引継ぎしています。	○	継続して実施	住民課
(65)障害児等療育支援事業の周知	県で行う障害児等の支援事業の周知を図ります。	県が行う地域療育センターについて、必要に応じ案内をしています。	○	継続して実施	福祉課

機能訓練の推進	(66)機能訓練事業の充実 3- (1) -③	町立小鹿野中央病院の訪問リハビリテーションの活用を促進する等、機能訓練の充実を図ります。	デイサービス(小鹿野・倉尾・両神)にPT(理学療法士)、OT(作業療法士)が月1回訪問し、リハビリやアドバイスを行っています。	○	継続して実施	町立病院
医療環境の充実	(67)地域ケア体制の整備 3- (1) -④	本町では、町立小鹿野中央病院と保健福祉センターが一体となり「地域包括ケアシステム」の推進をしています。保健・医療・福祉が一体となり、健康維持・増進、治療、介護等の包括ケア体制の充実を図ります。	医師、看護師、保健師、保健福祉担当職員が参加する 包括ケア会議、地域ケア会議をそれぞれ月2回開催し、町立病院医療連携室、保健福祉センターの連携をし、病院や訪問看護師から挙げられた事例の検討等を行っています。	○	継続して実施	福祉課 保健課 町立病院
	(68)障害者医療体制の充実 3- (1) -④	医師会、歯科医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、障害者が気軽に受診できる地域医療体制の整備を促進します。また、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。	・町立病院では、障害者に限らず、訪問診療を行っています。 ・訪問看護ステーションによる訪問看護を行っています。	○	継続して実施	保健課 町立病院
	(69)在宅医療体制の充実 3- (1) -④	医療機関による障害者への訪問診療、訪問看護の充実を医師会や関係機関の理解を得ながら、促進します。また、往診による歯科診療の充実を図るため、歯科医師会と連携を密にし、その充実を図ります。	・障害者施設において、歯科検診を行っています ・障害者に限らず、病院に入院中の人に対し、歯科診療の往診を行っています。また、退院後等も自宅へも往診しています。	○	継続して実施	保健課 町立病院
	(70)自立支援医療の促進 3- (1) -④	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成されています。自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。	更生医療 H27 1人 H28 1人 H29 0人 育成医療 H27 2人 H28 8人 H29 0人 精神通院医療 H27 150人 H28 157人 H29 158人	○	継続して実施	福祉課
	(71)医療費公費負担制度の推進 3- (1) -④	本町では、障害者の経済的支援を図るため、重度心身障害者医療費助成(1~3級の身体障害者手帳所持者、○A~Bの療育手帳所持者、1級の精神保健福祉手帳所持者のうち65歳未満で重度心身障害者となった人)を実施しています。医療費公費負担制度の周知に努め、障害者への	受給者数 H27 442人 H28 424人 H29 415人	○	継続して実施	福祉課

		医療費負担に対する経済的支援を、引き続き行います。				
精神保健活動の推進	(72)精神障害者社会復帰事業の推進 3- (1) -⑤	精神障害者の社会復帰を進めるため、県で実施している精神障害者地域移行支援事業等について周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秩父保健所主催の精神障害者地域移行支援連絡会議に参加し、情報共有をしています。</li> <li>・平成29年度から精神障害者に対する理解啓発研修を希望する事業所等に対して行っています。</li> </ul>	△	継続して実施	福祉課

②特別支援教育の充実

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後 の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
就学前教育の充実	(73)幼稚園における障害のある幼児の受入れの促進 3- (2) -①	障害のある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人との関わりを広げることも大切です。今後も、障害のある幼児の受入れ体制の充実を図ります。	生活指導補助員を配置して、気にかかる児童（発達障害等）について、保護者の意見を聞きながら支援を行っています。 幼稚園、保育所、子育て支援センターを対象に発達支援巡回事業を行い、保育士や保護者に対し、アドバイスを行っています。	○	継続して実施	学校教育課
学校教育の充実	(74)教職員の資質の向上 3- (2) -②	教職員がさまざまな障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるとともに児童生徒一人一人に応じた適切な指導ができるように、研修体制を充実し教職員の資質の向上に努めます。	・就学支援委員会の中で、子どもとの関わりの方法、どういふところとつながりを持って対応するのがいいかなど情報共有をしています。 ・特別支援教育の担当者を集めて、支援学校を中心とする秩父地域の支援チームに入っている大学教授を講師に招くなど年に1～2回研修会を行っています。	○	継続して実施	学校教育課
	(75)就学・教育相談の充実 3- (2) -②	就学相談や教育相談において、障害のある幼児児童生徒の障害の特性や程度を的確に把握し、保護者に情報を提供して指導・助言を行っています。今後も、早期から相談に応じ、その子に適した教育が受けられるよう就学相談等の活動の充実を図っていきます。	・保護者からの申し出により、特別支援学校の見学等を指導主事が支援しています。（平成29年度から支援学校の見学ができるようになった。） ・就学支援委員会の中で、子どもとの関わりの方法、どういふところとつながりを持って対応するのがいいかなど情報共有をしています。	○	継続して実施	学校教育課
	(76)特別支援教育の充実 3- (2) -②	障害のある児童生徒の教育は、自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、特別支援学級の設置等適切な教育的支援を行うという考えに基づいて推進していきます。各学校においては、在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒については、校内委員会を設置し、特別支援教育のコーディネー	・特別支援担当の研修を行っています。 ・小中学校に生活指導補助員を配置して、きめ細かな指導を行っています。 ・特別支援学校のコーディネーターに来てもらい、子どもの相談、教師の相談を受けてもらっています。 ・県教育委員会から特別支援教育推進専門員を派遣してもらい、特別支援教育の経験の浅い教員に年3回くらい指導を受けています。	○	継続して実施	学校教育課

		ターを校務分掌に位置付ける等、校内の支援体制の充実を図り、特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を進めていきます。				
	(77)交流及び共同学習の推進 3- (2) -②	支援籍の制度を活用し、小中学校と特別支援学校の児童生徒が「ともに」活動し、「ともに」学ぶ機会を設けることは、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。今後も、関係機関との連携強化を図り、心豊かな思いやりのある児童生徒の育成を目指し、幅広い交流及び共同学習を推進します。	・特別支援学校の児童が学期に1回ほど町内の小学校に来て一緒に学習し、地域とのつながりを作っています。また、町内の小学校から、特別支援学校の自立活動の参加しています。	○	継続して実施	学校教育課
	(78)学童保育の支援 3- (2) -②	障害のある児童生徒が豊かな放課後の時間を過ごし、地域の中で成長していくため、学童保育を支援していきます。	県が実施する研修に、指導員が参加しています。	○	継続して実施	住民課
	(79)学校施設のバリアフリー化の促進 3- (2) -②	町内の小中学校に通う障害のある児童生徒が、校内で不自由なく快適に過ごせるように、学校施設的环境整備に努めます。障害のある保護者についても、配慮がなされるよう施設整備を図ります。	・小鹿野中学校にエレベーターを設置しました。また、スロープの設置と出入り口の舗装を行いました。 ・小鹿野小学校の体育館の入口にスロープを設置しました。 ・小鹿野中学校の武道場の入口にスロープを設置しました。	○	継続して実施	学校教育課
社会教育の充実	(80)図書館サービスの充実 3- (2) -③	埼玉県立図書館等の大活字本、点字図書、字幕入りビデオ、朗読テープ等を活用するための周知を図り、利用を促進します。	・町立図書館において、大活字本、点字図書（子ども向け）、字幕入りビデオ等の貸出しを行っています。 ・介護施設等を訪問し読み聞かせ会を行っています。 ・県立図書館のPRを図書館内及び図書館のホームページにおいて行っています。	○	継続して実施	社会教育課 福祉課
	(81)生涯学習講座の充実 3- (2) -③	町内では、手話サークルが活動しています。今後、障害者の生涯学習講座の開設に向けて検討していきます。	手話サークルが、文化センターにおいて毎週活動しています。その他の障害者の学習講座についてはまだ開設できていません。	△	継続して実施	社会教育課 福祉課

施策4 生きがいのあるまちづくり

①就労の場の確保

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
就労支援	(82)雇用の場の拡大 4- (1) -①	障害者の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワークや障がい者就労支援センターキャップ等と連携を図り、秩父郡市で協力しながら事業主へ働きかけを行います。また、障害者雇用の啓発活動を行い、障害者が働きやすい職場環境づくりを推進します。 町における物品等の調達については、障害者優先調達推進方針に基づき障害者就労支援施設等からの調達を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労を希望する相談者に対し、障害者就業生活支援センター等と連携して支援しています。事業主への働きかけについては実施できていません。</li> <li>障害者優先調達推進方針に基づき町における物品等の調達に当たり、障害者就労支援施設等から調達をしています。</li> </ul>	△	継続して実施	福祉課
	(83)就労相談の充実 4- (1) -①	障害のある人が就労し、生きがいを持って生活できるように、秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携して、障害者等から相談を受けるとともに、就労希望者の適性によるきめ細かな対応により職場が得られるよう支援に努めます。	就労を希望する相談者に対し、障害者就業生活支援センター等と連携して支援しています。	△	継続して実施	福祉課
	(84)町内企業への雇用促進及び啓発 4- (1) -①	一人でも多くの障害者の雇用が促進されるよう、ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携をとりながら、障害者雇用促進のための啓発活動、PR 活動を進めていきます。	実施できていません。	×	継続して実施	福祉課



②社会参加の促進

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
社会参加への支援	(85)障害者の社会参加への支援 4- (2) -①	福祉有償運送等の行動範囲拡大のための福祉サービスや手話通訳者等の派遣制度などの周知を図り、社会参加への支援を行います。日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修事業を行います。	・福祉有償運送については、ちらしを福祉課窓口で配付。意思疎通支援事業の周知は、実施できていません。 ・手話奉仕員の養成講座を、ちちぶ定住自立圏事業として、平成27年度から開催しています。手話奉仕員登録者数 H27 4人、H28 4人、H29 講座開催中 (受講生3人)	△	継続して実施	福祉課 社会福祉協議会
文化・スポーツ活動への支援	(86)町主催のイベントにおける障害者参加の促進 4- (2) -①	本町が主催するイベントに、障害者が誰でも参加しやすいよう、会場を整備する等、障害者への配慮に努めます。また、障害者や障害者団体のニーズをふまえながら、障害者が気軽に参加できる事業の実施を検討します。	県障害者スポーツ協会が主催する障害者のスポーツ大会 (ちちぶふれあいピック 2017 H29.11.3) に町が実行委員として参加し、町内からも参加者がいました。	△	継続して実施	福祉課
	(87) スポーツ・レクリエーション大会の支援 4- (2) -①	障害のある人が各種のスポーツ・レクリエーション大会等に参加し、楽しむことができるよう支援します。	県障害者スポーツ協会等が実施する障害者スポーツ大会等の開催ちらし等の配付を行っています。	△	継続して実施	福祉課
	(88)障害者スポーツの推進 4- (2) -①	障害者のスポーツ大会等への参加を呼びかけ、障害者がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、支援します。また障害者スポーツを推進するにあたって、ボランティアの協力について、働きかけていきます。	平成27年度は、ふれあいピックさいたま (開催地熊谷市) に小鹿野町身体障害者福祉会で参加。平成29年11月に、第1回ちちぶふれあいピック (埼玉県障害者スポーツ協会主催) が開催され、障害福祉サービス事業所及び一般の方が参加。	△	継続して実施	福祉課 社会教育課
	(89)障害者の文化活動支援 4- (2) -①	障害者団体の文化活動に対して、情報を提供する等支援してまいります。また、障害者が積極的に文化活動に参加できるよう、支援します。	手話サークル等の活動について、健康ふれあいフェスティバルへの参加、広報による活動の周知等を支援してまいります。	○	継続して実施	福祉課 社会教育課

施策5 安心・安全なまちづくり

①みんなにやさしいまちづくり

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後 の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
生活空間 の整備	(90)住みやすいまちづくりの総合的推進 5- (1) -①	まちづくりは、すべての人にとって、安全で住みやすい環境と実感されるように進めなければなりません。すべての町民に安全で快適に使いやすい施設となるようなまちづくりに努めます。	町有施設、集会所等については、随時、他目的トイレ、スロープ、点字ブロック、てすり等を設置しています。	△	継続して実施	福祉課
	(91)歩道等の整備 5- (1) -①	新たに整備を行う歩道については、段差解消や点字ブロックの整備など障害者等に配慮した歩道の整備に努めます。	町道等について、設置可能な場所から段差解消や点字ブロックの整備等を実施しています。	△	継続して実施	福祉課 建設課
	(92)バリアフリーの商店街づくりの推進 5- (1) -①	障害者、高齢者、児童等が安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善、駐車場での車椅子スペースの確保等のハード面、陳列表示、販売方法等のソフト面の充実を、商工会等に要望していきます。	・町道等について、設置可能な場所から段差解消や点字ブロックの整備等を実施しています。 ・商工会等への要望は行っていません。	△	継続して実施	福祉課 おもてなし課
公共建築物の整備	(93)町の施設のバリアフリー化の推進 5- (1) -②	利用しやすい公共施設にするため、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。障害者用駐車場の適正利用を図るため全面青色塗装を推進します。	町有施設、集会所等については、随時、他目的トイレ、スロープ、点字ブロック、てすり等を設置しています。	△	継続して実施	総務課 建設課

②移動しやすい環境の整備

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
交通機関の利用促進	(94)人にやさしいバスの整備要請 5- (2) -①	誰もが利用しやすいバスにするため、ノンステップバス、わかりやすい案内表示装置や音声案内等の導入、屋根付きバス停留所の整備等を、関係機関に要請していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町営バスについては、ワンステップバスを利用しています。</li> <li>・民間バス会社等への要請はまだ行っていません。</li> </ul>	△	継続して実施	福祉課 おもてなし課
外出支援と移動手段の利用促進	(95)福祉タクシー制度・自動車等燃料費給付制度の周知 5- (2) -②	障害者の生活圏の拡大と社会参加を図るための移動手段として必要な、福祉タクシー利用料金助成制度及び身体障害者自動車等燃料費給付制度等について、広報紙等で周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回広報おがのに、身体障害者自動車等燃料費給付制度、難病患者通院交通費補助制度について掲載しています。</li> <li>・福祉タクシー利用料金助成制度については、障害者手帳交付時等に該当者に案内しています。</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課
	(96)福祉有償運送制度等の周知 5- (2) -②	小鹿野町社会福祉協議会では、障害者等の通院、買い物、レジャー等の移動の利便を図るために、平成19年2月から福祉有償運送(ハッピー・パートナー)を実施しています。より多くの人に利用していただくために周知に努めるとともに、予約受付期間の変更など福祉有償運送制度がより利用しやすくなるよう社会福祉協議会に求めてまいります。また、障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で障害児・者やその家族の必要に応じて、送迎サービス、外出援助等を行う障害児・者生活サポート事業についても周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送(ハッピーパートナー)登録者数 H27 445人 H28 456人 H29 479人</li> <li>・障害者手帳の交付時等に、障害児・者生活サポート事業についても案内しています。</li> </ul>	○	継続して実施	福祉課 社会福祉協議会

③防災・防犯体制の整備

○計画どおり進行している △やや取組が遅れている ×大幅に取組が遅れている

計画 (Plan)			H27～29 実施状況 (Do)	評価 (Check)	改善・今後 の方向性 (Action)	担当課
項目	事業名	事業内容				
在宅の障害者への対策	(97)在宅の障害者の把握及び支援 5- (3) -①	災害時要援護者名簿への登録を促進することにより、在宅の障害者及びその居住地域の安全性について把握し、必要な支援や防災知識の普及・啓発に努め、災害発生時に地域住民による協力体制を確立し、適切な行動がとれるよう努めます。人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者等の災害発生時の支援を図ります。	人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新し、地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認を行っています。	○	継続して実施	福祉課
	(98)防災知識の普及・啓発 5- (3) -①	広報紙等により、防災知識の普及・啓発に努めます。	・平成29年10月に小鹿野町土砂災害ハザードマップを作成し、町民へ毎戸配付しました。 ・希望する障害者施設等にも配付しています。	○	継続して実施	総務課 福祉課
	(99)障害者に配慮した防災基盤の整備 5- (3) -①	災害時に避難する道路や避難所の出入口等に、障害者の避難の妨げになるようなものを無くし、避難しやすくなるよう努めます。また、被災の地域、内容及び対象者による支援方法等を記載した災害時障害者避難支援マニュアルを作成するとともに福祉避難所の設置を拡大します。	・平成29年10月に小鹿野町土砂災害ハザードマップを作成し、町民へ毎戸配付しました。 ・希望する障害者施設等にも配付しています。 ・福祉避難所については、町有施設2箇所（養護老人ホーム秩父荘、両神高齢者生活福祉センター）を指定しています。	△	継続して実施	総務課 福祉課
社会福祉施設・民間福祉施設への対策	(100)防災計画の策定 5- (3) -②	福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。計画の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。	町の防災計画の見直しを今年度行っています。水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、避難確保計画を策定する事業所を検討しています。	○	継続して実施	総務課 福祉課
	(101)防災教育・防災訓練の実施 5- (3) -②	災害時に防災計画が有効に機能するためには、入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。	・平成28年10月に小鹿野町土砂災害ハザードマップを作成し、町内の土砂災害警戒区域内に立地する障害福祉サービス事業所等に配付し、配慮を依頼しました。 ・平成29年10月に小鹿野町土砂災害ハザードマップを作成し、町民へ毎戸配付しました。	○	継続して実施	総務課 福祉課
	(102)社会福祉施設と地域の	災害時にすみやかに避難するためには、施設関係者だけではなく、地	平成28年10月に小鹿野町災害ハザードマップを作成し、町内の土砂災害警戒区域内に立地する障害福祉サー	○	継続して実施	総務課 福祉課

	連携 5- (3) -②	域の協力が欠かせません。普段から災害時を想定した連携体制の整備に努めるよう、施設管理者に対して働きかけていきます。	ビス事業所等に配付し、配慮を依頼しました。			
	(103)被災した在宅障害者の受入体制の整備 5- (3) -②	施設管理者に対し、在宅の重度障害者や寝たきりの高齢者の受け入れ体制の整備を進めるよう、働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障害者に対しては、関係機関と連携をとり、補装具、生活用具、手話通訳等について、適切な対応がとれるよう努めます。	・人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新し、地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認、訪問等を行っています。 ・手話奉仕員を養成講座を開催し、町の手話奉仕員に8人が登録しています。	○	継続して実施	総務課 福祉課
	(104)障害者に対する医療対策 5- (3) -②	災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障害者や難病等患者の心身に大きな影響をもたらします。このため、それぞれの障害に配慮した医療対策が必要です。在宅療養者には巡回相談等を行い、心身の安定に努めます。また、医療機関と協議し、透析患者等の情報を整備して、必要な医療が受けられる体制を検討します。	人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者の名簿及びマップを随時更新し、地震、豪雨、豪雪、停電等の際に、安否確認、訪問等を行っています。	○	継続して実施	福祉課 保健課
	(105)障害者に対する広報・広聴体制 5- (3) -②	避難所等で障害者への情報提供や、相談に対応するための支援体制を検討します。	聴覚障害者への情報伝達を支援する手話奉仕員の養成講座を、ちちぶ定住自立圏事業として、平成27年度から開催しています。 手話奉仕員登録者数 H27 4人、H28 4人、H29 講座開催中 (受講生3人)	△	継続して実施	総務課 福祉課
防犯対策の整備	(106)防犯対策の整備 5- (3) -③	小鹿野警察署と町内4箇所(4箇所)の駐在所、地域住民の連携により、地域防犯活動を推進します。防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や、啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及に努めます。	・平成28年度に、町が契約する防犯灯を全てLED電球に交換しました。 ・小鹿野町防犯協会で広報機材を購入し、小鹿野警察の8台のパトカーで利用しています。 ・不審者情報等を町の防災無線で速やかに広報しています。	○	継続して実施	住民課 福祉課

## 2 「障害者計画等の策定に関する」アンケート調査結果

### (1) 調査の目的

小鹿野町では、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「第 2 次障害者計画」及び「第 4 期障害福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進に努めてまいりました。

今年度は、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第 3 次障害者計画」、「第 5 期障害福祉計画」に加えて「第 1 期障害児計画」を一体の計画として福祉サービスの利用状況や福祉に関する意識、意向などをお聞きし、よりよい計画とするため策定するため実施しました。

### (2) 調査対象者

- 町内に在住する各障害者手帳をお持ちの方 758 名を対象に実施。

### (3) 実施方法及び実施時期

- 実施方法：返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収
- 実施時期：発送 平成 29 年 7 月 14 日（金）  
回収 平成 29 年 7 月 28 日（金）

### (4) 回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
758	379	50.0%	377	49.7%

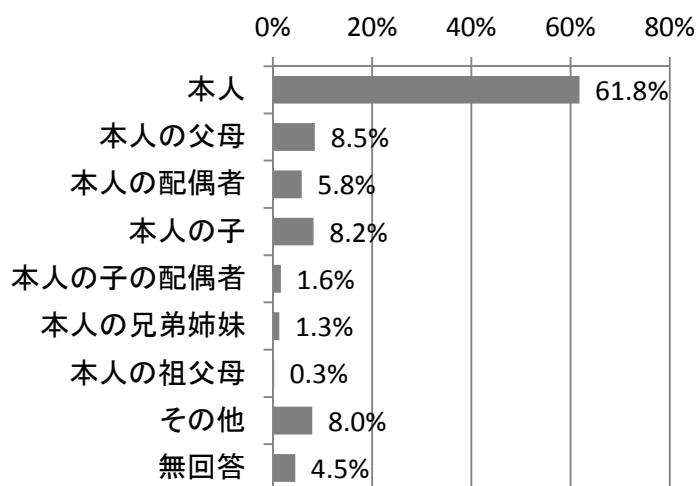
### (5) 報告書を見る際の注意事項

- 図表中の「n」は、設問への回答者数を示しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第 2 位以下を四捨五入して算出し、小数点第 1 位までを表示しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の設問については、その設問の回答者数を基数として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率が 100%を超えることがあります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文や図表中では省略した表現を用いている場合があります。

## (6) 調査結果

この調査は、どなたが記入されましたか。宛名のご本人から見た関係でお答えください。 (1つに○)

調査を記入された方は、「本人」が61.8%と最も多く、次いで「本人の父母」が8.5%、「本人の子」が8.2%となっています。

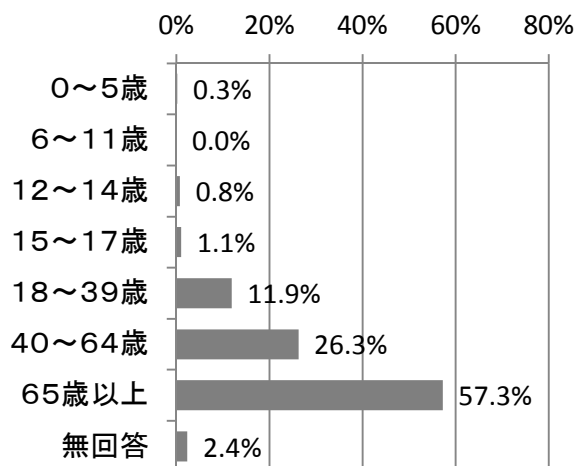


項目	度数	構成比
本人	233	61.8%
本人の父母	32	8.5%
本人の配偶者	22	5.8%
本人の子	31	8.2%
本人の子の配偶者	6	1.6%
本人の兄弟姉妹	5	1.3%
本人の祖父母	1	0.3%
その他	30	8.0%
無回答	17	4.5%
合計	377	100.0%

### ①あなた自身について

問1 あなたの年齢をお答えください。(平成29年6月30日現在)(1つに○)

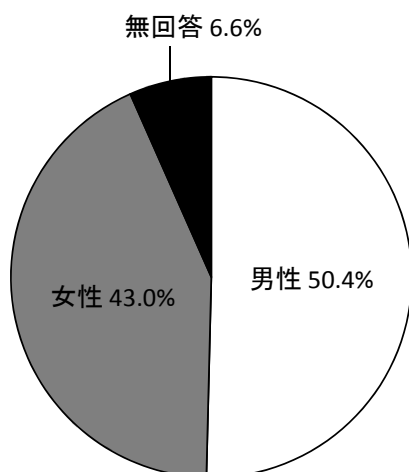
年齢については、「65歳以上」が57.3%と最も多く、次いで「40～64歳」が26.3%、「18～39歳」が11.9%と年代が上がるに従い多くなっています。



項目	度数	構成比
0～5歳	1	0.3%
6～11歳	0	0.0%
12～14歳	3	0.8%
15～17歳	4	1.1%
18～39歳	45	11.9%
40～64歳	99	26.3%
65歳以上	216	57.3%
無回答	9	2.4%
合計	377	100.0%

問1-2 あなたの性別はどちらですか。(1つに○)

性別については、「男性」が50.4%、「女性」が43.0%と男性が上回っています。



項目	度数	構成比
男性	190	50.4%
女性	162	43.0%
無回答	25	6.6%
合計	377	100.0%

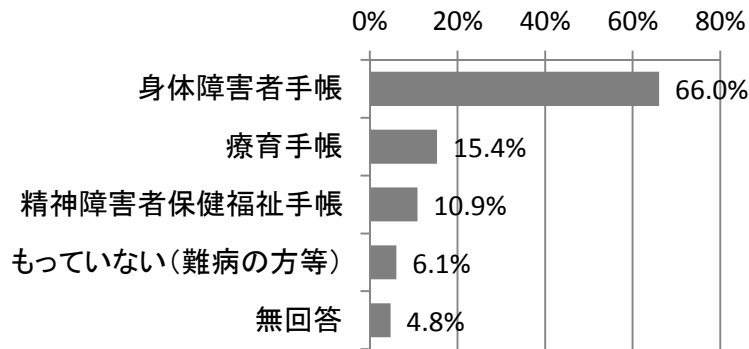


問2 現在お持ちの(1)障害者手帳の種類と、(2)手帳の等級についてお答え下さい。複数の手帳をお持ちの方は、お持ちの手帳すべてについてお答えください。

**(1) 障害者手帳の種類 (〇はいくつでも)**

障害者手帳の種類については、「身体障害者手帳」が66.0%と最も多く、次いで「療育手帳」が15.4%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.9%となっています。

また、「もっていない(難病の方等)」は、6.1%となっています。

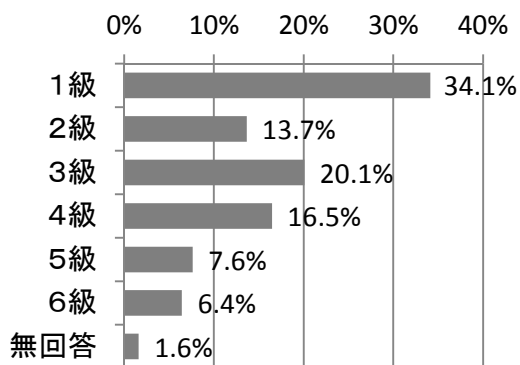


項目	度数	構成比
身体障害者手帳	249	66.0%
療育手帳	58	15.4%
精神障害者保健福祉手帳	41	10.9%
もっていない(難病の方等)	23	6.1%
無回答	18	4.8%
回答者数	377	

**(2) 手帳の等級 (〇はそれぞれ1つだけ)**

**■ 身体障害者手帳**

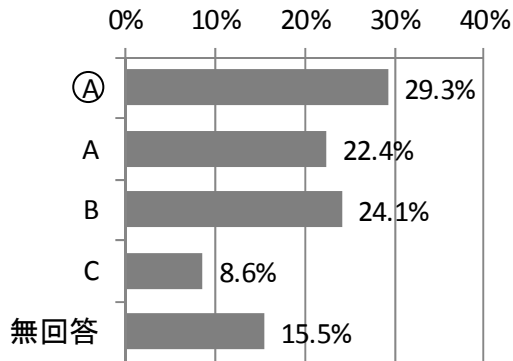
身体障害者手帳の等級については、「1級」が34.1%と最も多く、次いで「3級」が20.1%、「4級」が16.5%となっています。



項目	度数	構成比
1級	85	34.1%
2級	34	13.7%
3級	50	20.1%
4級	41	16.5%
5級	19	7.6%
6級	16	6.4%
無回答	4	1.6%
回答者数	249	100.0%
非該当	128	
合計	377	

### ■療育手帳

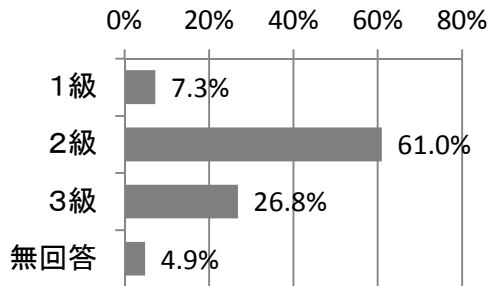
療育手帳の等級については、「**㉠**」が29.3%と最も多く、次いで「B」が24.1%、「A」が22.4%となっています。



項目	度数	構成比
㉠	17	29.3%
A	13	22.4%
B	14	24.1%
C	5	8.6%
無回答	9	15.5%
回答者数	58	100.0%
非該当	319	
合計	377	

### ■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の等級については、「2級」が61.0%と最も多く、次いで「3級」が26.8%、「1級」が7.3%となっています。

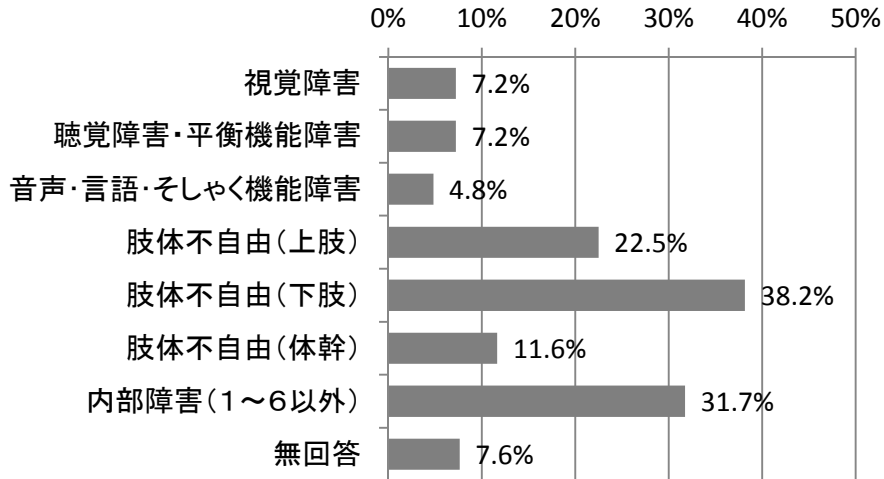


項目	度数	構成比
1級	3	7.3%
2級	25	61.0%
3級	11	26.8%
無回答	2	4.9%
回答者数	41	100.0%
非該当	336	
合計	377	

※問2-①から問2-③は、身体障害者手帳をお持ちの方

問2-① 主な障害をお答えください。(〇はいくつでも)

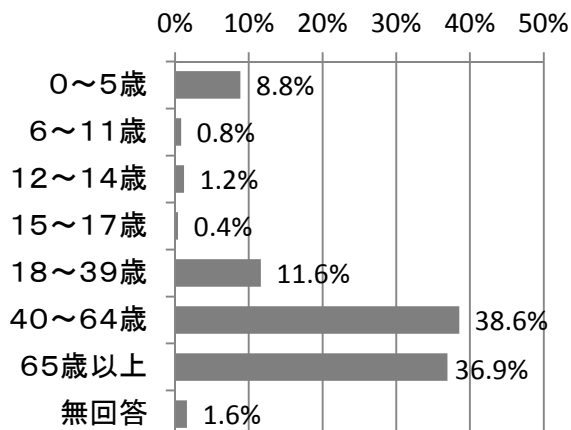
主な障害については、「肢体不自由（下肢）」が38.2%と最も多く、次いで「内部障害（1～6以外）」が31.7%、「肢体不自由（上肢）」が22.5%となっています。



項目	度数	構成比
視覚障害	18	7.2%
聴覚障害・平衡機能障害	18	7.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	12	4.8%
肢体不自由(上肢)	56	22.5%
肢体不自由(下肢)	95	38.2%
肢体不自由(体幹)	29	11.6%
内部障害(1～6以外)	79	31.7%
無回答	19	7.6%
回答者数	249	
非該当	128	
合計	377	

問2-② 障害者手帳をお持ちの方にお聞きします。障害が分かったのはいつ頃ですか。

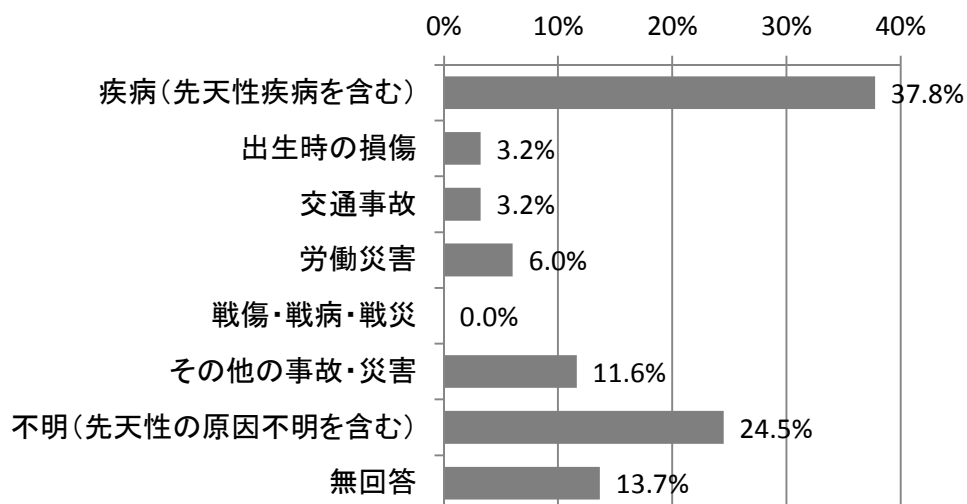
障害が分かった時期については、「40～64歳」が38.6%と最も多く、次いで「65歳以上」が36.9%、「18～39歳」が11.6%となっています。



項目	度数	構成比
0～5歳	22	8.8%
6～11歳	2	0.8%
12～14歳	3	1.2%
15～17歳	1	0.4%
18～39歳	29	11.6%
40～64歳	96	38.6%
65歳以上	92	36.9%
無回答	4	1.6%
回答者数	249	100.0%
非該当	128	
合計	377	

問2 - ③ 障害の原因は、次のうちどれにあたりますか。(1つに○)

障害の原因については、「疾病（先天性疾病を含む）」が37.8%と最も多く、次いで「不明（先天性の原因不明を含む）」が24.5%、「その他の事故・災害」が11.6%となっています。

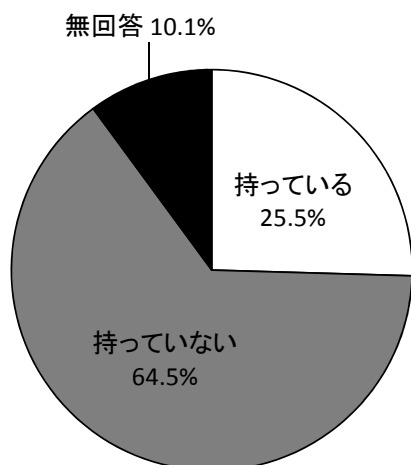


項目	度数	構成比
疾病(先天性疾病を含む)	94	37.8%
出生時の損傷	8	3.2%
交通事故	8	3.2%
労働災害	15	6.0%
戦傷・戦病・戦災	0	0.0%
その他の事故・災害	29	11.6%
不明(先天性の原因不明を含む)	61	24.5%
無回答	34	13.7%
回答者数	249	100.0%
非該当	128	
合計	377	

※全ての方にお聞きします。

問3 あなたは自立支援医療制度（精神通院医療）受給者証をお持ちですか。（1つに○）

自立支援医療制度（精神通院医療）受給者証の所持では、「持っている」が25.5%、「持っていない」が64.5%となっています。

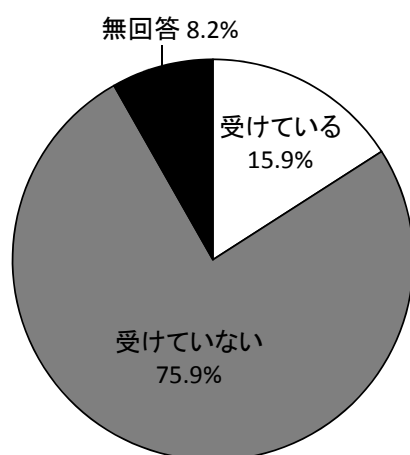


項目	度数	構成比
持っている	96	25.5%
持っていない	243	64.5%
無回答	38	10.1%
合計	377	100.0%

※自立支援医療制度（精神通院医療）とは、精神疾患に必要な治療が続けられるように医療費の軽減を図る制度です。

問4 あなたは難病（特定疾患）※の認定を受けていますか。（1つに○）

難病（特定疾患）の認定を受けているかでは、「受けている」が15.9%、「受けていない」が75.9%となっています。

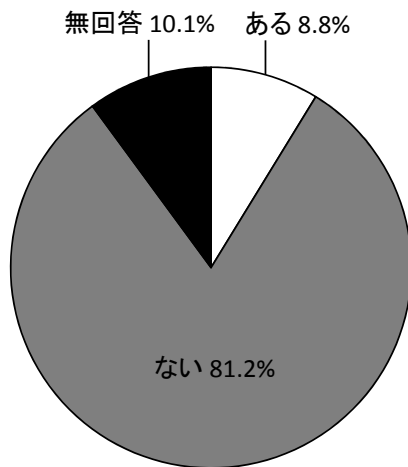


項目	度数	構成比
受けている	60	15.9%
受けていない	286	75.9%
無回答	31	8.2%
合計	377	100.0%

※難病（特定疾患）とは、重症筋無力症、多発性硬化症などの治療法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病をいいます。

問5 あなたは発達障害※として診断されたことがありますか。(1つに○)

発達障害※として診断されたことがあるかでは、「ある」が8.8%、「ない」が81.2%となっています。

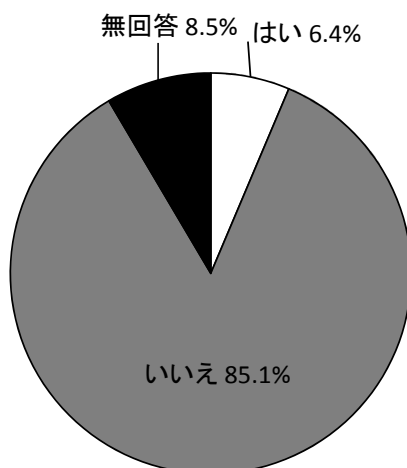


項目	度数	構成比
ある	33	8.8%
ない	306	81.2%
無回答	38	10.1%
合計	377	100.0%

※「発達障害」とは、自閉症、アスペルガ - 症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

問6 あなたは高次脳機能障害※として診断されたことがありますか。(1つに○)

高次脳機能障害として診断されたことがあるかでは、「はい」が6.4%、「いいえ」が85.1%となっています。



項目	度数	構成比
はい	24	6.4%
いいえ	321	85.1%
無回答	32	8.5%
合計	377	100.0%

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

※問6で「1.はい」を選択した方

問6 - ①その関連障害をお答えください。(〇はいくつでも)

高次脳機能障害の関連障害では、「肢体不自由（下肢）」が17件、「肢体不自由（上肢）」が12件と多くなっています。

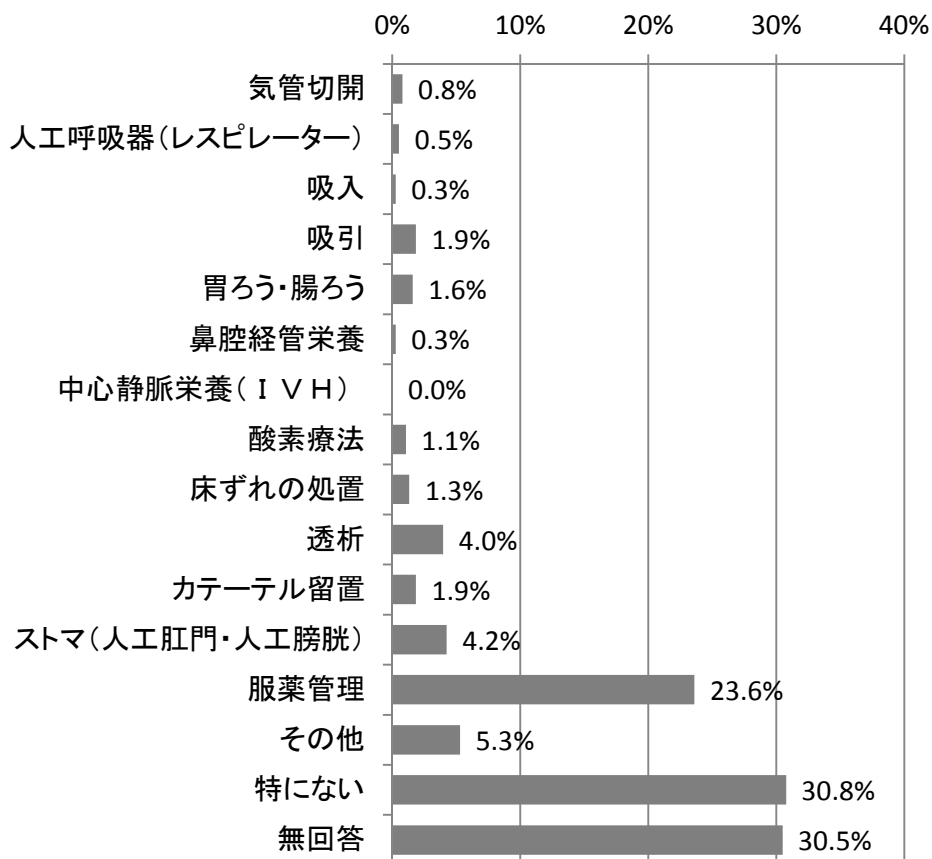
項目	度数	構成比
視覚障害	2	8.3%
聴覚障害・平衡機能障害	1	4.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	7	29.2%
肢体不自由(上肢)	12	50.0%
肢体不自由(下肢)	17	70.8%
肢体不自由(体幹)	8	33.3%
内部障害(1～6以外)	4	16.7%
無回答	0	0.0%
回答者数	24	
非該当	353	
合計	377	

◎回答者数が少ないため表のみ掲載

問7 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。(〇はいくつでも)

現在受けている医療ケアでは、「服薬管理」が23.6%と最も多く、次いで「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が4.2%、「透析」が4.0%となっています。

また、3割を越える方が「特にない」と回答しています。

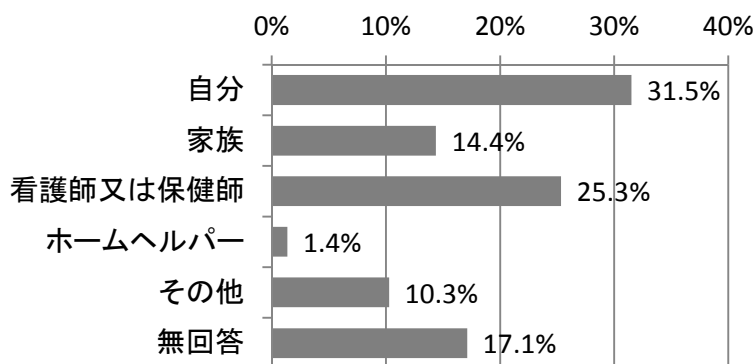


項目	度数	構成比
気管切開	3	0.8%
人工呼吸器(レスピレーター)	2	0.5%
吸入	1	0.3%
吸引	7	1.9%
胃ろう・腸ろう	6	1.6%
鼻腔経管栄養	1	0.3%
中心静脈栄養(IVH)	0	0.0%
酸素療法	4	1.1%
床ずれの処置	5	1.3%
透析	15	4.0%
カテーテル留置	7	1.9%
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	16	4.2%
服薬管理	89	23.6%
その他	20	5.3%
特になし	116	30.8%
無回答	115	30.5%
回答者数	377	

※問7で「2.人工呼吸器(レスピレーター)」～「14.その他」を選択した方

問7 - ① 上記の医療的ケアを主に行う方はどなたですか。(1つに○)

医療的ケアを主に行う方では、「自分」が31.5%と最も多く、次いで「看護師又は保健師」が25.3%、「家族」が14.4%となっています。



項目	度数	構成比
自分	46	31.5%
家族	21	14.4%
看護師又は保健師	37	25.3%
ホームヘルパー	2	1.4%
その他	15	10.3%
無回答	25	17.1%
回答者数	146	100.0%
非該当	231	
合計	377	

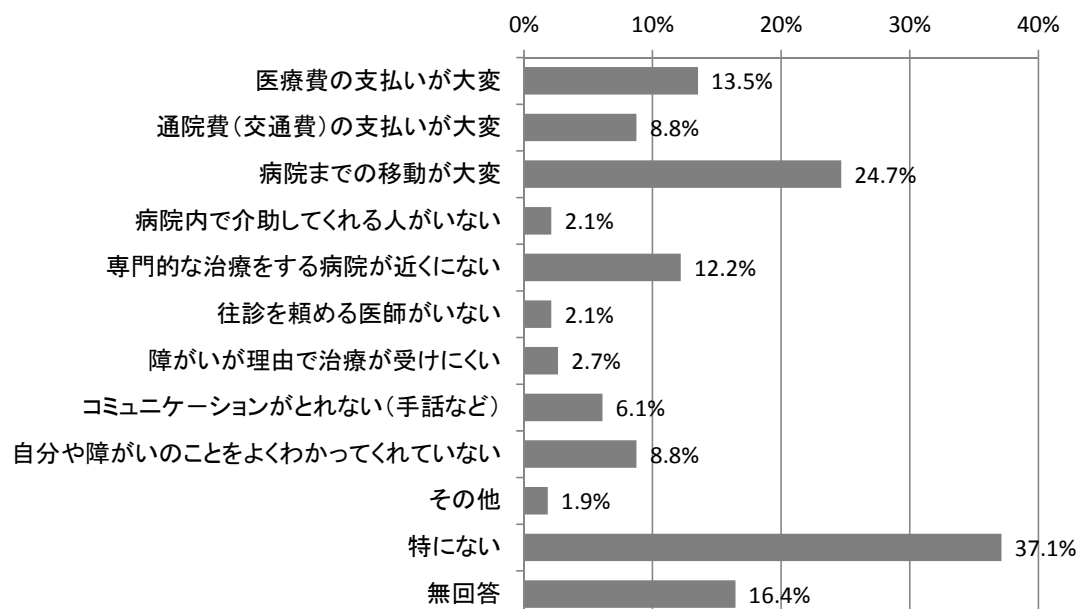


※問8は全ての方

問8 医療を受けるうえで困ることはありますか。(〇はいくつでも)

医療を受けるうえで困ることでは、「病院までの移動が大変」が24.7%と最も多く、次いで「医療費の支払いが大変」が13.5%、「専門的な治療をする病院が近くにない」が12.2%となっています。

また、4割近くの方が「特にない」と回答しています。

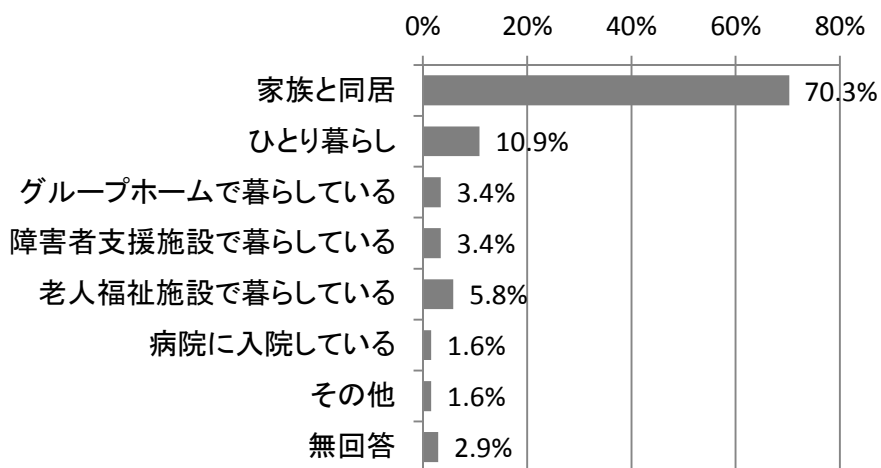


項目	度数	構成比
医療費の支払いが大変	51	13.5%
通院費(交通費)の支払いが大変	33	8.8%
病院までの移動が大変	93	24.7%
病院内で介助してくれる人がいない	8	2.1%
専門的な治療をする病院が近くにない	46	12.2%
往診を頼める医師がいない	8	2.1%
障がいが理由で治療が受けにくい	10	2.7%
コミュニケーションがとれない(手話など)	23	6.1%
自分や障がいのことをよくわかってもらえていない	33	8.8%
その他	7	1.9%
特にない	140	37.1%
無回答	62	16.4%
回答者数	377	

## ②住まいや暮らしについて

問9 あなたは現在どのように暮らしていますか。(1つに○)

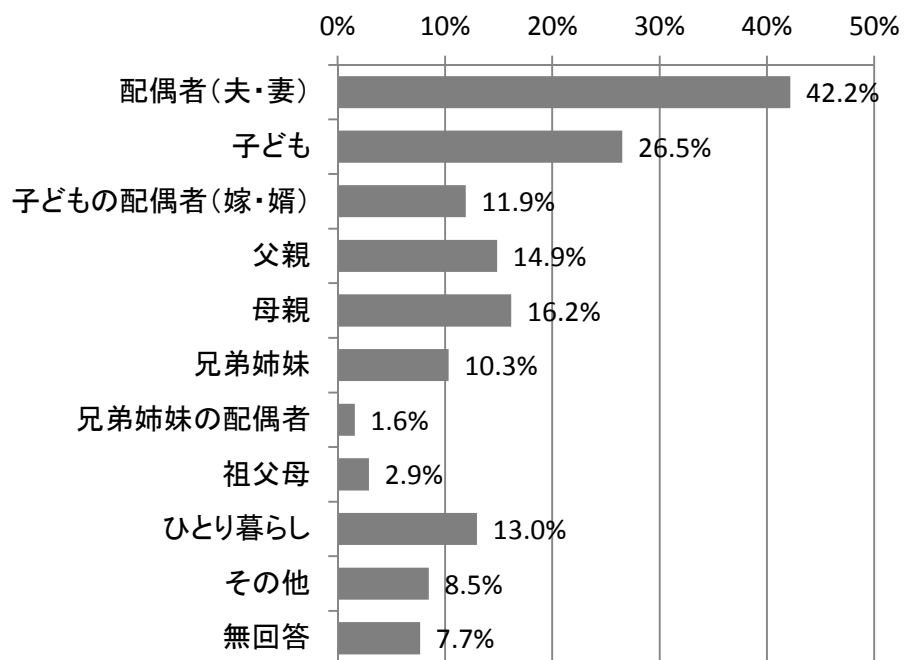
現在の暮らしについては、「家族と同居」が70.3%と最も多く、次いで「ひとり暮らし」が10.9%、「老人福祉施設で暮らしている」が5.8%となっています。



項目	度数	構成比
家族と同居	265	70.3%
ひとり暮らし	41	10.9%
グループホームで暮らしている	13	3.4%
障害者支援施設で暮らしている	13	3.4%
老人福祉施設で暮らしている	22	5.8%
病院に入院している	6	1.6%
その他	6	1.6%
無回答	11	2.9%
合計	377	100.0%

問10 あなたは現在誰と暮らしていますか。(〇はいくつでも)

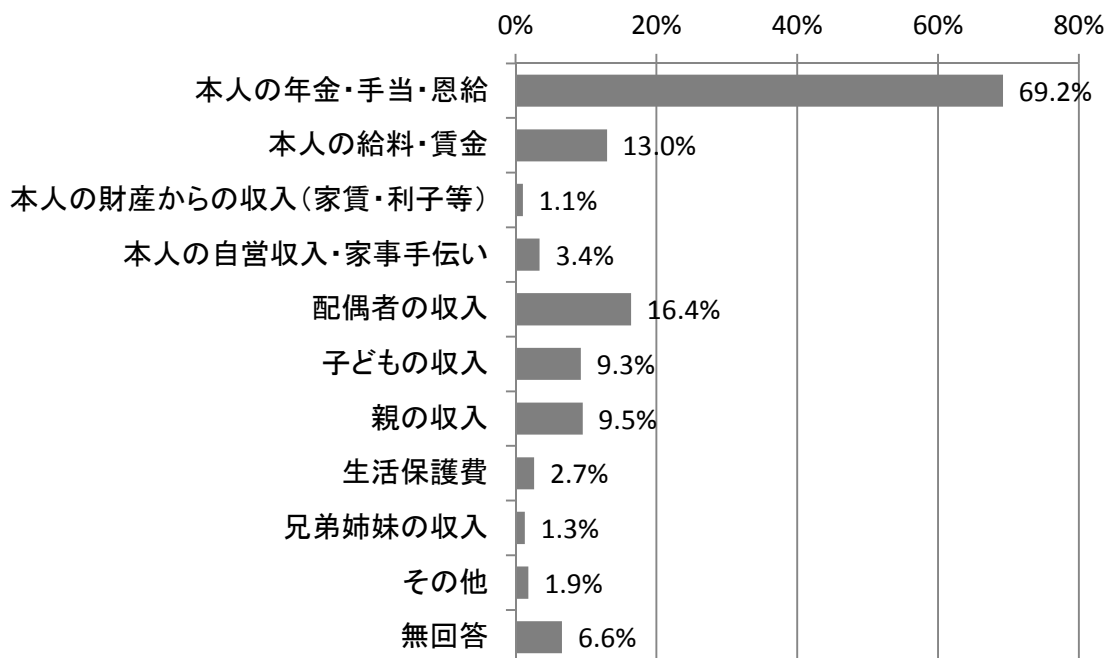
現在暮らしている人では、「配偶者(夫・妻)」が42.2%と最も多く、次いで「子ども」が26.5%、「母親」が16.2%となっています。



項目	度数	構成比
配偶者(夫・妻)	159	42.2%
子ども	100	26.5%
子どもの配偶者(嫁・婿)	45	11.9%
父親	56	14.9%
母親	61	16.2%
兄弟姉妹	39	10.3%
兄弟姉妹の配偶者	6	1.6%
祖父母	11	2.9%
ひとり暮らし	49	13.0%
その他	32	8.5%
無回答	29	7.7%
回答者数	377	

問11 あなたが現在暮らしていくうえでの主な収入は何ですか。(〇はいくつでも)

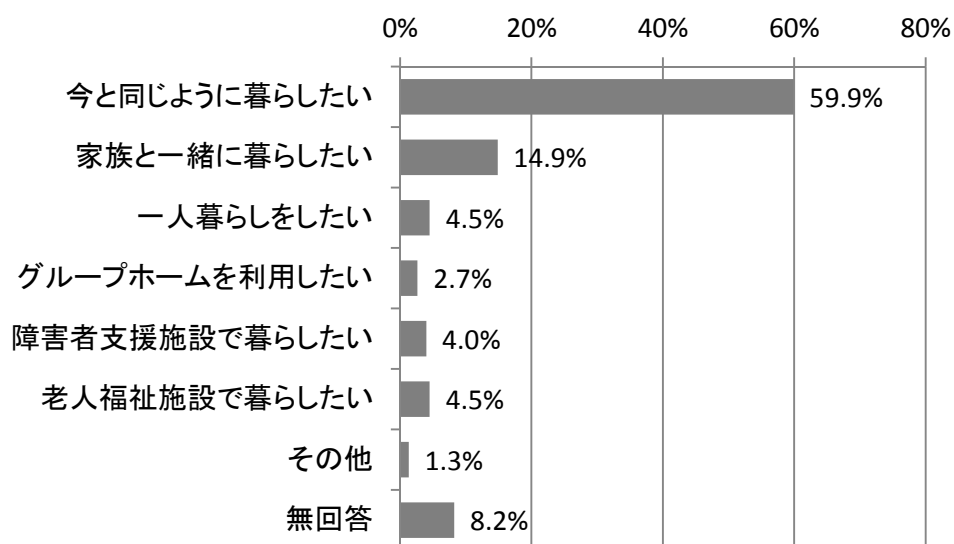
現在の暮らしの主な収入については、「本人の年金・手当・恩給」が69.2%と最も多く、次いで「配偶者の収入」が16.4%、「本人の給料・賃金」が13.0%となっています。



項目	度数	構成比
本人の年金・手当・恩給	261	69.2%
本人の給料・賃金	49	13.0%
本人の財産からの収入(家賃・利子等)	4	1.1%
本人の自営収入・家事手伝い	13	3.4%
配偶者の収入	62	16.4%
子どもの収入	35	9.3%
親の収入	36	9.5%
生活保護費	10	2.7%
兄弟姉妹の収入	5	1.3%
その他	7	1.9%
無回答	25	6.6%
回答者数	377	

問12 あなたは将来、どのように暮らしたいですか。(1つに○)

将来、どのように暮らしたいかでは、「今と同じように暮らしたい」が59.9%と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」が14.9%、「一人暮らしをしたい」、「老人福祉施設で暮らしたい」が同数の4.5%となっています。

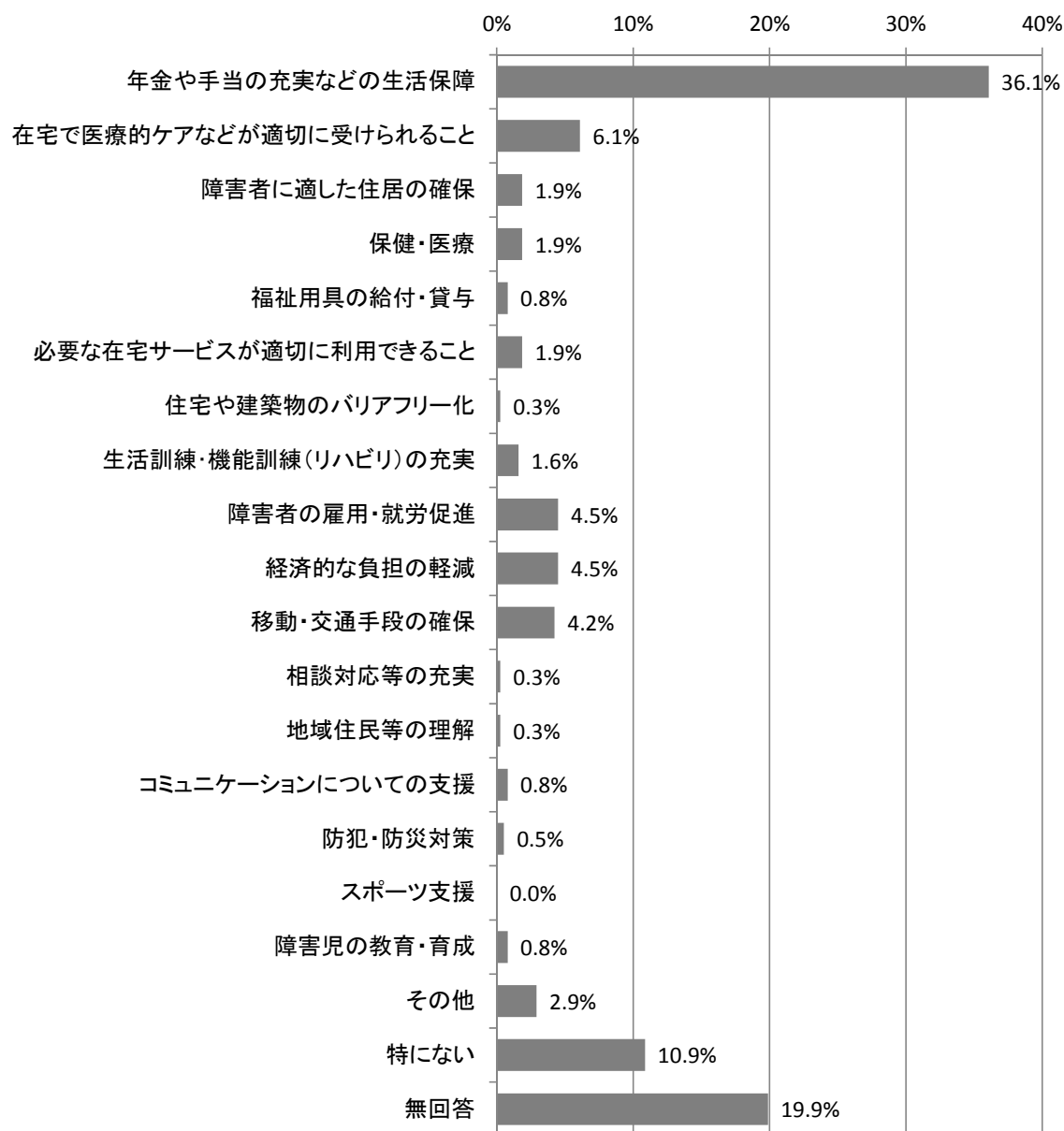


項目	度数	構成比
今と同じように暮らしたい	226	59.9%
家族と一緒に暮らしたい	56	14.9%
一人暮らしをしたい	17	4.5%
グループホームを利用したい	10	2.7%
障害者支援施設で暮らしたい	15	4.0%
老人福祉施設で暮らしたい	17	4.5%
その他	5	1.3%
無回答	31	8.2%
合計	377	100.0%

問 1 3 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(1つに○)

地域で生活するために必要な支援では、「年金や手当の充実などの生活保障」が 36.1%と最も多く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が 6.1%、「障害者の雇用・就労促進」、「経済的な負担の軽減」が同数の 4.5%となっています。

また、1割の方が「特にない」と回答しています。

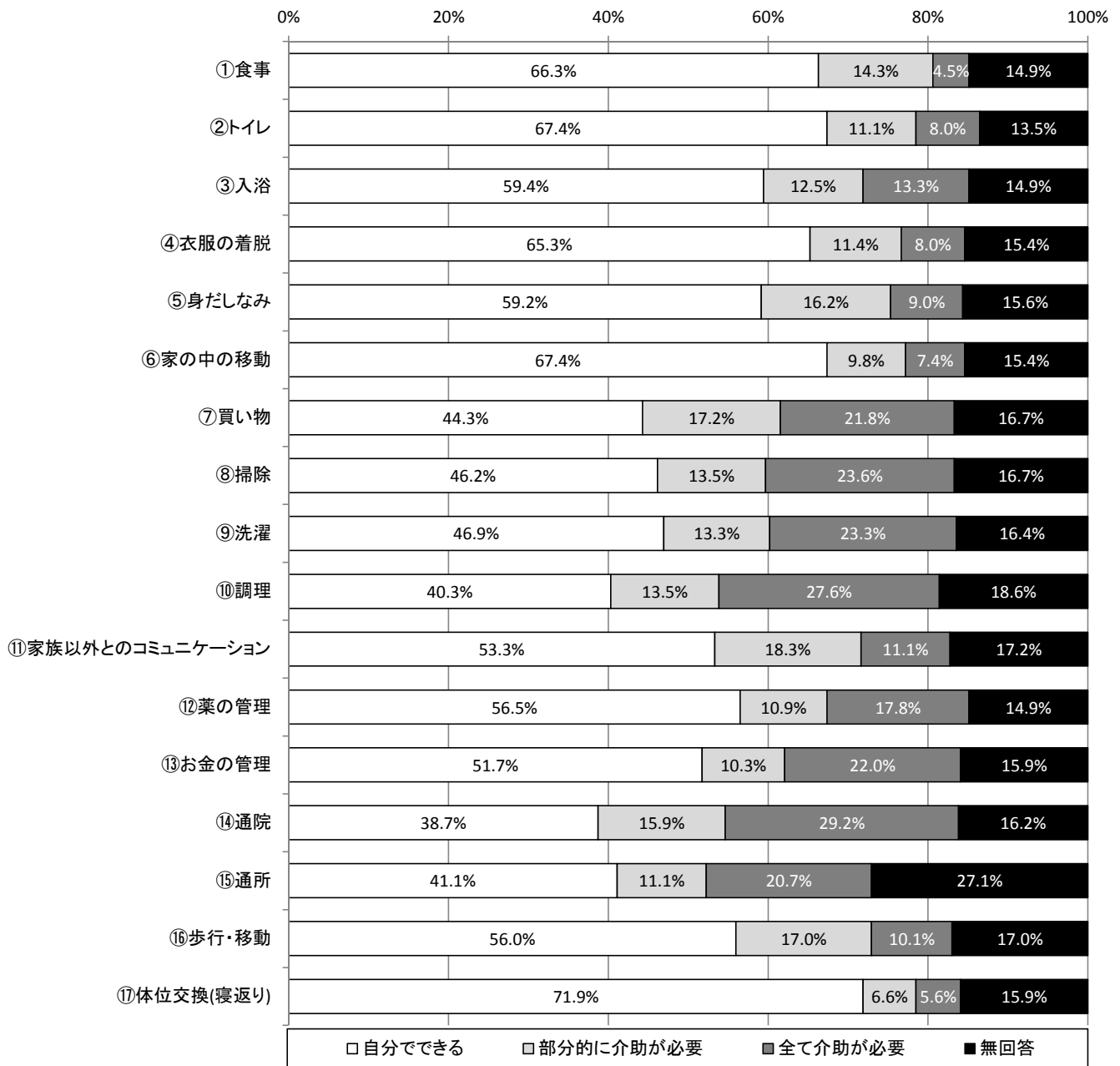


項目	度数	構成比
年金や手当の充実などの生活保障	136	36.1%
在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	23	6.1%
障害者に適した住居の確保	7	1.9%
保健・医療	7	1.9%
福祉用具の給付・貸与	3	0.8%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	7	1.9%
住宅や建築物のバリアフリー化	1	0.3%
生活訓練・機能訓練(リハビリ)の充実	6	1.6%
障害者の雇用・就労促進	17	4.5%
経済的な負担の軽減	17	4.5%
移動・交通手段の確保	16	4.2%
相談対応等の充実	1	0.3%
地域住民等の理解	1	0.3%
コミュニケーションについての支援	3	0.8%
防犯・防災対策	2	0.5%
スポーツ支援	0	0.0%
障害児の教育・育成	3	0.8%
その他	11	2.9%
特になし	41	10.9%
無回答	75	19.9%
合計	377	100.0%

問14 普段の生活では、どのようなことに介助を必要としていますか。項目ごとにあてはまるものを1つずつ選んでください。

普段の生活に必要な介護では、「全て介助が必要」の項目で多いのは、「⑧掃除」、「⑨洗濯」、「⑩調理」、「⑭通院」となっています。

また、「自分でできる」の項目で多いのは、「①食事」、「②トイレ」、「④衣服の着脱」、「⑥家の中の移動」、「⑰体位交換(寝返り)」となっています。





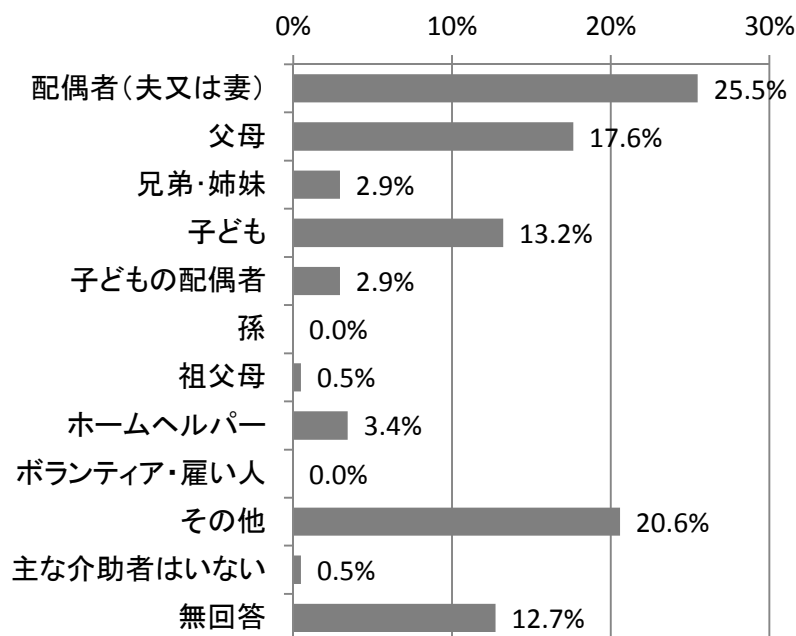
項目	自分でできる	部分的に介助が必要	全て介助が必要	無回答	合計
①食事	250	54	17	56	377
②トイレ	254	42	30	51	377
③入浴	224	47	50	56	377
④衣服の着脱	246	43	30	58	377
⑤身だしなみ	223	61	34	59	377
⑥家の中の移動	254	37	28	58	377
⑦買い物	167	65	82	63	377
⑧掃除	174	51	89	63	377
⑨洗濯	177	50	88	62	377
⑩調理	152	51	104	70	377
⑪家族以外とのコミュニケーション	201	69	42	65	377
⑫薬の管理	213	41	67	56	377
⑬お金の管理	195	39	83	60	377
⑭通院	146	60	110	61	377
⑮通所	155	42	78	102	377
⑯歩行・移動	211	64	38	64	377
⑰体位交換(寝返り)	271	25	21	60	377

項目	自分でできる	部分的に介助が必要	全て介助が必要	無回答	合計
①食事	66.3%	14.3%	4.5%	14.9%	100.0%
②トイレ	67.4%	11.1%	8.0%	13.5%	100.0%
③入浴	59.4%	12.5%	13.3%	14.9%	100.0%
④衣服の着脱	65.3%	11.4%	8.0%	15.4%	100.0%
⑤身だしなみ	59.2%	16.2%	9.0%	15.6%	100.0%
⑥家の中の移動	67.4%	9.8%	7.4%	15.4%	100.0%
⑦買い物	44.3%	17.2%	21.8%	16.7%	100.0%
⑧掃除	46.2%	13.5%	23.6%	16.7%	100.0%
⑨洗濯	46.9%	13.3%	23.3%	16.4%	100.0%
⑩調理	40.3%	13.5%	27.6%	18.6%	100.0%
⑪家族以外とのコミュニケーション	53.3%	18.3%	11.1%	17.2%	100.0%
⑫薬の管理	56.5%	10.9%	17.8%	14.9%	100.0%
⑬お金の管理	51.7%	10.3%	22.0%	15.9%	100.0%
⑭通院	38.7%	15.9%	29.2%	16.2%	100.0%
⑮通所	41.1%	11.1%	20.7%	27.1%	100.0%
⑯歩行・移動	56.0%	17.0%	10.1%	17.0%	100.0%
⑰体位交換(寝返り)	71.9%	6.6%	5.6%	15.9%	100.0%

※問14で「2.部分的に介助が必要」または「3.全て介助が必要」を選択した方

問14-① 主に介助してくれる方はどなたですか。(1つに○)

主に介助してくれる方では、「配偶者（夫又は妻）」が25.5%と最も多く、次いで「父母」が17.6%、「子ども」が13.2%となっています。

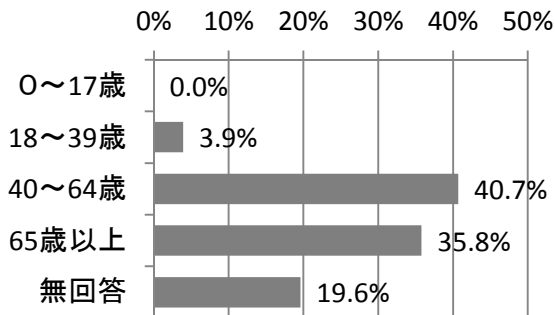


項目	度数	構成比
配偶者(夫又は妻)	52	25.5%
父母	36	17.6%
兄弟・姉妹	6	2.9%
子ども	27	13.2%
子どもの配偶者	6	2.9%
孫	0	0.0%
祖父母	1	0.5%
ホームヘルパー	7	3.4%
ボランティア・雇い人	0	0.0%
その他	42	20.6%
主な介助者はいない	1	0.5%
無回答	26	12.7%
回答者数	204	100.0%
非該当	173	
合計	377	

問14-② 主に介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

**(1)年齢(平成29年6月30日現在)(1つに○)**

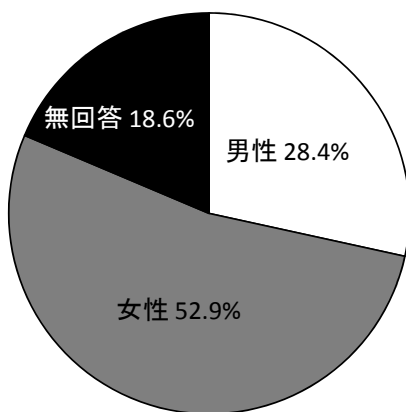
年齢については、「40～64歳」が40.7%と最も多く、次いで「65歳以上」が35.8%、「18～39歳」が3.9%となっています。



項目	度数	構成比
0～17歳	0	0.0%
18～39歳	8	3.9%
40～64歳	83	40.7%
65歳以上	73	35.8%
無回答	40	19.6%
回答者数	204	100.0%
非該当	173	
合計	377	

**(2)性別(1つに○)**

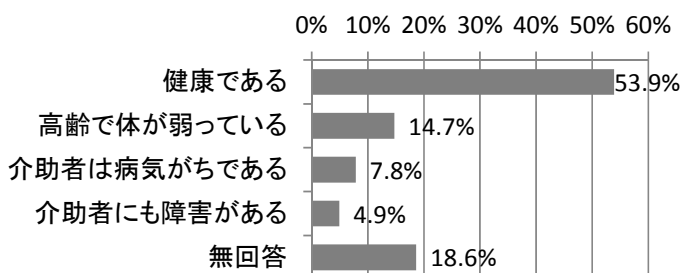
性別については、「男性」が28.4%、「女性」が52.9%と上回っています。



項目	度数	構成比
男性	58	28.4%
女性	108	52.9%
無回答	38	18.6%
回答者数	204	100.0%
非該当	173	
合計	377	

**(3)健康状態(1つに○)**

健康状態については、「健康である」が53.9%と最も多く、次いで「高齢で体が弱っている」が14.7%、「介助者は病気がちである」が7.8%となっています。

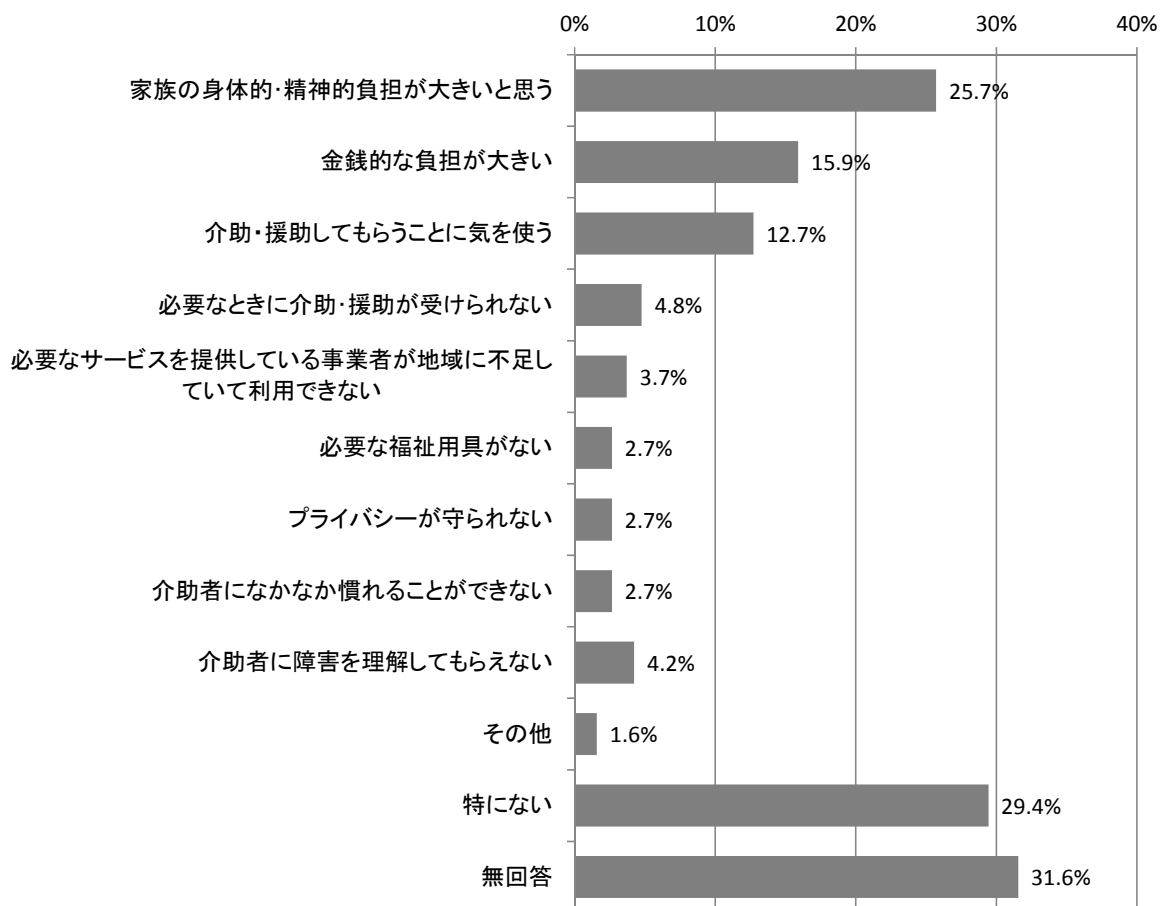


項目	度数	構成比
健康である	110	53.9%
高齢で体が弱っている	30	14.7%
介助者は病気がちである	16	7.8%
介助者にも障害がある	10	4.9%
無回答	38	18.6%
回答者数	204	100.0%
非該当	173	
合計	377	

問15 介助・援助を受ける上で困ったことはありませんか。(〇はいくつでも)

介助・援助を受ける上で困ったことでは、「家族の身体的・精神的負担が大きいと思う」が25.7%と最も多く、次いで「金銭的な負担が大きい」が15.9%、「介助・援助してもらうことに気を使う」が12.7%となっています。

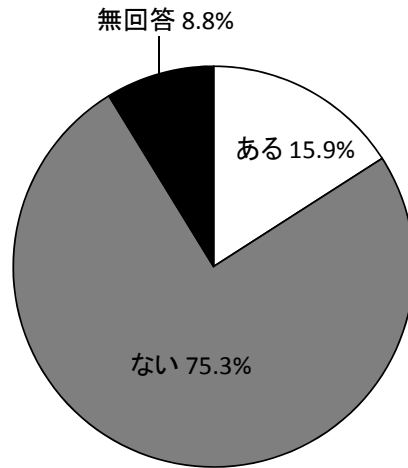
また、3割近くの方が「特にない」と回答しています。



項目	度数	構成比
家族の身体的・精神的負担が大きいと思う	97	25.7%
金銭的な負担が大きい	60	15.9%
介助・援助してもらうことに気を使う	48	12.7%
必要なときに介助・援助が受けられない	18	4.8%
必要なサービスを提供している事業者が地域に不足していて利用できない	14	3.7%
必要な福祉用具がない	10	2.7%
プライバシーが守られない	10	2.7%
介助者になかなか慣れることができない	10	2.7%
介助者に障害を理解してもらえない	16	4.2%
その他	6	1.6%
特にない	111	29.4%
無回答	119	31.6%
回答者数	377	

問 1 6 最近 1 年間に、あなたの病気で緊急に入院を必要とされたことがありますか。(1 つに○)

最近 1 年間に、あなたの病気で緊急に入院を必要とされたことがあったかでは、「ある」が 15.9%、「ない」が 75.3%となっています。



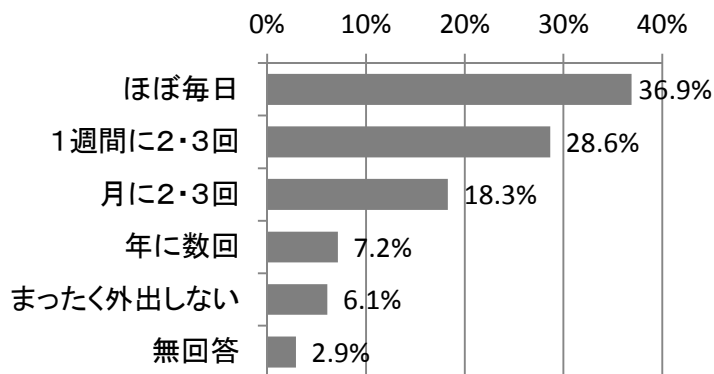
項目	度数	構成比
ある	60	15.9%
ない	284	75.3%
無回答	33	8.8%
合計	377	100.0%

### ③日中活動や就労について

問17 あなたは、ふだん外出をどのくらいしますか。(1つに○)

ふだんの外出の頻度では、「ほぼ毎日」が36.9%と最も多く、次いで「1週間に2・3回」が28.6%、「月に2・3回」が18.3%となっています。

また、「まったく外出しない」が6.1%となっています。



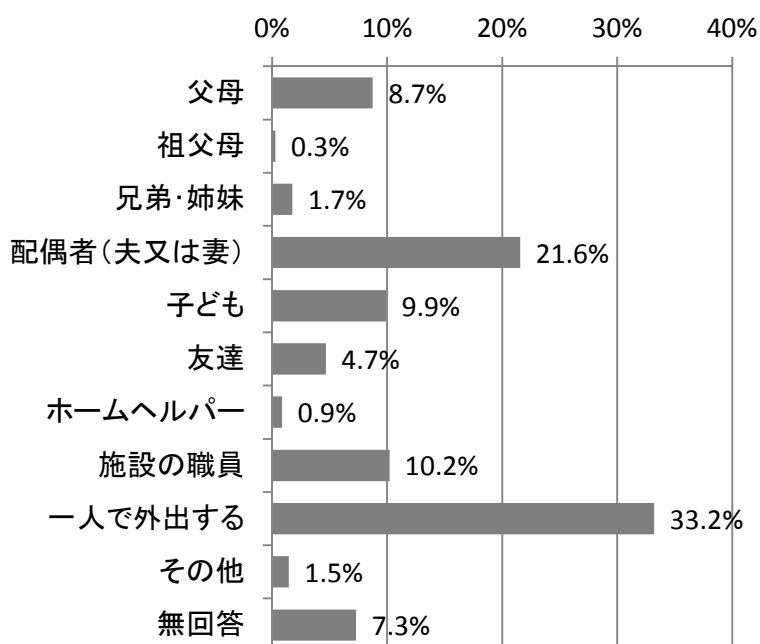
項目	度数	構成比
ほぼ毎日	139	36.9%
1週間に2・3回	108	28.6%
月に2・3回	69	18.3%
年に数回	27	7.2%
まったく外出しない	23	6.1%
無回答	11	2.9%
合計	377	100.0%

※問17で「1.ほぼ毎日」、「2.1週間に2・3回」、「3.月に2・3回」、「4.年に数回」のいずれかを選択した方

問17-① あなたが外出するときは、主にどなたと外出しますか。(1つに○)

外出するときは、主にどなたと外出するかでは、「配偶者(夫又は妻)」が21.6%と最も多く、次いで「施設の職員」が10.2%、「子ども」が9.9%となっています。

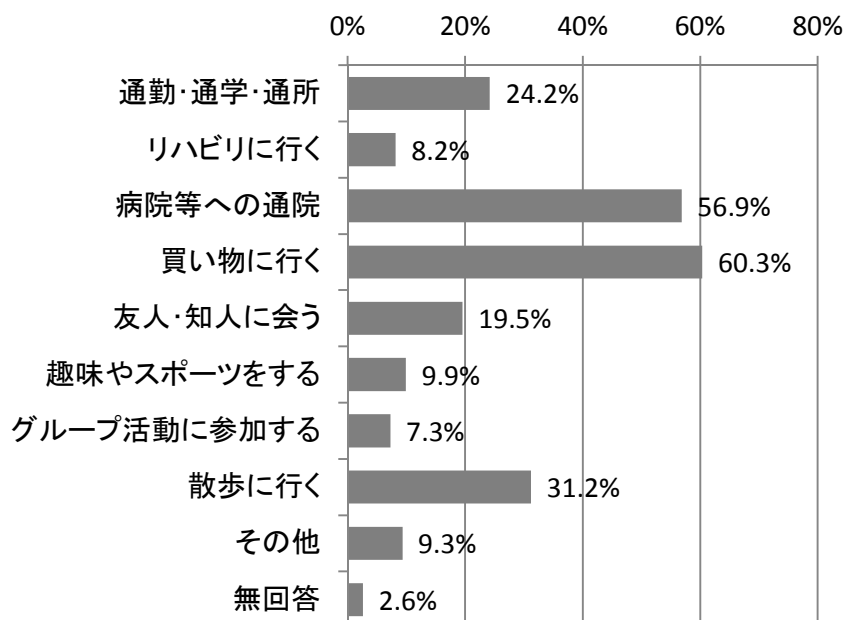
また、3割を越える方が「一人で外出する」と回答しています。



項目	度数	構成比
一人で行く	114	33.2%
配偶者(夫又は妻)	74	21.6%
子ども	34	9.9%
施設の職員	35	10.2%
友達	16	4.7%
ホームヘルパー	3	0.9%
施設の職員	35	10.2%
一人で外出する	114	33.2%
その他	5	1.5%
無回答	25	7.3%
回答者数	343	100.0%
非該当	34	
合計	377	

問17-② あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(〇はいくつでも)

外出する目的では、「買い物に行く」が60.3%と最も多く、次いで「病院等への通院」が56.9%、「散歩に行く」が31.2%となっています。

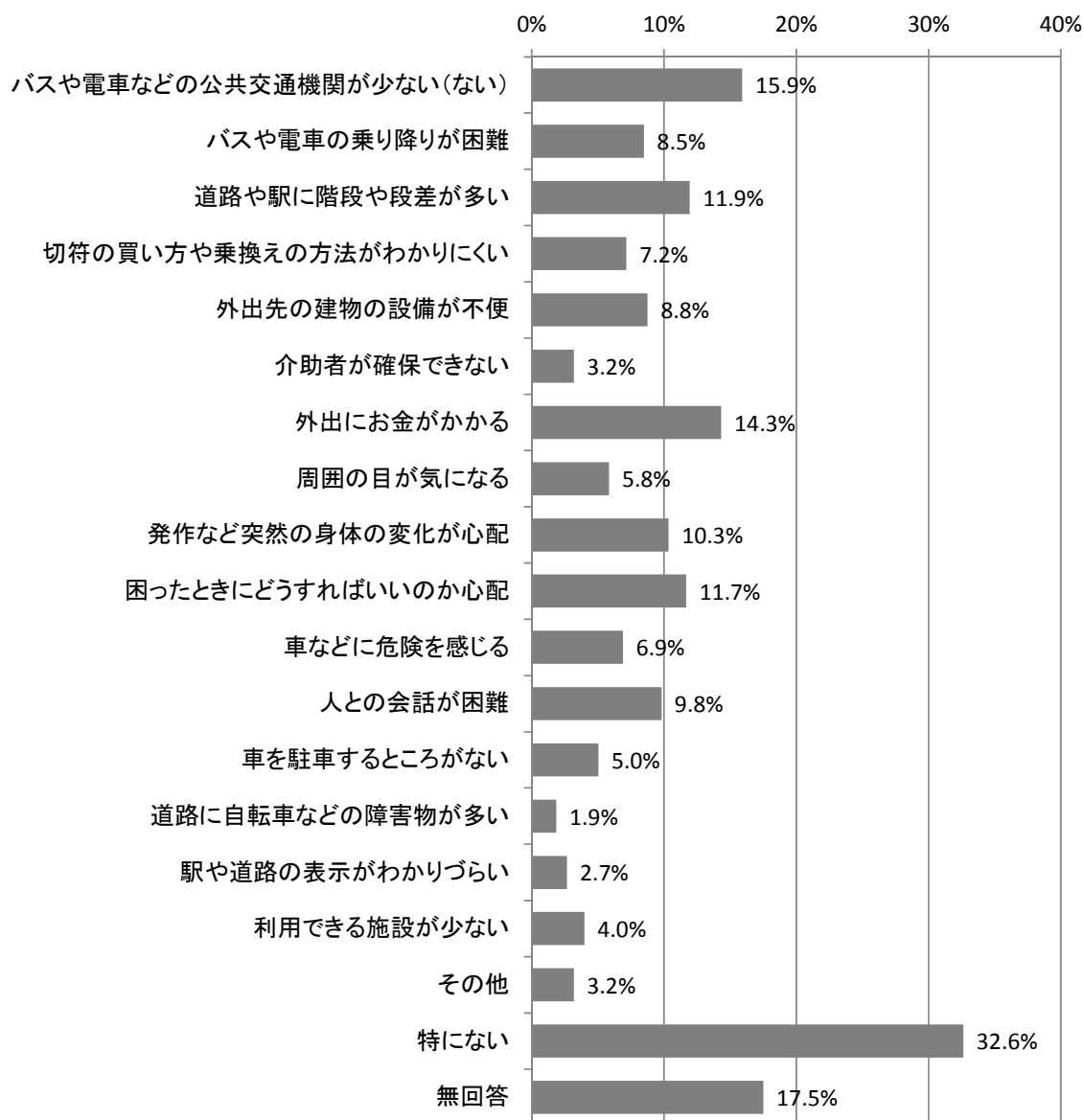


項目	度数	構成比
通勤・通学・通所	83	24.2%
リハビリに行く	28	8.2%
病院等への通院	195	56.9%
買い物に行く	207	60.3%
友人・知人に会う	67	19.5%
趣味やスポーツをする	34	9.9%
グループ活動に参加する	25	7.3%
散歩に行く	107	31.2%
その他	32	9.3%
無回答	9	2.6%
回答者数	343	100.0%
非該当	34	
合計	377	

問18 外出するときに困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

外出するときに困ることでは、「バスや電車などの公共交通機関が少ない(ない)」が15.9%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が14.3%、「道路や駅に階段や段差が多い」が11.9%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が11.7%となっています。

また、3割を越える方が「特にない」と回答しています。

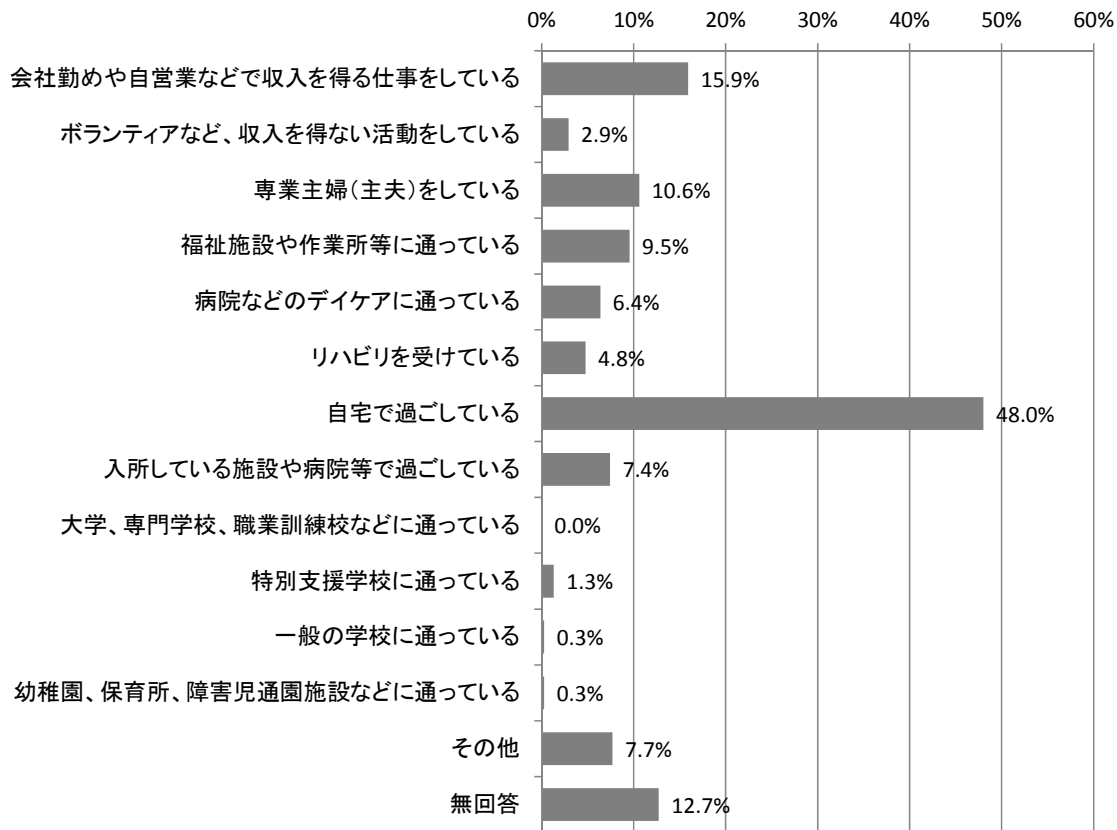




項目	度数	構成比
バスや電車などの公共交通機関が少ない(ない)	60	15.9%
バスや電車の乗り降りが困難	32	8.5%
道路や駅に階段や段差が多い	45	11.9%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	27	7.2%
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	33	8.8%
介助者が確保できない	12	3.2%
外出にお金がかかる	54	14.3%
周囲の目が気になる	22	5.8%
発作など突然の身体の変化が心配	39	10.3%
困ったときにどうすればいいのか心配	44	11.7%
車などに危険を感じる	26	6.9%
人との会話が困難	37	9.8%
車を駐車するところがない	19	5.0%
道路に自転車などの障害物が多い	7	1.9%
駅や道路の表示がわかりづらい	10	2.7%
利用できる施設が少ない	15	4.0%
その他	12	3.2%
特になし	123	32.6%
無回答	66	17.5%
回答者数	377	

問19 あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。(〇はいくつでも)

平日の日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が48.0%と最も多く、次いで「会社勤めや自営業などで収入を得る仕事をしている」が15.9%、「専業主婦(主夫)をしている」が10.6%となっています。

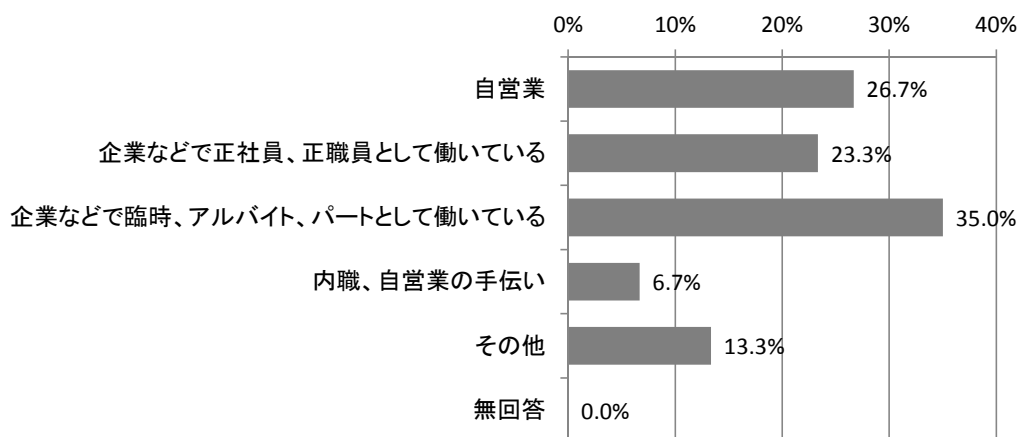


項目	度数	構成比
会社勤めや自営業などで収入を得る仕事をしている	60	15.9%
ボランティアなど、収入を得ない活動をしている	11	2.9%
専業主婦(主夫)をしている	40	10.6%
福祉施設や作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	36	9.5%
病院などのデイケアに通っている	24	6.4%
リハビリを受けている	18	4.8%
自宅で過ごしている	181	48.0%
入所している施設や病院等で過ごしている	28	7.4%
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0.0%
特別支援学校に通っている	5	1.3%
一般の学校に通っている	1	0.3%
幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	1	0.3%
その他	29	7.7%
無回答	48	12.7%
回答者数	377	

※問19で「1.会社勤めや自営業などで収入を得る仕事をしている」を選択した方

問19 - ① どこで働いていますか。(〇はいくつでも)

働いているところでは、「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」が35.0%と最も多く、次いで「自営業」が26.7%、「企業などで正社員、正職員として働いている」が23.3%となっています。

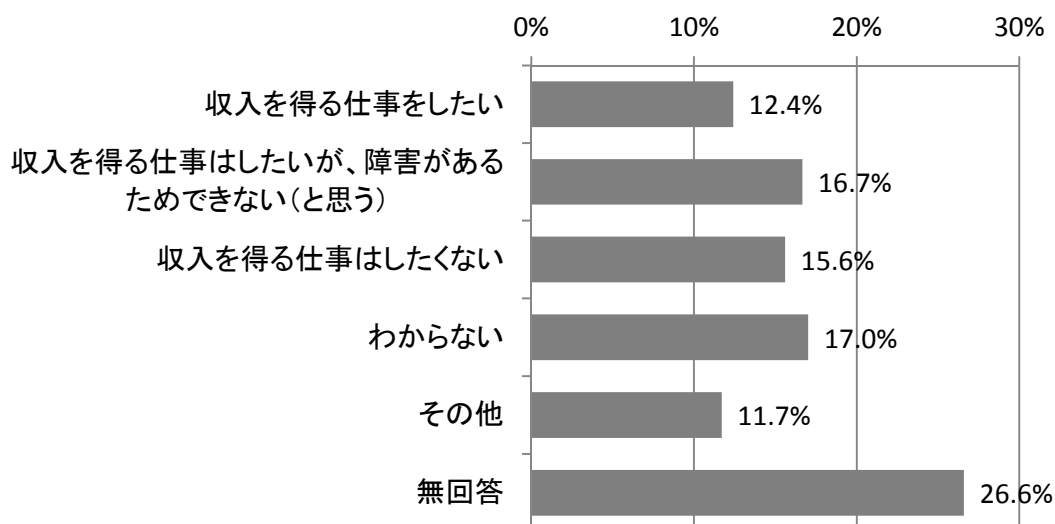


項目	度数	構成比
自営業	16	26.7%
企業などで正社員、正職員として働いている	14	23.3%
企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている	21	35.0%
内職、自営業の手伝い	4	6.7%
その他	8	13.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	60	100.0%
非該当	317	
合計	377	

※問19で「2.ボランティアなど、収入を得ない活動をしている」～「13 その他」を選択した方

問19 - ② あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(1つに○)

今後、収入を得る仕事をしたいと思うかでは、「収入を得る仕事はしたいが、障害があるためできない(と思う)」が16.7%と最も多く、次いで「収入を得る仕事はしたくない」が15.6%、「収入を得る仕事をしたい」が12.4%となっています。

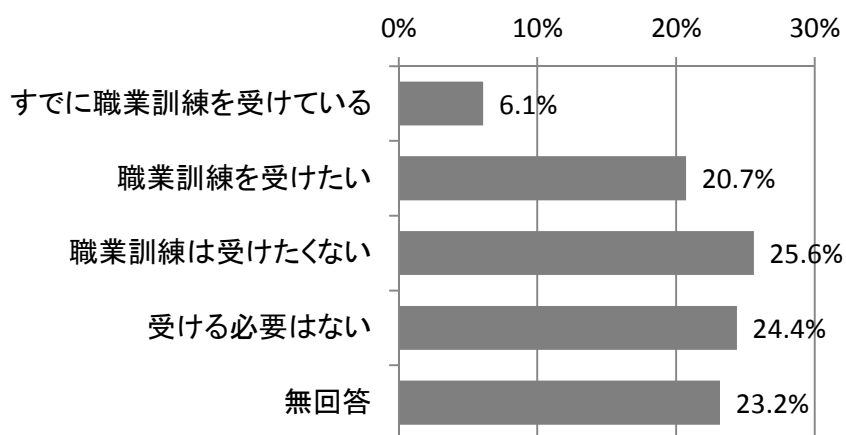


項目	度数	構成比
収入を得る仕事をしたい	35	12.4%
収入を得る仕事はしたいが、障害があるためできない(と思う)	47	16.7%
収入を得る仕事はしたくない	44	15.6%
わからない	48	17.0%
その他	33	11.7%
無回答	75	26.6%
回答者数	282	100.0%
非該当	95	
合計	377	

※問19-②で「1.収入を得る仕事をしたい」、「2.収入を得る仕事はしたいが、障害があるためできない(と思う)」を選択した方

問19-③ 収入を得る仕事をするために、職業訓練を受けたいと思いますか。(1つに○)

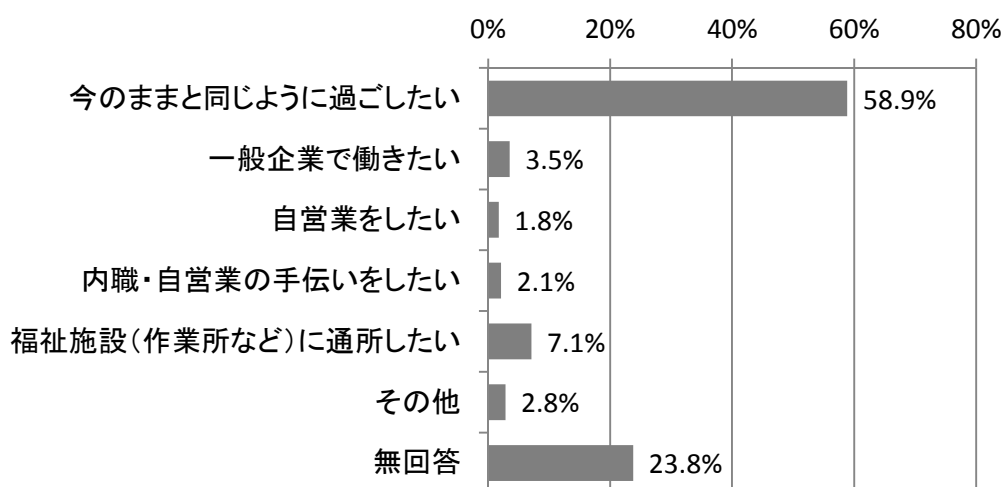
収入を得る仕事をするために、職業訓練を受けたいと思うかでは、「職業訓練は受けたくない」が25.6%と最も多く、次いで「受ける必要はない」が24.4%、「職業訓練を受けたい」が20.7%となっています。



項目	度数	構成比
すでに職業訓練を受けている	5	6.1%
職業訓練を受けたい	17	20.7%
職業訓練は受けたくない	21	25.6%
受ける必要はない	20	24.4%
無回答	19	23.2%
回答者数	82	100.0%
非該当	295	
合計	377	

問19-④ あなたは、今後平日の日中をどのように過ごしたいですか。(1つに○)

今後平日の日中をどのように過ごしたいかでは、「今のままと同じように過ごしたい」が58.9%と最も多く、次いで「福祉施設(作業所など)に通所したい」が7.1%となっています。



項目	度数	構成比
今のままと同じように過ごしたい	166	58.9%
一般企業で働きたい	10	3.5%
自営業をしたい	5	1.8%
内職・自営業の手伝いをしたい	6	2.1%
福祉施設(作業所など)に通所したい	20	7.1%
その他	8	2.8%
無回答	67	23.8%
回答者数	282	100.0%
非該当	95	
合計	377	

※問19-②で「3.収入を得る仕事はしたくない」を選択した方

問19-⑤ 収入を得る仕事はしたくない理由は何ですか。(1つに○)

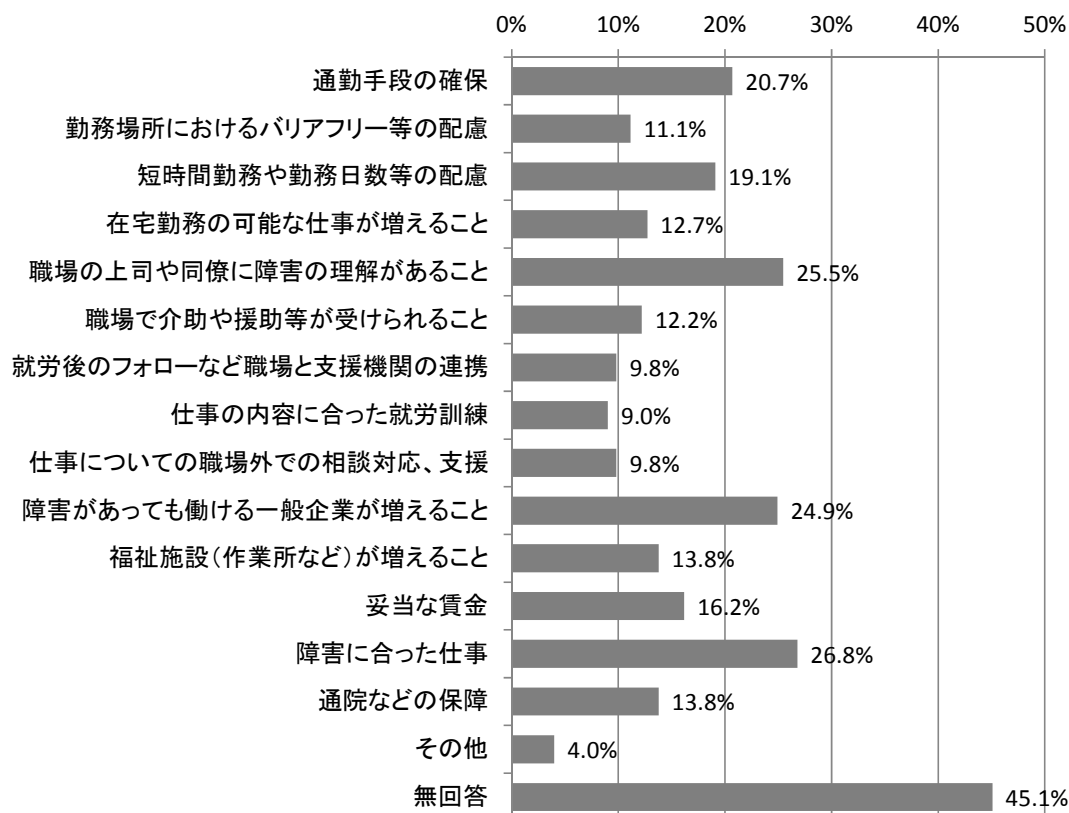
収入を得る仕事はしたくない理由では、「高齢のため」が35件と多くなっています。

項目	度数	構成比
高齢のため	35	79.5%
障害が重い又は病弱のため	4	9.1%
自分に合う仕事がないため	1	2.3%
働く場が見つからないため	0	0.0%
賃金が低いなどの労働条件が悪いため	0	0.0%
家事・育児・介護のため	1	2.3%
職場の人間関係がわずらわしいため	1	2.3%
通勤が困難なため	0	0.0%
その他	2	4.5%
無回答	0	0.0%
回答者数	44	100.0%
非該当	333	
合計	377	

◎回答者数が少ないため表のみ掲載

問20 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

障害者の就労支援として、必要なことでは、「障害に合った仕事」が26.8%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が25.5%、「障害があっても働ける一般企業が増えること」が24.9%となっています。

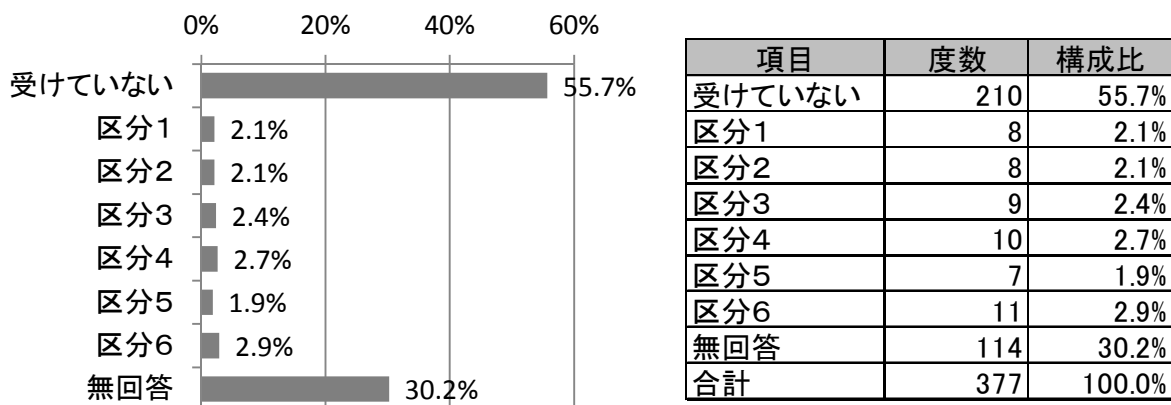


項目	度数	構成比
通勤手段の確保	78	20.7%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	42	11.1%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	72	19.1%
在宅勤務の可能な仕事が増えること	48	12.7%
職場の上司や同僚に障害の理解があること	96	25.5%
職場で介助や援助等が受けられること	46	12.2%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	37	9.8%
仕事の内容に合った就労訓練	34	9.0%
仕事についての職場外での相談対応、支援	37	9.8%
障害があっても働ける一般企業が増えること	94	24.9%
福祉施設(作業所など)が増えること	52	13.8%
妥当な賃金	61	16.2%
障害に合った仕事	101	26.8%
通院などの保障	52	13.8%
その他	15	4.0%
無回答	170	45.1%
回答者数	377	

#### ④福祉サ - ビスのことについて

問 2 1 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(1つに○)

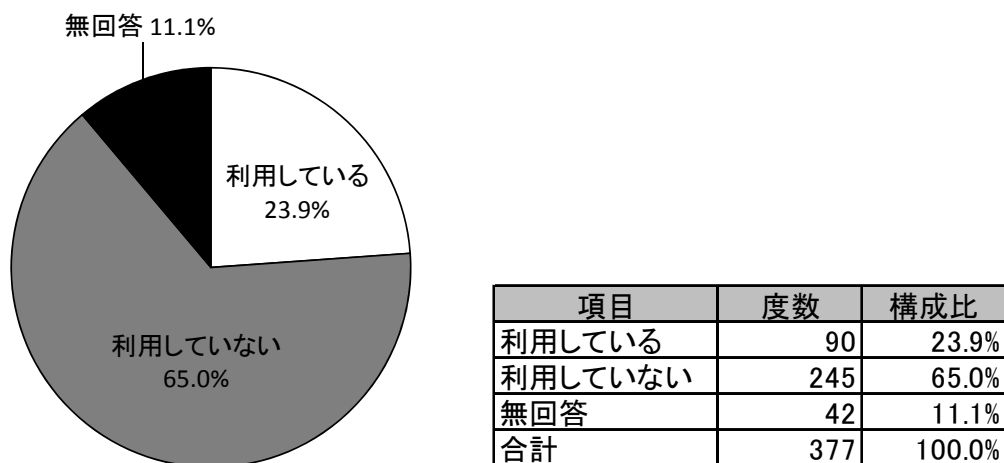
あなたは障害支援区分の認定を受けているかでは、「受けていない」が55.7%と最も多くなっています。



※「福祉サ - ビス受給者証」をお持ちの方は、受給者証の(二)介護給付費の支給決定内容のページの障害支援区分(障害程度区分)の欄をご覧ください。

問 2 2 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(1つに○)

介護保険によるサービスの利用では、「利用している」が23.9%、「利用していない」が65.0%となっています。

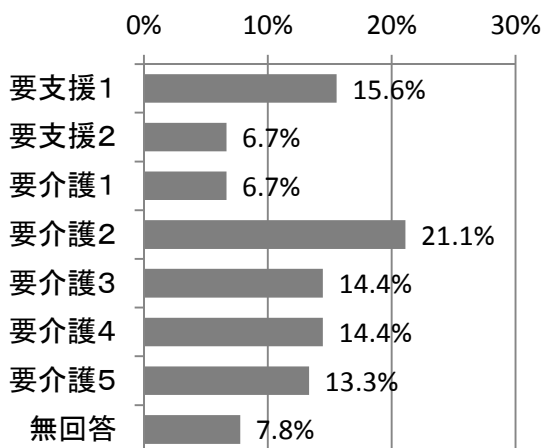




※問22で「1.利用している」を選択した方

問22 - ① あなたは介護保険の要介護度の認定を受けていますか。(1つに〇)

介護保険の要介護度の認定では、「要介護2」が21.1%と最も多く、次いで「要支援1」が15.6%、「要介護3」、「要介護4」が同数の14.4%となっています。

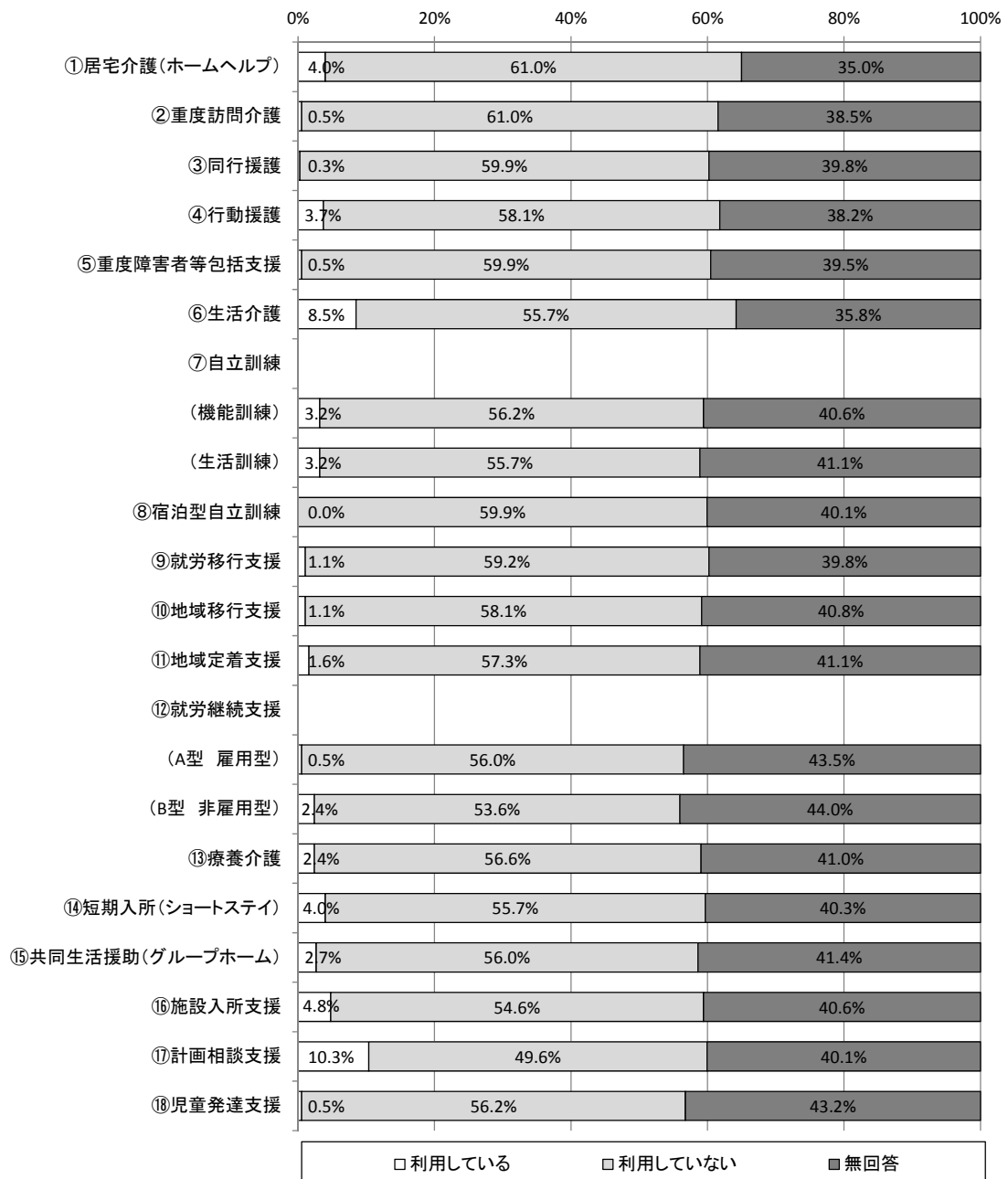


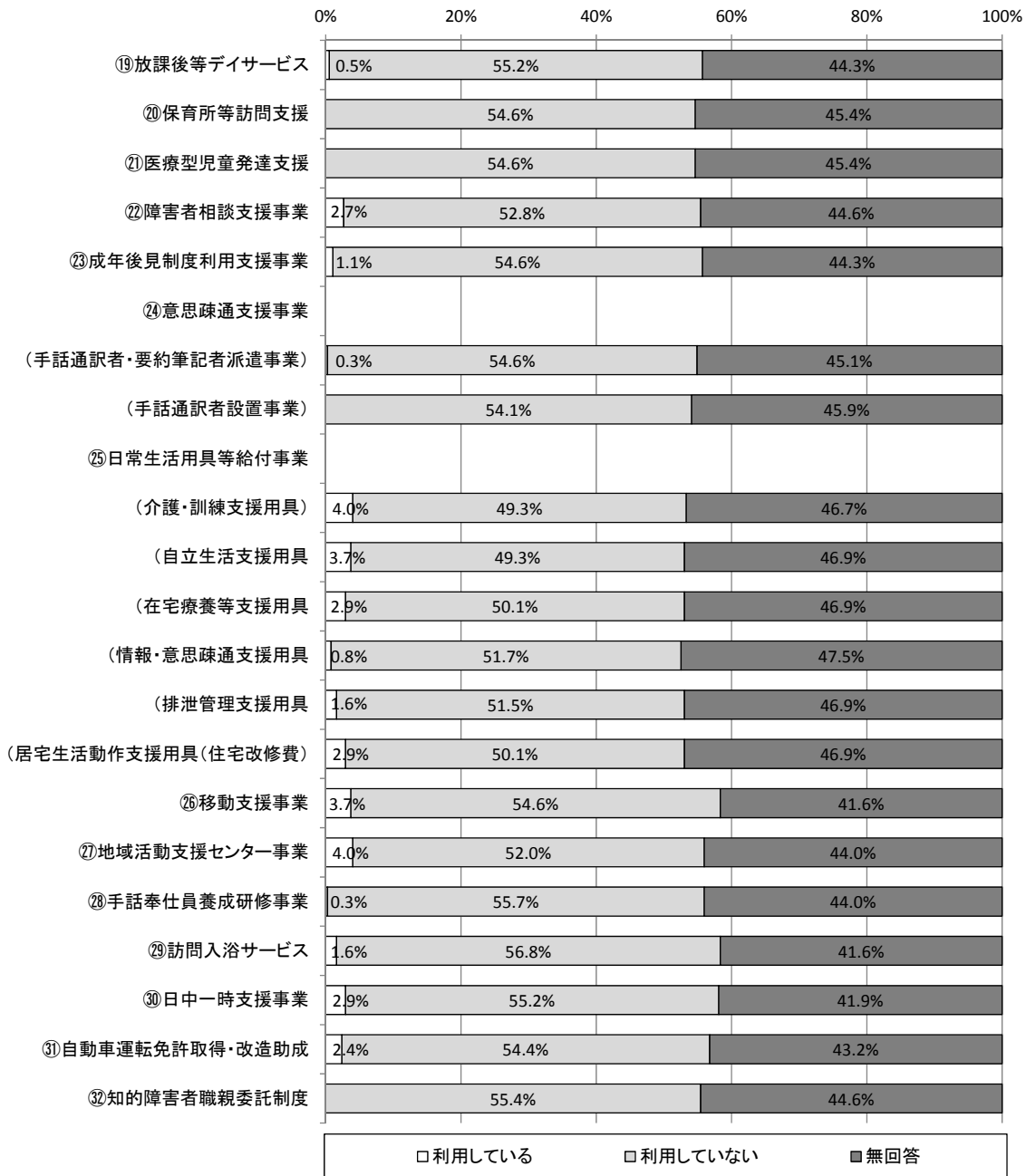
項目	度数	構成比
要支援1	14	15.6%
要支援2	6	6.7%
要介護1	6	6.7%
要介護2	19	21.1%
要介護3	13	14.4%
要介護4	13	14.4%
要介護5	12	13.3%
無回答	7	7.8%
回答者数	90	100.0%
非該当	287	
合計	377	

問23 あなたは次の表にある障害福祉サービスなどを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。(①から⑳のそれぞれについて、「現在」と「今後」の両方を回答(番号に○)してください。

■現在

現在の障害福祉サービスの利用について、「利用している」の項目で多いのは、「⑥生活介護」、「⑰計画相談支援」となっています。



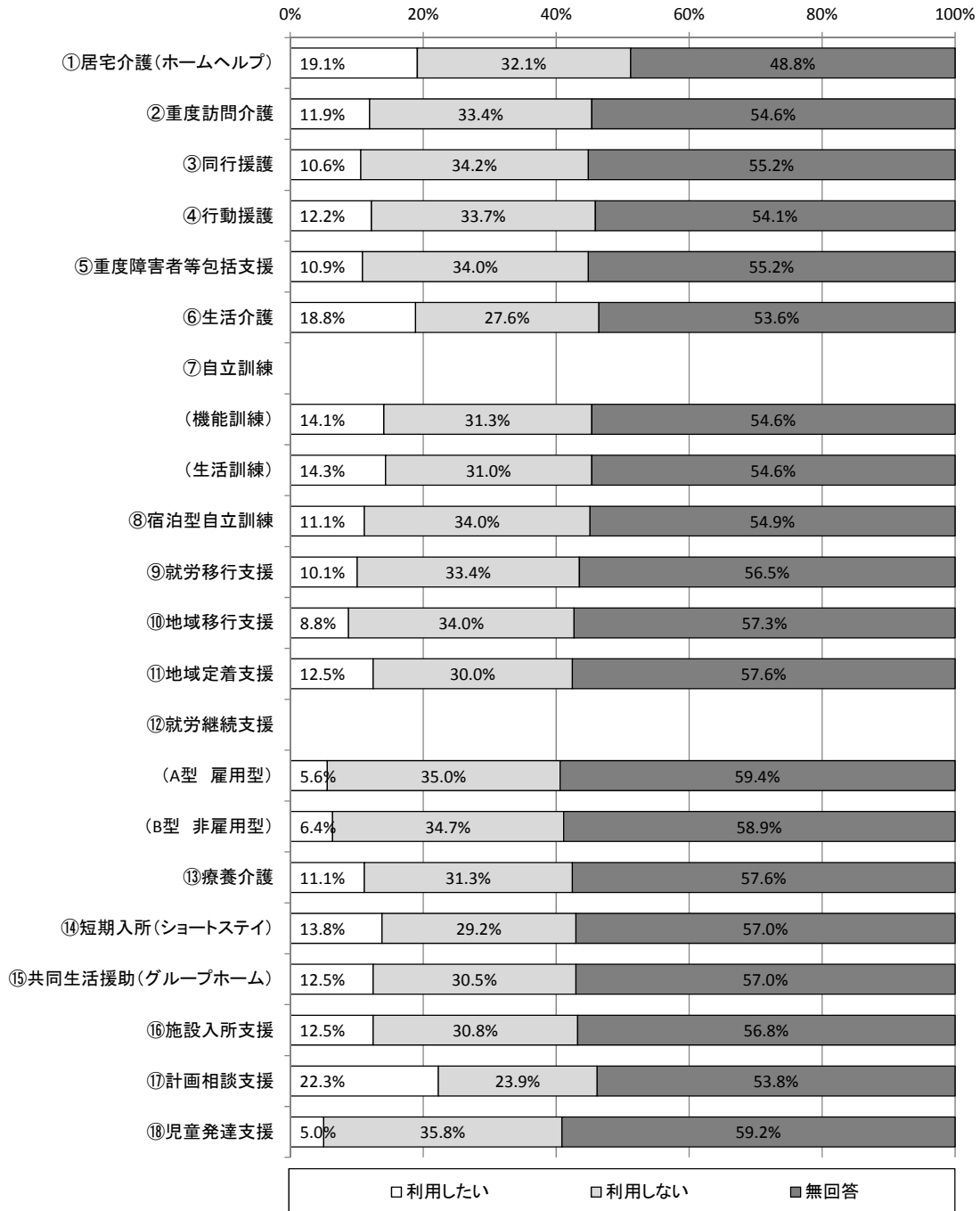


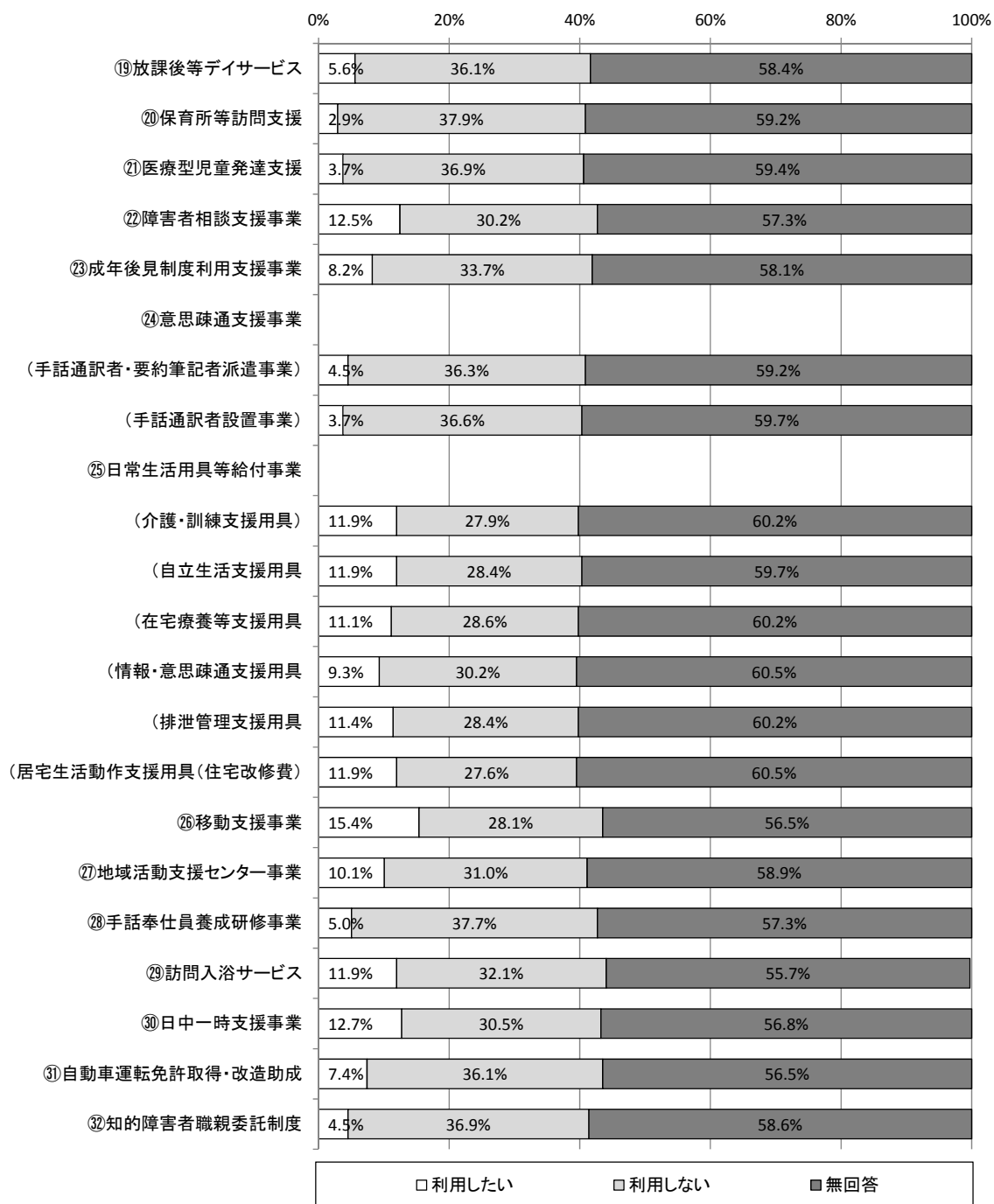
項目(度数)	利用して いる	利用して いない	無回答	合計	
①居宅介護(ホームヘルプ)	15	230	132	377	
②重度訪問介護	2	230	145	377	
③同行援護	1	226	150	377	
④行動援護	14	219	144	377	
⑤重度障害者等包括支援	2	226	149	377	
⑥生活介護	32	210	135	377	
⑦自立訓練	(機能訓練)	12	212	153	377
	(生活訓練)	12	210	155	377
⑧宿泊型自立訓練	0	226	151	377	
⑨就労移行支援	4	223	150	377	
⑩地域移行支援	4	219	154	377	
⑪地域定着支援	6	216	155	377	
⑫就労継続支援	(A型)	2	211	164	377
	(B型)	9	202	166	377
⑬療養介護	9	213	154	376	
⑭短期入所(ショートステイ)	15	210	152	377	
⑮共同生活援助(グループホーム)	10	211	156	377	
⑯施設入所支援	18	206	153	377	
⑰計画相談支援	39	187	151	377	
⑱児童発達支援	2	212	163	377	
⑲放課後等デイサービス	2	208	167	377	
⑳保育所等訪問支援	0	206	171	377	
㉑医療型児童発達支援	0	206	171	377	
㉒障害者相談支援事業	10	199	168	377	
㉓成年後見制度利用支援事業	4	206	167	377	
㉔意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	1	206	170	377
	(手話通訳者設置事業)	0	204	173	377
㉕日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	15	186	176	377
	(自立生活支援用具)	14	186	177	377
	(在宅療養等支援用具)	11	189	177	377
	(情報・意思疎通支援用具)	3	195	179	377
	(排泄管理支援用具)	6	194	177	377
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	11	189	177	377
	㉖移動支援事業	14	206	157	377
㉗地域活動支援センター事業	15	196	166	377	
㉘手話奉仕員養成研修事業	1	210	166	377	
㉙訪問入浴サービス	6	214	157	377	
㉚日中一時支援事業	11	208	158	377	
㉛自動車運転免許取得・改造助成	9	205	163	377	
㉜知的障害者職親委託制度	0	209	168	377	

項目(構成比)	利用して いる	利用して いない	無回答	合計	
①居宅介護(ホームヘルプ)	4.0%	61.0%	35.0%	100.0%	
②重度訪問介護	0.5%	61.0%	38.5%	100.0%	
③同行援護	0.3%	59.9%	39.8%	100.0%	
④行動援護	3.7%	58.1%	38.2%	100.0%	
⑤重度障害者等包括支援	0.5%	59.9%	39.5%	100.0%	
⑥生活介護	8.5%	55.7%	35.8%	100.0%	
⑦自立訓練	(機能訓練)	3.2%	56.2%	40.6%	100.0%
	(生活訓練)	3.2%	55.7%	41.1%	100.0%
⑧宿泊型自立訓練	0.0%	59.9%	40.1%	100.0%	
⑨就労移行支援	1.1%	59.2%	39.8%	100.0%	
⑩地域移行支援	1.1%	58.1%	40.8%	100.0%	
⑪地域定着支援	1.6%	57.3%	41.1%	100.0%	
⑫就労継続支援	(A型 雇用型)	0.5%	56.0%	43.5%	100.0%
	(B型 非雇用型)	2.4%	53.6%	44.0%	100.0%
⑬療養介護	2.4%	56.6%	41.0%	100.0%	
⑭短期入所(ショートステイ)	4.0%	55.7%	40.3%	100.0%	
⑮共同生活援助(グループホーム)	2.7%	56.0%	41.4%	100.0%	
⑯施設入所支援	4.8%	54.6%	40.6%	100.0%	
⑰計画相談支援	10.3%	49.6%	40.1%	100.0%	
⑱児童発達支援	0.5%	56.2%	43.2%	100.0%	
⑲放課後等デイサービス	0.5%	55.2%	44.3%	100.0%	
⑳保育所等訪問支援	0.0%	54.6%	45.4%	100.0%	
㉑医療型児童発達支援	0.0%	54.6%	45.4%	100.0%	
㉒障害者相談支援事業	2.7%	52.8%	44.6%	100.0%	
㉓成年後見制度利用支援事業	1.1%	54.6%	44.3%	100.0%	
㉔意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	0.3%	54.6%	45.1%	100.0%
	(手話通訳者設置事業)	0.0%	54.1%	45.9%	100.0%
㉕日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	4.0%	49.3%	46.7%	100.0%
	(自立生活支援用具)	3.7%	49.3%	46.9%	100.0%
	(在宅療養等支援用具)	2.9%	50.1%	46.9%	100.0%
	(情報・意思疎通支援用具)	0.8%	51.7%	47.5%	100.0%
	(排泄管理支援用具)	1.6%	51.5%	46.9%	100.0%
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	2.9%	50.1%	46.9%	100.0%
	㉖移動支援事業	3.7%	54.6%	41.6%	100.0%
㉗地域活動支援センター事業	4.0%	52.0%	44.0%	100.0%	
㉘手話奉仕員養成研修事業	0.3%	55.7%	44.0%	100.0%	
㉙訪問入浴サービス	1.6%	56.8%	41.6%	100.0%	
㉚日中一時支援事業	2.9%	55.2%	41.9%	100.0%	
㉛自動車運転免許取得・改造助成	2.4%	54.4%	43.2%	100.0%	
㉜知的障害者職親委託制度	0.0%	55.4%	44.6%	100.0%	

## ■今後

今後、障害福祉サービスの利用について、「利用したい」の項目で多いのは、「①居宅介護（ホームヘルプ）」、「⑥生活介護」、「⑰計画相談支援」「⑳移動支援事業」となっています。





項目(度数)	利用した い	利用しな い	無回答	合計	
①居宅介護(ホームヘルプ)	72	121	184	377	
②重度訪問介護	45	126	206	377	
③同行援護	40	129	208	377	
④行動援護	46	127	204	377	
⑤重度障害者等包括支援	41	128	208	377	
⑥生活介護	71	104	202	377	
⑦自立訓練	(機能訓練)	53	118	206	377
	(生活訓練)	54	117	206	377
⑧宿泊型自立訓練	42	128	207	377	
⑨就労移行支援	38	126	213	377	
⑩地域移行支援	33	128	216	377	
⑪地域定着支援	47	113	217	377	
⑫就労継続支援	(A型)	21	132	224	377
	(B型)	24	131	222	377
⑬療養介護	42	118	217	377	
⑭短期入所(ショートステイ)	52	110	215	377	
⑮共同生活援助(グループホーム)	47	115	215	377	
⑯施設入所支援	47	116	214	377	
⑰計画相談支援	84	90	203	377	
⑱児童発達支援	19	135	223	377	
⑲放課後等デイサービス	21	136	220	377	
⑳保育所等訪問支援	11	143	223	377	
㉑医療型児童発達支援	14	139	224	377	
㉒障害者相談支援事業	47	114	216	377	
㉓成年後見制度利用支援事業	31	127	219	377	
㉔意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	17	137	223	377
	(手話通訳者設置事業)	14	138	225	377
㉕日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	45	105	227	377
	(自立生活支援用具)	45	107	225	377
	(在宅療養等支援用具)	42	108	227	377
	(情報・意思疎通支援用具)	35	114	228	377
	(排泄管理支援用具)	43	107	227	377
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	45	104	228	377
㉖移動支援事業	58	106	213	377	
㉗地域活動支援センター事業	38	117	222	377	
㉘手話奉仕員養成研修事業	19	142	216	377	
㉙訪問入浴サービス	45	121	211	377	
㉚日中一時支援事業	48	115	214	377	
㉛自動車運転免許取得・改造助成	28	136	213	377	
㉜知的障害者職親委託制度	17	139	221	377	

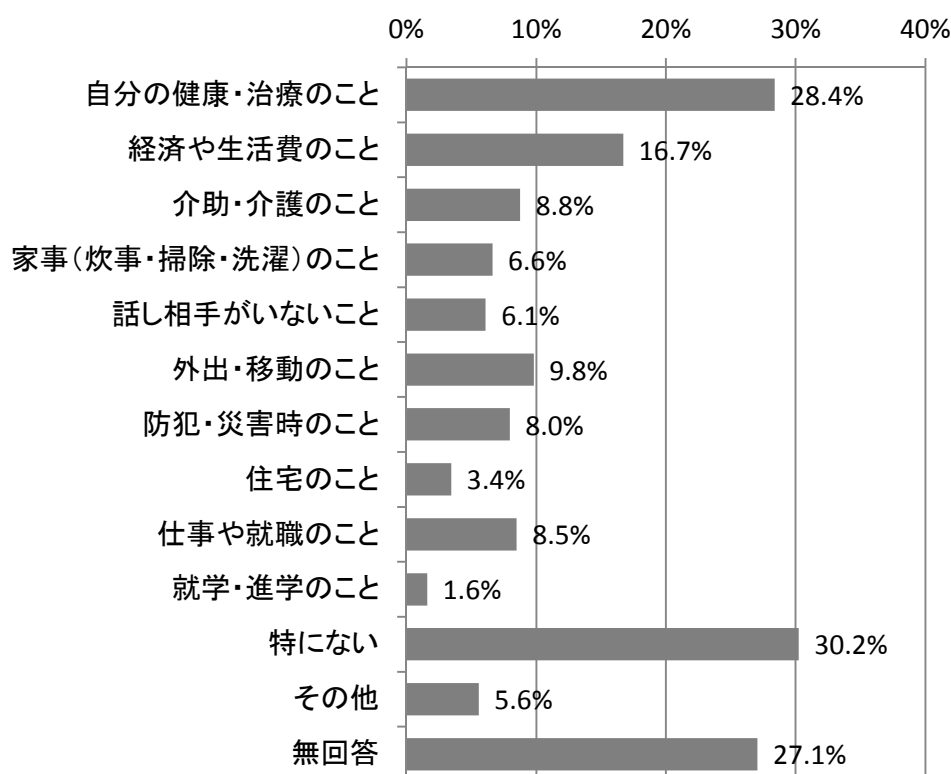
項目(構成比)	利用した い	利用しな い	無回答	合計	
①居宅介護(ホームヘルプ)	19.1%	32.1%	48.8%	100.0%	
②重度訪問介護	11.9%	33.4%	54.6%	100.0%	
③同行援護	10.6%	34.2%	55.2%	100.0%	
④行動援護	12.2%	33.7%	54.1%	100.0%	
⑤重度障害者等包括支援	10.9%	34.0%	55.2%	100.0%	
⑥生活介護	18.8%	27.6%	53.6%	100.0%	
⑦自立訓練	(機能訓練)	14.1%	31.3%	54.6%	100.0%
	(生活訓練)	14.3%	31.0%	54.6%	100.0%
⑧宿泊型自立訓練	11.1%	34.0%	54.9%	100.0%	
⑨就労移行支援	10.1%	33.4%	56.5%	100.0%	
⑩地域移行支援	8.8%	34.0%	57.3%	100.0%	
⑪地域定着支援	12.5%	30.0%	57.6%	100.0%	
⑫就労継続支援	(A型 雇用型)	5.6%	35.0%	59.4%	100.0%
	(B型 非雇用型)	6.4%	34.7%	58.9%	100.0%
⑬療養介護	11.1%	31.3%	57.6%	100.0%	
⑭短期入所(ショートステイ)	13.8%	29.2%	57.0%	100.0%	
⑮共同生活援助(グループホーム)	12.5%	30.5%	57.0%	100.0%	
⑯施設入所支援	12.5%	30.8%	56.8%	100.0%	
⑰計画相談支援	22.3%	23.9%	53.8%	100.0%	
⑱児童発達支援	5.0%	35.8%	59.2%	100.0%	
⑲放課後等デイサービス	5.6%	36.1%	58.4%	100.0%	
⑳保育所等訪問支援	2.9%	37.9%	59.2%	100.0%	
㉑医療型児童発達支援	3.7%	36.9%	59.4%	100.0%	
㉒障害者相談支援事業	12.5%	30.2%	57.3%	100.0%	
㉓成年後見制度利用支援事業	8.2%	33.7%	58.1%	100.0%	
㉔意思疎通支援事業	(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	4.5%	36.3%	59.2%	100.0%
	(手話通訳者設置事業)	3.7%	36.6%	59.7%	100.0%
㉕日常生活用具等給付事業	(介護・訓練支援用具)	11.9%	27.9%	60.2%	100.0%
	(自立生活支援用具)	11.9%	28.4%	59.7%	100.0%
	(在宅療養等支援用具)	11.1%	28.6%	60.2%	100.0%
	(情報・意思疎通支援用具)	9.3%	30.2%	60.5%	100.0%
	(排泄管理支援用具)	11.4%	28.4%	60.2%	100.0%
	(居宅生活動作支援用具(住宅改修費))	11.9%	27.6%	60.5%	100.0%
㉖移動支援事業	15.4%	28.1%	56.5%	100.0%	
㉗地域活動支援センター事業	10.1%	31.0%	58.9%	100.0%	
㉘手話奉仕員養成研修事業	5.0%	37.7%	57.3%	100.0%	
㉙訪問入浴サービス	11.9%	32.1%	56.0%	100.0%	
㉚日中一時支援事業	12.7%	30.5%	56.8%	100.0%	
㉛自動車運転免許取得・改造助成	7.4%	36.1%	56.5%	100.0%	
㉜知的障害者職親委託制度	4.5%	36.9%	58.6%	100.0%	

### ⑤相談ごと・相談相手について

問24 あなたは、悩んでいることや誰かに相談したいことがありますか。 (〇はいくつでも)

悩んでいることや誰かに相談したいことでは、「自分の健康・治療のこと」が28.4%と最も多く、次いで「経済や生活費のこと」が16.7%、「外出・移動のこと」が9.8%となっています。

また、3割を超える方が「特にない」と回答しています。



項目	度数	構成比
自分の健康・治療のこと	107	28.4%
経済や生活費のこと	63	16.7%
介助・介護のこと	33	8.8%
家事(炊事・掃除・洗濯)のこと	25	6.6%
話し相手がないこと	23	6.1%
外出・移動のこと	37	9.8%
防犯・災害時のこと	30	8.0%
住宅のこと	13	3.4%
仕事や就職のこと	32	8.5%
就学・進学のこと	6	1.6%
特にない	114	30.2%
その他	21	5.6%
無回答	102	27.1%
回答者数	377	

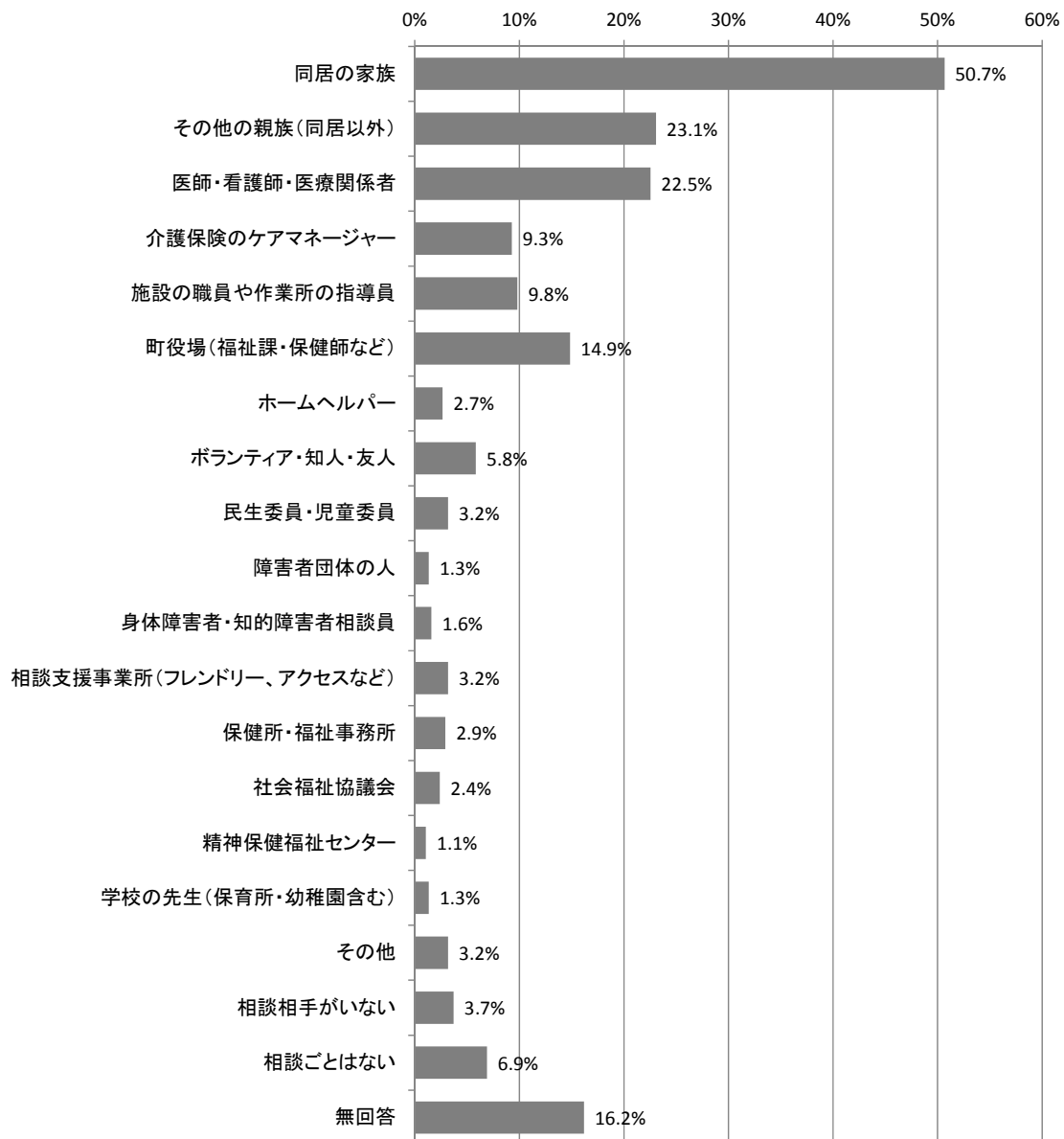


問24 - ① あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

(〇はいく

つでも)

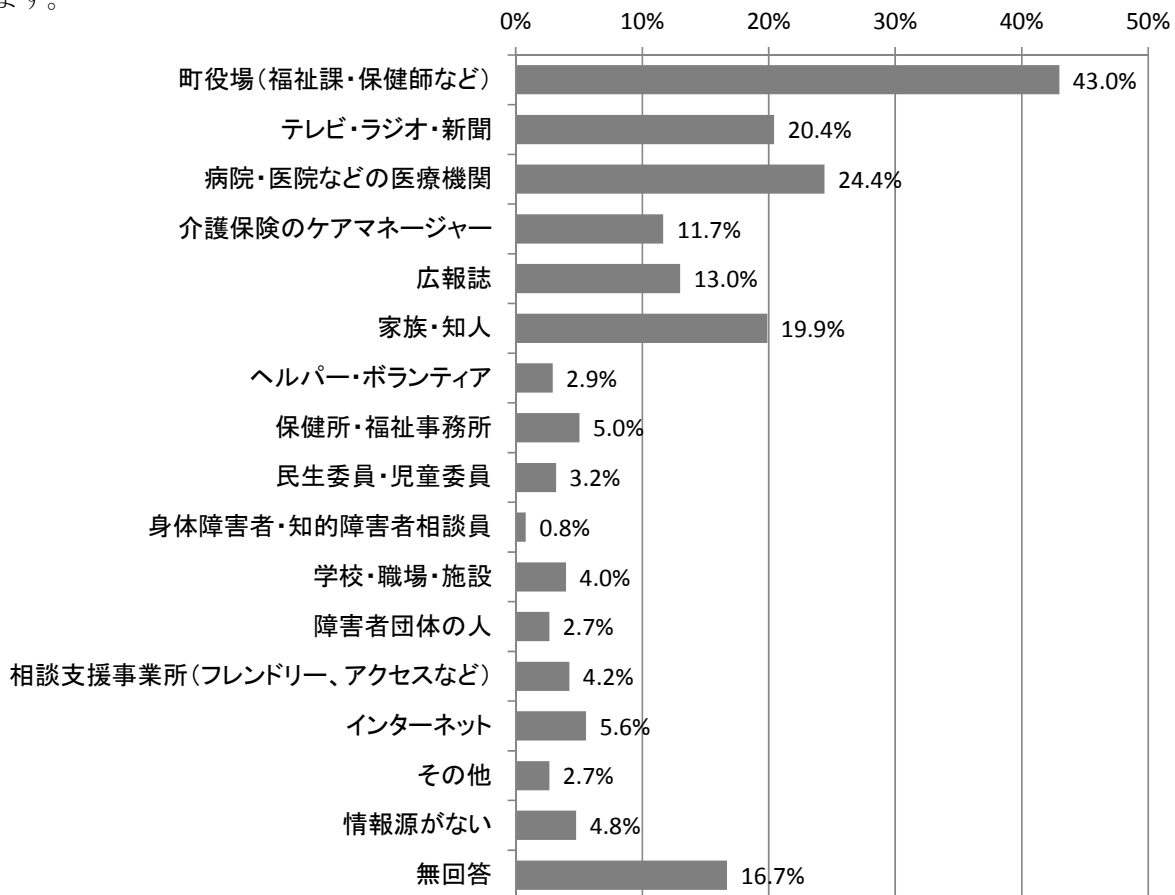
普段、悩みや困ったことの相談するところでは、「同居の家族」が50.7%と最も多く、次いで「その他の親族（同居以外）」が23.1%、「医師・看護師・医療関係者」が22.5%となっています。



項目	度数	構成比
同居の家族	191	50.7%
その他の親族(同居以外)	87	23.1%
医師・看護師・医療関係者	85	22.5%
介護保険のケアマネージャー	35	9.3%
施設の職員や作業所の指導員	37	9.8%
町役場(福祉課・保健師など)	56	14.9%
ホームヘルパー	10	2.7%
ボランティア・知人・友人	22	5.8%
民生委員・児童委員	12	3.2%
障害者団体の人	5	1.3%
身体障害者・知的障害者相談員	6	1.6%
相談支援事業所(フレンドリー、アクセスなど)	12	3.2%
保健所・福祉事務所	11	2.9%
社会福祉協議会	9	2.4%
精神保健福祉センター	4	1.1%
学校の先生(保育所・幼稚園含む)	5	1.3%
その他	12	3.2%
相談相手がない	14	3.7%
相談ごとはない	26	6.9%
無回答	61	16.2%
回答者数	377	

問25 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(〇はいくつでも)

障害のことや福祉サービスなどに関する情報源では、「町役場(福祉課・保健師など)」が43.0%と最も多く、次いで「病院・医院などの医療機関」が24.4%、「テレビ・ラジオ・新聞」が20.4%となっています。

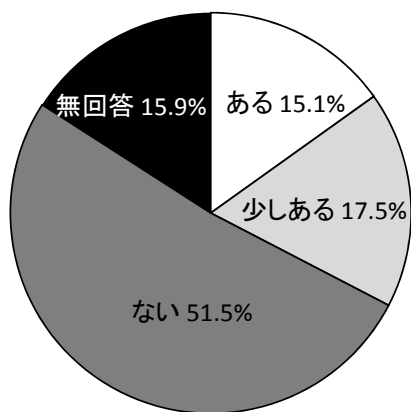


項目	度数	構成比
町役場(福祉課・保健師など)	162	43.0%
テレビ・ラジオ・新聞	77	20.4%
病院・医院などの医療機関	92	24.4%
介護保険のケアマネージャー	44	11.7%
広報誌	49	13.0%
家族・知人	75	19.9%
ヘルパー・ボランティア	11	2.9%
保健所・福祉事務所	19	5.0%
民生委員・児童委員	12	3.2%
身体障害者・知的障害者相談員	3	0.8%
学校・職場・施設	15	4.0%
障害者団体の人	10	2.7%
相談支援事業所(フレンドリー、アクセスなど)	16	4.2%
インターネット	21	5.6%
その他	10	2.7%
情報源がない	18	4.8%
無回答	63	16.7%
回答者数	377	

## ⑥権利擁護について

問26 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（1つに○）

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかでは、「ある」が15.1%、「少しある」が17.5%、「ない」が51.5%と半数の方が嫌な思いをしたことがないと回答しています。

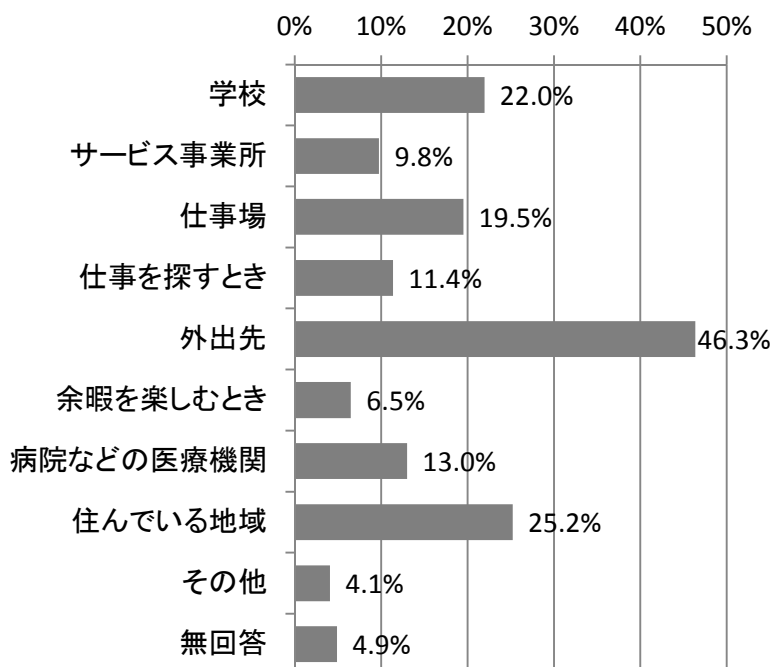


項目	度数	構成比
ある	57	15.1%
少しある	66	17.5%
ない	194	51.5%
無回答	60	15.9%
合計	377	100.0%

### ※問26で「1.ある」、「2.少しある」を選択した方

問26 - ① どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（○はいくつでも）

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかでは、「外出先」が46.3%と最も多く、次いで「住んでいる地域」が25.2%、「学校」が22.0%となっています。



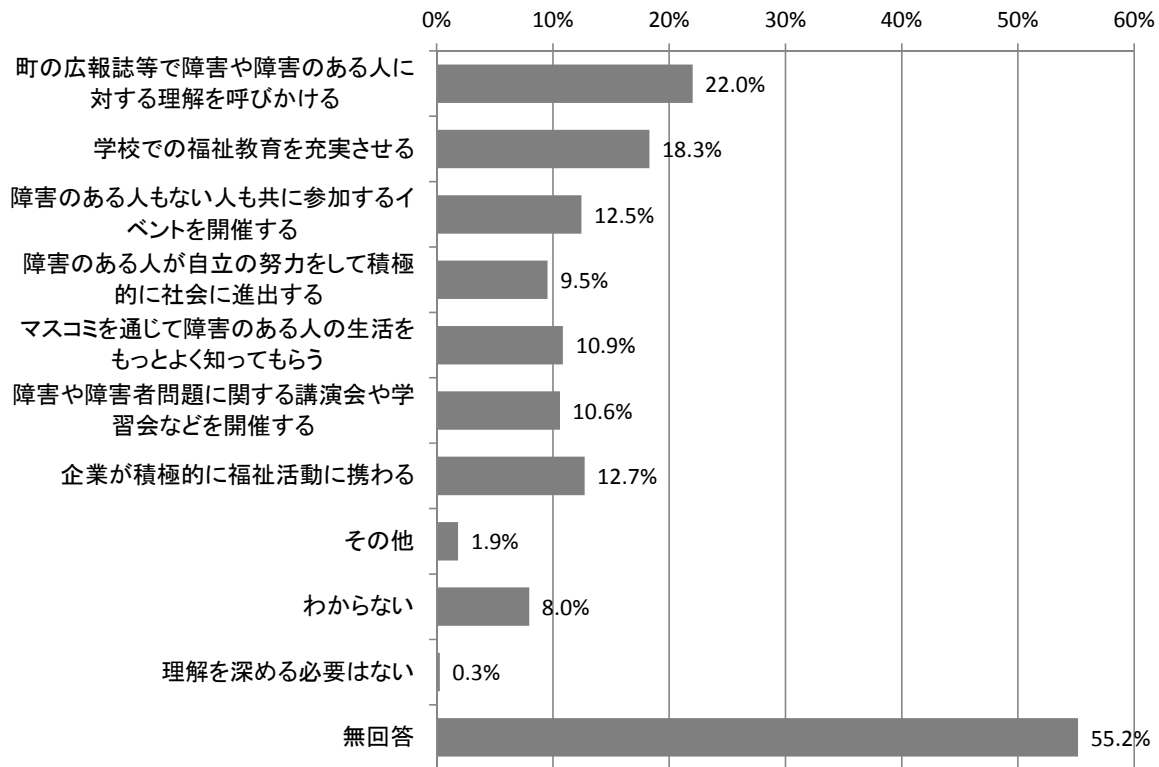
項目	度数	構成比
学校	27	22.0%
サービス事業所	12	9.8%
仕事場	24	19.5%
仕事を探すとき	14	11.4%
外出先	57	46.3%
余暇を楽しむとき	8	6.5%
病院などの医療機関	16	13.0%
住んでいる地域	31	25.2%
その他	5	4.1%
無回答	6	4.9%
回答者数	123	
非該当	254	
合計	377	

問 2 6 - ② 障害のある人への理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。

(○はいく

つでも)

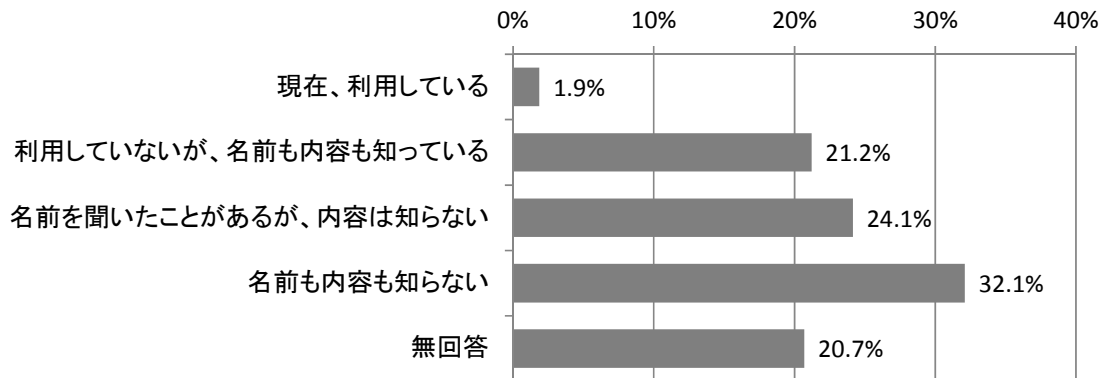
障害のある人への理解を深めるために必要なことでは、「町の広報誌等で障害や障害のある人に対する理解を呼びかける」が 22.0%と最も多く、次いで「学校での福祉教育を充実させる」が 18.3%、「企業が積極的に福祉活動に携わる」が 12.7%となっています。



項目	度数	構成比
町の広報誌等で障害や障害のある人に対する理解を呼びかける	83	22.0%
学校での福祉教育を充実させる	69	18.3%
障害のある人もない人も共に参加するイベントを開催する	47	12.5%
障害のある人が自立の努力をして積極的に社会に進出する	36	9.5%
マスコミを通じて障害のある人の生活をもっとよく知ってもらう	41	10.9%
障害や障害者問題に関する講演会や学習会などを開催する	40	10.6%
企業が積極的に福祉活動に携わる	48	12.7%
その他	7	1.9%
わからない	30	8.0%
理解を深める必要はない	1	0.3%
無回答	208	55.2%
回答者数	377	

問 27 成年後見制度についてご存じですか。(1つに○)

成年後見制度についての周知では、「名前も内容も知らない」が32.1%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.1%、「利用していないが、名前も内容も知っている」が21.2%となっています。

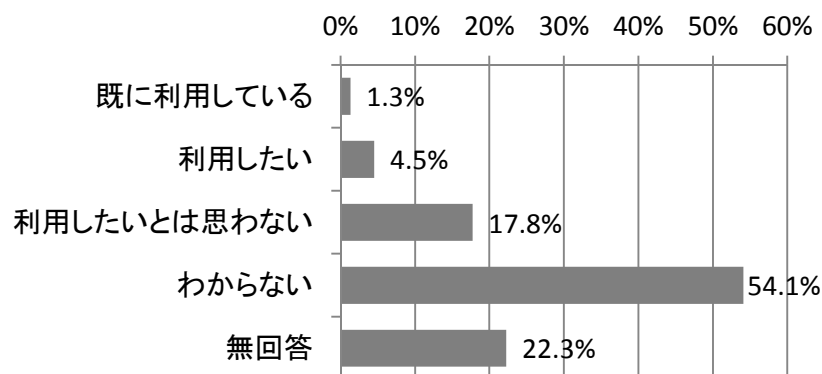


項目	度数	構成比
現在、利用している	7	1.9%
利用していないが、名前も内容も知っている	80	21.2%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	91	24.1%
名前も内容も知らない	121	32.1%
無回答	78	20.7%
合計	377	100.0%

問 28 あなたは「成年後見制度」を利用したいと思いませんか。(1つに○)

成年後見制度を利用したいと思うかでは、「既に利用している」が1.3%、「利用したい」が4.5%、「利用したいとは思わない」が17.8%となっています。

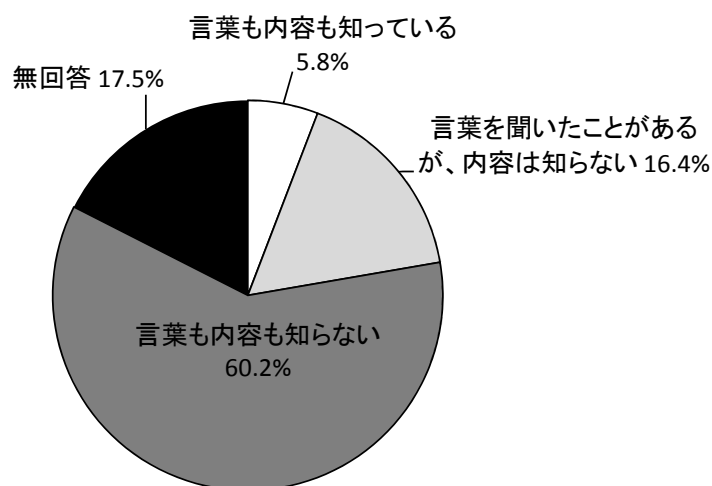
また、5割を越える方が「わからない」と回答しています。



項目	度数	構成比
既に利用している	5	1.3%
利用したい	17	4.5%
利用したいとは思わない	67	17.8%
わからない	204	54.1%
無回答	84	22.3%
合計	377	100.0%

問 2 9 あなたは、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」※という言葉を知っていますか。(1 つに○)

「合理的配慮」※という言葉の周知では、「言葉も内容も知っている」が 5.8%、「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 16.4%、「言葉も内容も知らない」が 60.2%となっています。



項目	度数	構成比
言葉も内容も知っている	22	5.8%
言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない	62	16.4%
言葉も内容も知らない	227	60.2%
無回答	66	17.5%
合計	377	100.0%

※合理的配慮とは、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる\*社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいいます。例えば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

\*社会的障壁：歩道の段差などの物理的障壁、音声案内や表示がないなどの情報面での障壁など

問30 あなたは、どのような場面で合理的配慮が必要だと思いますか。(必要と思われる場面をご自由にお書きください。)

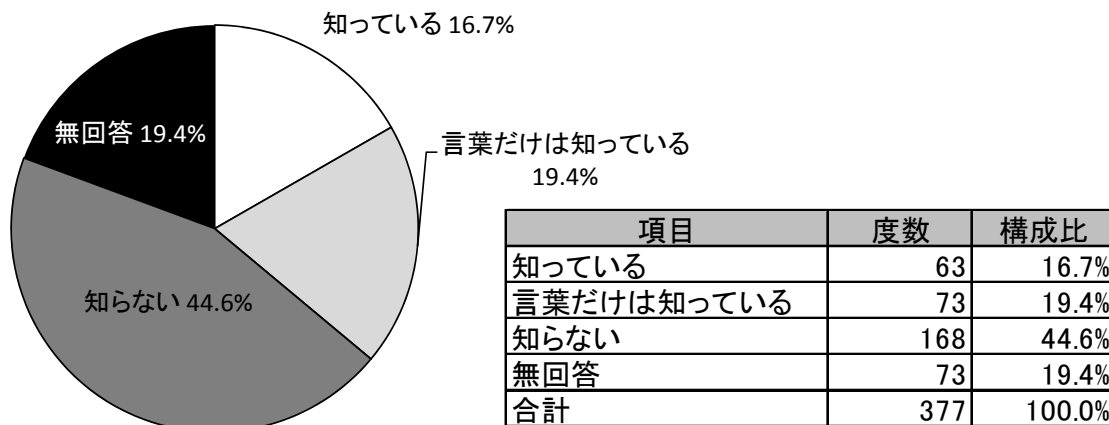
- 誰にでも気軽に手をさしのべることの出来る人を育てる。自分に出来ることは手を貸したい。
- バリアフリーには大分なっている所が増えたけど、まだまだ、なってない所もある。エレベーターも小さかったりすると思う。
- 歩道がない又は斜めになっている歩道がある。車椅子の人やベビーカーは通れないだろうから。
- 目に見える事だけでなく、心の問題だと思う。
- 車椅子での移動の手助け。
- 車椅子でトイレに行く時に手助けをしてもらいたい。
- 家でも外出先でも不自由なく行動できること。
- 障害のある人等の道路横断、高齢者の自転車等に車を運転する人は十分注意をお願いします。一人住まいの高齢者の方には隣近所で声をかけ合うようお願いします。
- 子供の頃から障害者、お年寄りと接して手助けする事を当たり前の事にする教育、核家族が増えたせいで子供たちの情操教育が難しくなっているような気はします。
- バリアフリー化について。
- 横断する信号のない交差点。便所に大使用の紙が用便中に〇〇していた時、報告するのに不便をきたした事があった。安価なもので結構だが急な降雨の時、お借りできる置き傘が常備されていると嬉しい。人にもよるだろうが、洋式便所は充分に設置して欲しい。
- 職場。
- 歩けなくなった時、何かにつけて手助け必要の時。
- 親が元気な時は大丈夫と思うがいなくなった時は困ると思う。
- 公共交通期間を利用する時の対応。
- 車椅子移動に伴う社会的障壁は限りなくあるので、障害者の目線に立った計画を段階的に実行して欲しい。
- 電車、バス等の公共交通機関。
- 外出先。
- 心理面でのバリアフリー化。
- 外出先で使えるトイレを増やしてほしい。
- 駅とか道歩いている時に道をゆずるとというのが最近なく、どけないでつつこんでくる人が結構いるので怖いです。
- ・視覚、聴覚の不自由な人への環境整備の配慮(例歩道の確保)今は狭いし危険すぎる。・言葉による暴力。無知から来る言葉がけ。
- 子供も発達障害なので学校において必要だと痛感している。
- ・ボランティア活動している時に目の見えない人に対して”おいめくら”と声かける人が居てビックリした。その障害者さんは嫌な人だと昔は涙が出たと言っていた。・自分でも10数年たっても病気に対して他人の物をもらうとは”すごいね”なかなかそんな事出来ねえー！いまだに近所で言う人もいる。まだまだ障害者は住みづらい！特に小鹿野は多いように思える。



- 思いつきませんでした。しいて言えば精神病を抱えている人に対して少し優しくしてくれてもいいかも知れないですね。そういったささいな障壁くらいしか思いつきませんし、そうなって欲しいですね。
- 集団行動。
- 障害者が社会で孤立しているとき。
- 公的施設。
- 難しい言葉がわからない。
- 障害者の賃金が少ない。
- ・すべての場面で人格をそこなう行為はやめてほしい。・自立支援の職場でもどなる等の人格侵害がある。
- 障害者用のトイレが少ない。健常者が当然のように障害者用トイレや駐車スペースを利用している。病院のエレベーターでさえ車椅子利用者が後回しにされる。
- 仕事をさがす時に必要。
- その人に合った活動の配慮。

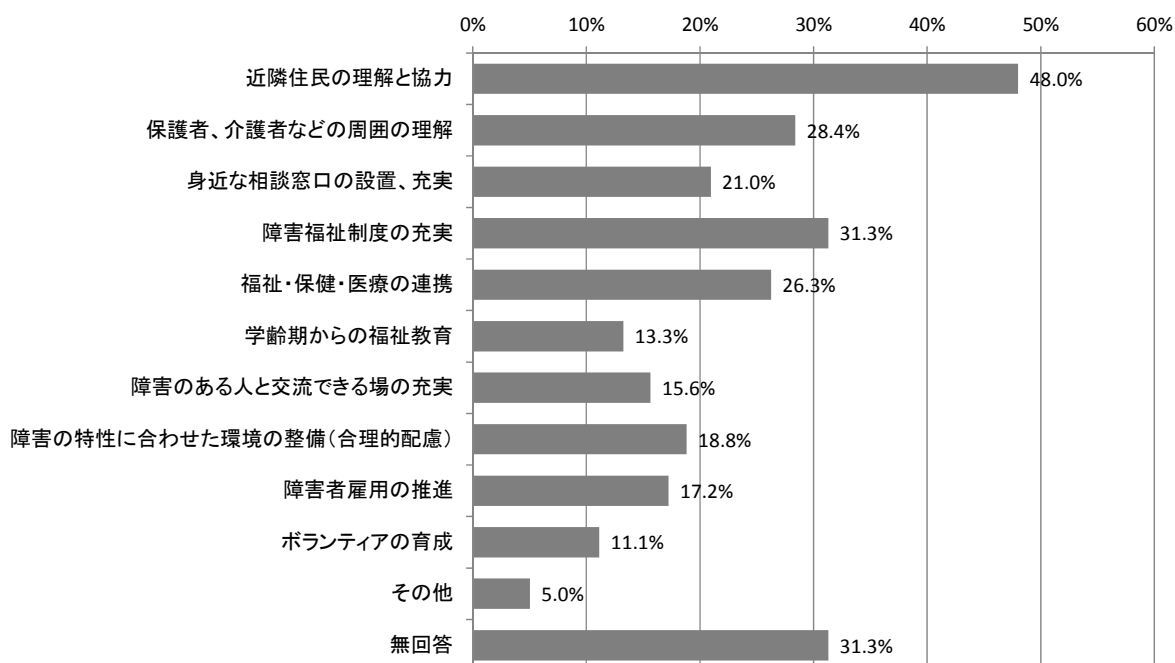
問3 1 あなたは、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。(1つに○)

「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す「共生社会」という考え方の周知では、「知っている」が16.7%、「言葉だけは知っている」が19.4%、「知らない」が44.6%となっています。



問3 2 あなたは、「共生社会」を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

「共生社会」の実現に必要なことでは、「近隣住民の理解と協力」が48.0%と最も多く、次いで「障害福祉制度の充実」が31.3%、「保護者、介護者などの周囲の理解」が28.4%となっています。

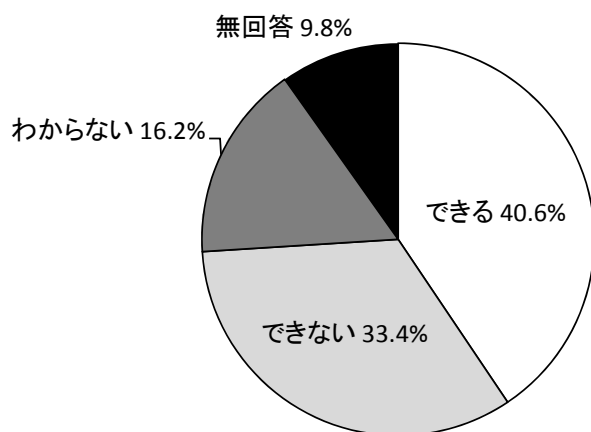


項目	度数	構成比
近隣住民の理解と協力	181	48.0%
保護者、介護者などの周囲の理解	107	28.4%
身近な相談窓口の設置、充実	79	21.0%
障害福祉制度の充実	118	31.3%
福祉・保健・医療の連携	99	26.3%
学齢期からの福祉教育	50	13.3%
障害のある人と交流できる場の充実	59	15.6%
障害の特性に合わせた環境の整備(合理的配慮)	71	18.8%
障害者雇用の推進	65	17.2%
ボランティアの育成	42	11.1%
その他	19	5.0%
無回答	118	31.3%
回答者数	377	

### ⑦災害時の避難等について

問33 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(1つに○)

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかでは、「できる」が40.6%、「できない」が33.4%、「わからない」が16.2%となっています。

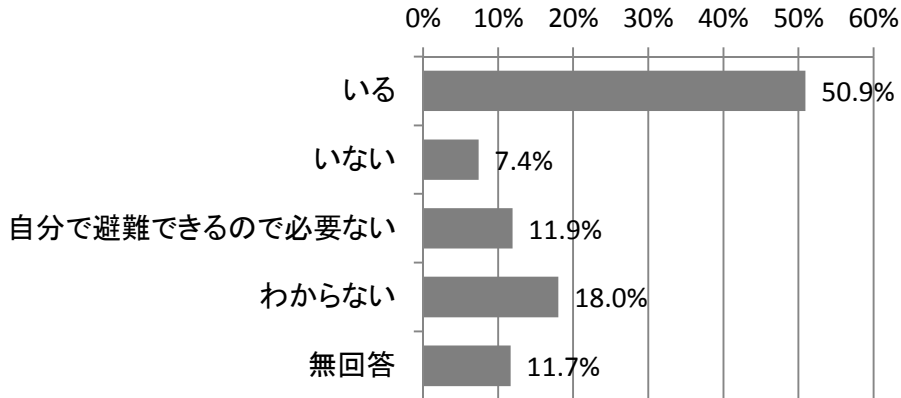


項目	度数	構成比
できる	153	40.6%
できない	126	33.4%
わからない	61	16.2%
無回答	37	9.8%
合計	377	100.0%

問3 4 あなたは、災害時に、あなたの避難を手助けしてくれる人はいますか。(1つに○)

災害時に、あなたの避難を手助けしてくれる人については、「いる」が50.9%と半数の方が手助けしてくれる人いると回答しています。

また、「自分で避難できるので必要ない」が11.9%となっています。

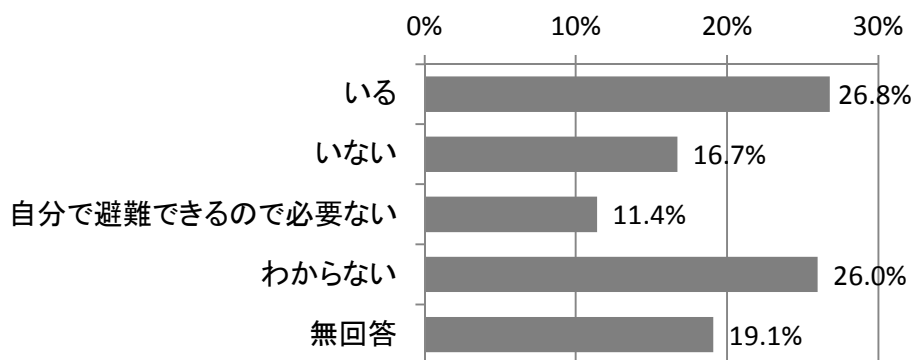


項目	度数	構成比
いる	192	50.9%
いない	28	7.4%
自分で避難できるので必要ない	45	11.9%
わからない	68	18.0%
無回答	44	11.7%
合計	377	100.0%

問3 4 - ① 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(1つに○)

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人がいるかについては、「いる」が26.8%、「いない」が16.7%、「自分で避難できるので必要ない」が11.4%となっています。

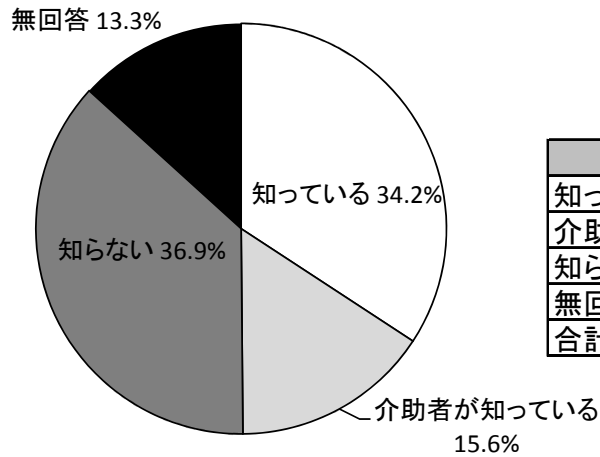
また、「わからない」が26.0%となっています。



項目	度数	構成比
いる	101	26.8%
いない	63	16.7%
自分で避難できるので必要ない	43	11.4%
わからない	98	26.0%
無回答	72	19.1%
合計	377	100.0%

**問35 災害が起こった場合に、どこへどのようにして避難すればよいか知っていますか。(1つに○)**

災害が起こった場合に、どこへどのようにして避難すればよいか知っているかでは、「知っている」が34.2%、「介助者が知っている」が15.6%、「知らない」が36.9%となっています。

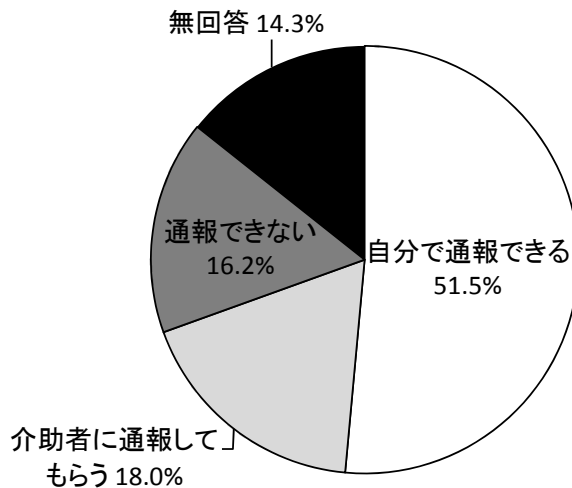


項目	度数	構成比
知っている	129	34.2%
介助者が知っている	59	15.6%
知らない	139	36.9%
無回答	50	13.3%
合計	377	100.0%

**問36 緊急の場合に、すぐに消防署や警察へ通報することができますか。(1つに○)**

緊急の場合に、すぐに消防署や警察へ通報することができるかでは、「自分で通報できる」が51.5%と半数の方が通報できると回答しています。

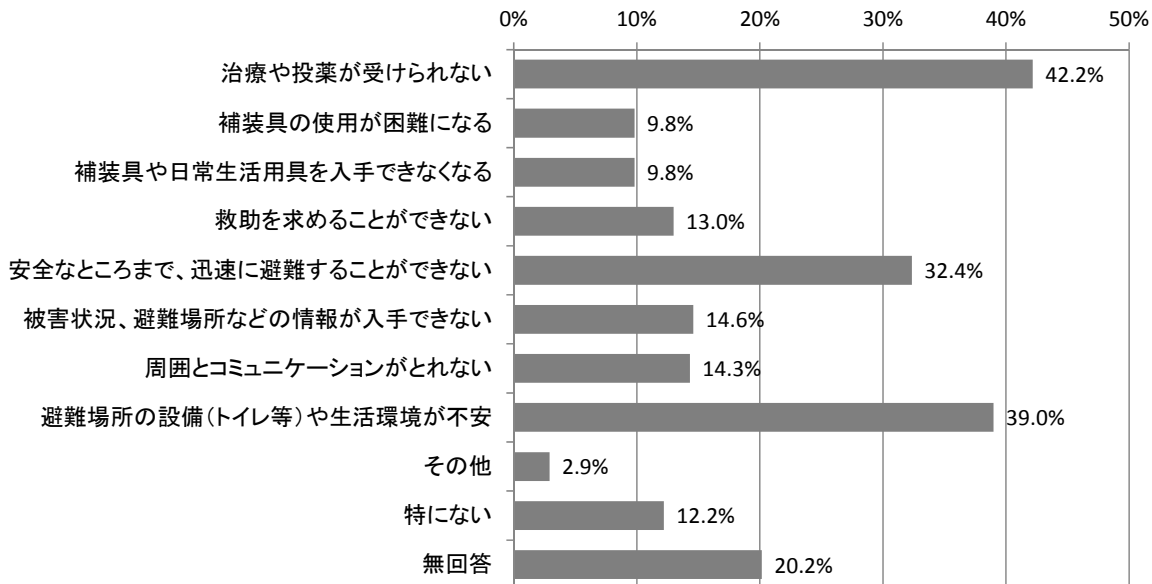
また、「介助者に通報してもらおう」が18.0%、「通報できない」が16.2%となっています。



項目	度数	構成比
自分で通報できる	194	51.5%
介助者に通報してもらおう	68	18.0%
通報できない	61	16.2%
無回答	54	14.3%
合計	377	100.0%

問37 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

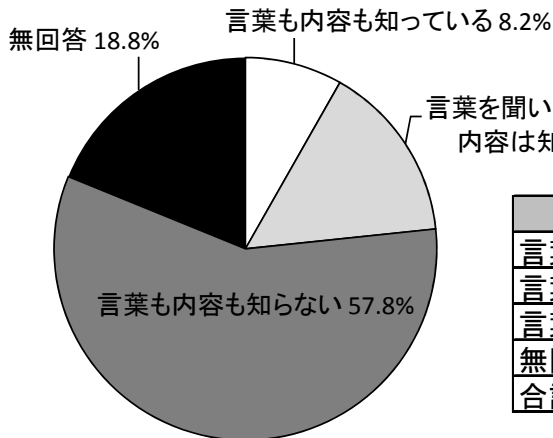
火事や地震等の災害時に困ることでは、「治療や投薬が受けられない」が42.2%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が39.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が32.4%となっています。



項目	度数	構成比
治療や投薬が受けられない	159	42.2%
補装具の使用が困難になる	37	9.8%
補装具や日常生活用具を入手できなくなる	37	9.8%
救助を求めることができない	49	13.0%
安全なところまで、迅速に避難することができない	122	32.4%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	55	14.6%
周囲とコミュニケーションがとれない	54	14.3%
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	147	39.0%
その他	11	2.9%
特にない	46	12.2%
無回答	76	20.2%
回答者数	377	

問38 「災害時避難行動要支援者登録制度」※を知っていますか。(1つに○) ※災害時避難行動要支援者登録制度とは、災害が起きた時に1人で避難することが困難な方に登録していただき、地域の人々の協力により安否確認や、避難支援が速やかに行える体制づくりをする制度です。

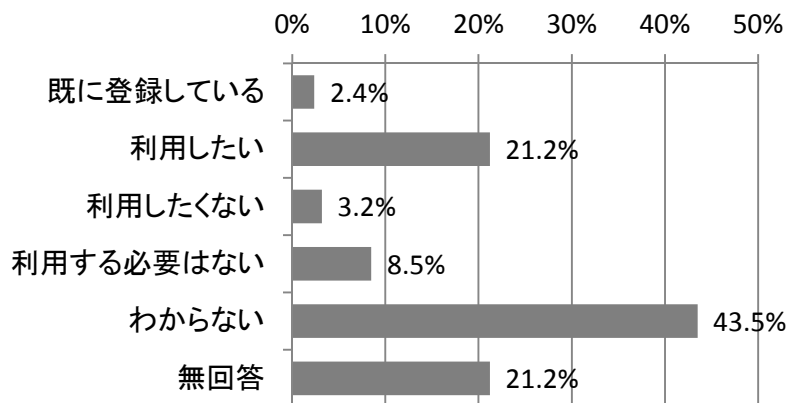
「災害時避難行動要支援者登録制度」の周知では、「言葉も内容も知っている」が8.2%、「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」が15.1%、「言葉も内容も知らない」が57.8%となっています。



項目	度数	構成比
言葉も内容も知っている	31	8.2%
言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない	57	15.1%
言葉も内容も知らない	218	57.8%
無回答	71	18.8%
合計	377	100.0%

問39 「災害時避難行動要支援者登録制度」を利用したいですか。(1つに○)

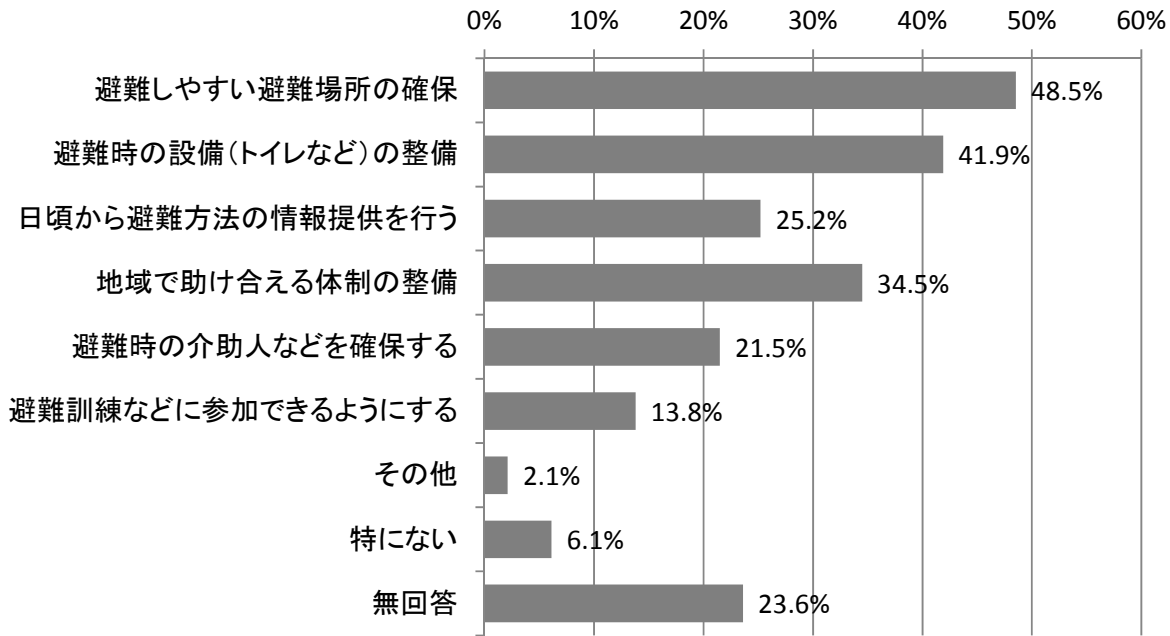
「災害時避難行動要支援者登録制度」の利用については、「利用したい」が21.2%と最も多く、次いで「利用する必要はない」が8.5%となっています。



項目	度数	構成比
既に登録している	9	2.4%
利用したい	80	21.2%
利用したくない	12	3.2%
利用する必要はない	32	8.5%
わからない	164	43.5%
無回答	80	21.2%
合計	377	100.0%

問40 災害時など、緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後どのような対策が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

災害時など、緊急に避難しなければならなくなったときに必要な対策では、「避難しやすい避難場所の確保」が48.5%と最も多く、次いで「避難時の設備(トイレなど)の整備」が41.9%、「地域で助け合える体制の整備」が34.5%となっています。



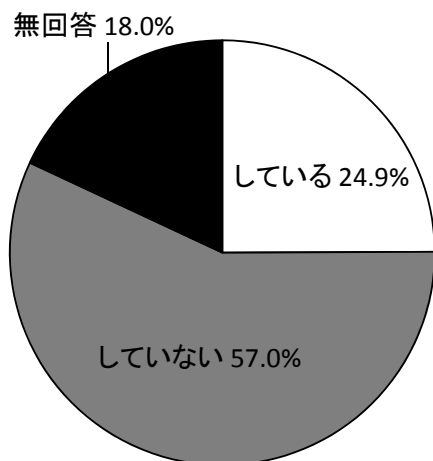
項目	度数	構成比
避難しやすい避難場所の確保	183	48.5%
避難時の設備(トイレなど)の整備	158	41.9%
日頃から避難方法の情報提供を行う	95	25.2%
地域で助け合える体制の整備	130	34.5%
避難時の介助人などを確保する	81	21.5%
避難訓練などに参加できるようにする	52	13.8%
その他	8	2.1%
特にない	23	6.1%
無回答	89	23.6%
回答者数	377	



## ⑧趣味・スポーツなどについて

問4 1 あなたは現在、何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしていますか。 (1つに○)

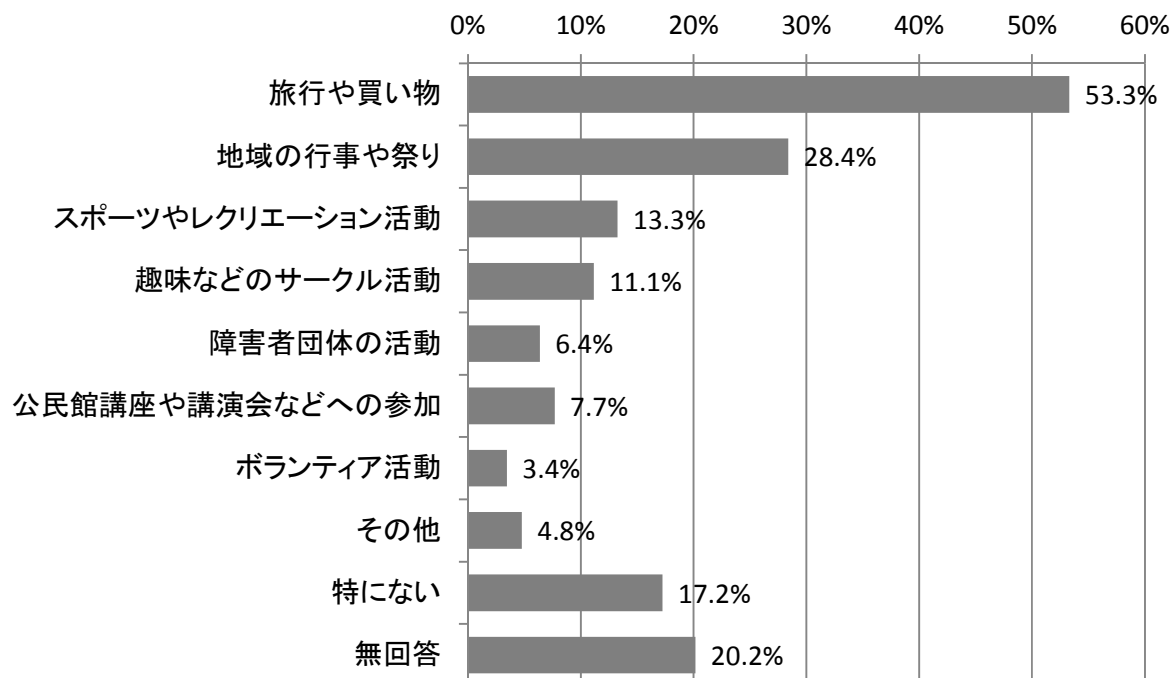
現在、趣味やスポーツ、レクリエーションをしているかでは、「している」が24.9%、「していない」が57.0%となっています。



項目	度数	構成比
している	94	24.9%
していない	215	57.0%
無回答	68	18.0%
合計	377	100.0%

問4 1 - ① あなたは過去1年間に次のようなことをしましたか。(○はいくつでも)

過去1年間にした趣味やスポーツでは、「旅行や買い物」が53.3%、「地域の行事や祭り」が28.4%、「スポーツやレクリエーション活動」が13.3%となっています。

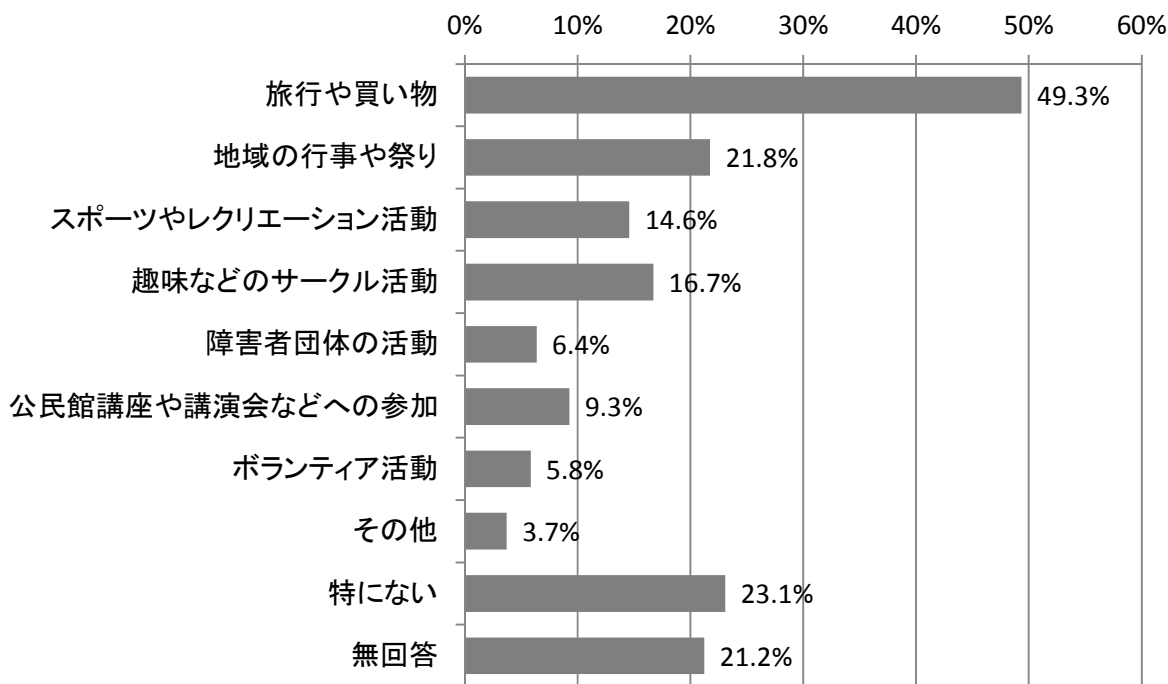


項目	度数	構成比
旅行や買い物	201	53.3%
地域の行事や祭り	107	28.4%
スポーツやレクリエーション活動	50	13.3%
趣味などのサークル活動	42	11.1%
障害者団体の活動	24	6.4%
公民館講座や講演会などへの参加	29	7.7%
ボランティア活動	13	3.4%
その他	18	4.8%
特にない	65	17.2%
無回答	76	20.2%
回答者数	377	

問4 1 - ② あなたは今後どのようなことをしたいですか。(〇はいくつでも)

今後どのような趣味やスポーツをしたいかでは、「旅行や買い物」が49.3%、「地域の行事や祭り」が21.8%、「趣味などのサークル活動」が16.7%となっています。

また、「特にない」が23.1%となっています。



項目	度数	構成比
旅行や買い物	186	49.3%
地域の行事や祭り	82	21.8%
スポーツやレクリエーション活動	55	14.6%
趣味などのサークル活動	63	16.7%
障害者団体の活動	24	6.4%
公民館講座や講演会などへの参加	35	9.3%
ボランティア活動	22	5.8%
その他	14	3.7%
特にない	87	23.1%
無回答	80	21.2%
回答者数	377	

## ⑨自由記述

最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

- これだけ質問が多いと最後の方は集中して考えられない
- これから自転車に乗るのに、片手ブレーキの自転車を作ろうと相談したところ、福祉サービスに自転車は入ってないと言われ、そういう物もいくらか補助があればいいと思いました。
- ◎医療機関の充実。特に町立病院の充実を願います。医師の充実。産科が無いのは小鹿野町の衰退を助長しているのではないか。透析できる病院が町にあって欲しいです。何十年も利用したことが私はありません。◎健康増進のための公園の整備をお願いしたい。子供よりも老人が多いのだから遊具と共に健康の為に遊具？道具を備えた公園を作って欲しいです。例えば背をのぼすぶらさがり棒、ベンチに寝転んで背骨を伸ばすもの、足の筋肉を鍛えるステップ等々。他の自治体で見た事があります。一部落にひとつ作っていただきたい。
- 障害年金について。同じ病名なのにもらえる人ともらえない人がいるのは病気、障害に対して支給しているとは言えない気がする。苦しい思いをしているのは皆一緒です。それを人の判断でもらえる、もらえないを決めるのもおかしいです。保健課の保健師が年金（障害）に対して、手助けしてくれる人、手助けしてくれない人がいるのもおかしい話です。保健師さんに「〇〇さんだから大丈夫」と言われましたが、そんなのわからない。期待をあおる様な言い方、プレッシャーをかける言い方をしないでほしい。絶対はないのだから。年金をもらっている人にも言いたい。もらっている事を他人にペラペラ言わないで下さい。もらえない人もいる事を考えてほしい。自分だけ良ければいいという考えのような気がします。障害者の立場から言わせてもらおうと、障害に対して甘えている人が多い。障害を理由にさぼっているような気がする。障害であってもできる事はあるし、障害だからこそ気持ち強く持って行くのが大切だと思う。皆さん（障害を持った人達）少し甘えすぎている所がないですか？就労について。病名を言って、職に就いたら間違った理解だと思うが勤務日数に差をつけられた。正直、やってみなければわからない点があります。現に施設（名前は言いません）に勤めたが施設というのは障害や体が不自由になったお年寄りなどが入る所です。そういう方が入所する人の理解が無い事を悲しく思います。みんなが皆、勤務時間を減らせばいいと思いがちな所がまだまだ社会にあります。一人ひとり違うというのが理解されてないという点だと思います。
- どのような体調で収入が少なくても税金は上がるばかりで下がらない。不自由な人への対処を色々検討していても、不自由な人も同じように税金を支払わなければいけない。
- 小鹿野町は福祉の町とうたっているのだからもっと福祉施設や専門の医療が町内で受けられるようにして欲しい。介護や看護をしている人に専門知識を多く学ばせて人材の確保をしてほしい。特に精神科。
- 大変難しいアンケートなので、一生懸命読んでもわかりきれない部分が多く、問題に答えられなくて誠に申し訳ございませんでした。今後共、より良いサービスの取組みに向けて行くようお骨折りをお願い致します。
- 身体障害者手帳の利用できるサービスが高齢者で級は同じでも人によって違う。同一でないのはおかしいと思います。重度心身障害者医療費受給者証は平成27年より交付されてないです。予算がないのであれば少し個人負担を変えて全員交付できるように希望します。（前から出ている人がもらえなくなり困るというのではなく、後からの人も困り、同じです。）

- 充分なので特にないと思う（現在）。
- 難症の手続きを一年に一回しなければならぬので、治らない病気だったらそのまま継続してほしい。色々揃えないと出来ないので大変です。いつも病院行く時は、行って帰って来られるか心配です。身体が石を背負っているみたいで重く、身体が麻酔がかかっている状態。何をするにも一つやって休まない出来ない。とにかく目が疲れてあいていられないのでラジオきいている。子供が時々来てくれて掃除、買い物をしてくれます。家の事、コープを取っております。やっと生きています。宜しくお願いします。
- ・同じ病気の人と気軽に近い場所で話し合える事ができたらと思います。・一人で留守番（がんばれない時は近所の人に来てもらっている）がとても不安なので将来、もし一人暮らしになった時が非常に不安。
- 土日祝日にも福祉の方がいてくれるといい。
- 本人が一人になった時、今は何も心配ないと思っています。
- 役場からは広報等の情報しか発信されない為、役場の担当課には障害、介護等の法律等が改正された場合には情報を役場から欲しい！今回のように役場必要する書類は一方的に郵送されて来るが町民が要求した必要な書類は取りに来て下さいとの対応には納得できませんが！役場の職員は税金により収入を得ている事を理解出来ていないのか。「公僕」の意味を考えろ！
- アンケート結果の報告と課題解決の為に障害福祉計画への取り組みについて知りたい。
- ボランティア活動はとても良い事で私も参加したいと考えた事がありますが、自分は立っている事、重い荷物等がだめですし、自分の身体を調整するのがやっとです。迷惑をかけずにする方が大切だと考えます。福祉等でお世話になりありがとうございます。小鹿野町は住みやすく気持ちの良い方が多く嬉しく大変喜んでおります。
- 障害者のことをもっとわかってほしいです。
- 障害者年金の拡充。増額（必要最低限の生活ができるだけの額）対象者の拡大。精神障害者に対してもっと手厚い施策が欲しい。
- このようなアンケートがたくさんの人にも行われるようにしてもらいたいです。
- 現在、介護施設に入所しているがいずれショートステイも併用して自宅介護したい。ショートステイを利用している知人家族に聞くと複数の入所先を探して調整しているらしい。ショートステイを柔軟に利用できるよう利用枠や時間などを地域全体のシステムとしていただき介護家族の負担減となるよう望みます。
- 自宅で介護ができるように自宅での負担がなくなるようにしてもらえればもっと介護する側、される側の生活がゆとりのあるものになると思います。一日2～4回位ヘルパーさんでなく、食事の面やリハビリの自宅への訪問をもっとしてもらえれば働きながら介護、自宅でみられると思います。その辺をもう少し行政にお願いしたいです。
- お世話になっています。これからさらに高齢者増加し大変なことになるのに、もう少し関心を持ちたいです。そして自分たち1人1人がケガがなく病気も悪くならないよう自分のことは自分ができるよう日々の生活を見直して生きたいです。筋力をつけて若くして老いていけたらと思います。体が動けるうちに孫たち若い力の成長を手助けして、子供が増える社会に力を注いでいけたら幸せです。

- 現在86歳夫（難聴も自分で何でもでき、車の運転もしていますがあとわずかの期間で出来なくなると思うので買い物支援というかTELで配達してくれるシステム（お店）が出来てくれたら有り難いですが、そのようなことがあれば幸いです。私80歳足腰が段々と困難になってきているので心配していますが娘が近くへ来てくれるので心強く思っている状況である、なるべく自分たちでと思っていますが！)
- 小鹿野町内の福祉（保健）行政の充実にはありがたいという感謝でいっぱいです。情報やわからないことは聞いたりしていく姿勢と社会との関わりを持って孤独にならない生き方をしていきたいです。障害者を含め、そこに住む町民が「生活してよかった」という町づくりを推進して行ってほしいものです。町民アンケートといった住民の声を聞くことは、大切なことだと思っています。
- 生活全体、在宅介護で世話になって困っている。介護保険料2人で15万円も支払っている。以前は年寄り2人90歳以上の世話を腰がまがり痛いながら、3人の世話をする事の嫁。気の毒の世帯、これから生きて行くのが心配の毎日。在宅介護にご理解と援助を心よりお願い申し上げます。時々の排泄に失敗。共に大変申し訳ありません。
- 本人の事です。埼玉県立循環器病センターにて、循環器科にて6月2日～15日に診察受けております。呼吸器病なので、その結果、秩父市立病院にての先生の診療にカテーテルを受けました。通う事になるようです。記入の件とは別になり、本人の件で申し訳ありません。近日中に行く予定になっています。その後の結果は良いと、元気になりました。高齢なので体には充分気を付けて過ごしてもらいたいです。本人の事ばかりで失礼致しました。今後共、よろしく申し上げます。
- 日頃、皆さま方には大変お世話になっております。「元気はつらつ教室」で（火）お世話になっており指導者さんの細やかな心遣い、楽しいバス見学等とても嬉しく私の生きがいとなっております。諸先輩の皆様方から良き人生勉強もさせていただけて、ありがたく、私にとっては「心の楽園」となっております。これからもよろしくお願ひいたします。大変に乱筆駄文をお許しく下さいませ。
- いつもお世話になります。地域の（過疎と人口）障害者だけでなく老人と同じ。支援の不足とか困難な事が多くなると思います。出来る人が皆で助け合う社会、自然に手助けできる社会がほしい！空いている校舎や民家でヘルパーさんを移動させずに生活出来る、生活ホームがもう少し安く出来るように良いと思います。一人で居るには心配でも何人かで居ればいい。若い人が働くのに介護が出来ない人のため、週末帰る。生活の内容を変え皆で出来る事をカバーし合えるが良い。私に出来るボランティアで自分らしく少しでも協力して行きたいと思っています。（自分も一日も皆の荷物に成らぬ様心がけています）
- 今のところは特に困ったことやこれといった大きな悩みがある訳ではないですし、精神がつかくなるのであまり後先のことは考えないようにしています。（すると絶望してしまうので）僕が何か困ったことがあった時に相談しやすい雰囲気というかが〇〇〇と思います。もっと個人的にといえば最終的に困った時生活保護が受けやすい世の中になっていれば今現在の少しの救いにはなるのかな。みたいな気持ちでいます。特に細やかな意見できるような自分や生き方をしてきた人間ではございませんがこのようにアンケートに参加させてもらって楽しかったです。これで少しでもお役に立ったなら良かったです。
- 医療的ケアが常に必要とされる場合に町立病院の3階に短期入所（ショートステイ）が出来れば良いと思います。他の施設は夜間看護師さんが不在になる為吸引等が出来ない為利用出来ない。

- 障害者も健常者の肩書も関係なく、まぜこぜの社会でみんな共生社会を歩んでいきたい。みんな社会に生きている。社会復帰って言葉が嫌いです。みんな今を生きている。ひとりの人間としてみんなです。手を取り合って生きていきたいです。
- 設問がよくわからない所があり、回答するのに迷いました。申し訳ございません。
- 健康福祉センターの方々には色々お世話になっています。これからもまたよろしく願いいたします。家の人たちに迷惑をかけてばかりです。でもみんな良くしてくれます。暇でよくしてくれます。テレビ等良く通訳をしてくれます。ありがたく思っています。
- 障害者に対する数々のサービスや支援について。役所や役場職員は親切に受け入れられるサービス等を告知してくれませんが、例えばうちでは身障者になったときに障害者としての申請をして身体障害者手帳をいただきましたが、それらを告知していただけませんでした。知人に聞いて役場へ問い合わせして申請をしました。そういうことは介護度が5であったので、ヘルパーさんたちも教えてくれてもいいのにと思いました。
- 「ヘルプマーク」の配布をお願いします。自分から助けを言えないので、あると便利だと思います。他の市町村でも配布しているようです。中学校も統合となり空きの校舎を障害者の施設にするなど「ユニーハウス」のような山奥ではなく近くにあると何かと便利だと思うし、それこそ「共生」につながるのではないのでしょうか？
- 障害者就労施設の充実や支援施設を充実して欲しい。
- 障害の程度がかるいと障害年金がもらえないということは間違っている。
- 介助者も年を重ね、いつ介助が出来なくなるかわかりません。介助者が介助が出来なくなっても地域で生活していけるサービスを充実させてほしいと思います。制度によって年齢によって受けられるサービスと受けられないサービスがあるのは納得出来ません。健常者でも障害者でも同じように地域で暮らしていける町であってほしいと思います。小鹿野町は相談や申請など迅速に対応していただいています。ありがとうございます。今後どうぞよろしくお願い致します。
- このアンケートについて重度の施設入所の方にはとても厳しい内容です。

### 3 「障害者計画等の策定に関する」アンケート調査（障害福祉事業所）結果

#### （1）調査の目的

小鹿野町では、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「第 2 次障害者計画」及び「第 4 期障害福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進に努めてまいりました。

今年度は、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第 3 次障害者計画」、「第 5 期障害福祉計画」に加えて「第 1 期障害児計画」を一体の計画として福祉サービスの利用状況や福祉に関する意識、意向などをお聞きし、よりよい計画とするため策定するため実施しました。

#### （2）調査対象者

●秩父郡市内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター 11 事業所を対象に実施。

#### （3）実施方法及び実施時期

●実施方法：返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収

●実施時期：発送 平成 29 年 8 月 10 日（木）

回収 平成 29 年 9 月 8 日（金）

#### （4）回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
11	5	45.5%	5	45.5%

## (5) 調査結果

### ①日常生活に関すること

気になることなど	意見・希望など
入所利用者の高齢化に伴う身体機能を維持する活動や、強度行動障害への専門的な対応が課題になります。	利用者及び、その家族の高齢化が進んでおり、ライフステージに応じたきめ細かな支援が必要となっています。 障害の程度、本人及び家族の意思決定における手続きが困難な状況になってきています。
災害対策について	防犯対策に関わるセキュリティー、災害に関する対策について、施設を利用するにあたり心配されるご家族もいます。
町営バス・乗合タクシーが廃止にならないか心配	障害者手帳所有者のほとんどは、バイク・自動車共運転免許を持たないので、廃止になったら活動範囲が狭まってしまう。存続してほしい。
メタボ対策	月に1度体重測定を実施しているが、食事管理等継続指導強化を
日常生活において、金銭感覚のない通所者がいる。	生活指導等徹底した教育を

### ②雇用・就労に関すること

気になることなど	意見・希望など
障害者雇用をすると、昨年度A社・B社が募集要項を出したが結局、採用されなかった。障害者理解をした上で、できる仕事を作ってほしい。	事業所の都合のよい雇用の仕方ばかりでなく、社会貢献を考えてほしい。
C社で午前、4時間勤務の仕事を募集しているが移動手段がバス・乗合タクシーだと午後の仕事に行けない。 現在、雇用している障害者はPM. 6時まで残業しているのでバランスをとれないか？	



### ③障害福祉サービスに関すること

気になることなど	意見・希望など
<p>秩父郡市圏域における障害福祉サービス事業所の数が限られている事。</p>	<p>各市町の担当福祉課と事業所間の連携を図り、不足するサービスについての情報共有を図っています。</p> <p>サービス調整のための各担当職域を超えた連携を図ること、またそのための情報共有の機会があれば積極的に参加、協力したいと考えています。</p>
	<p>障害福祉サービスに関わる人材の確保や資質の向上が今後、より一層不可欠な課題となってくると思われます。障害者・高齢者の増加傾向にあるものの、支えるべき専門職の減少、能力の限界等、福祉に関わるイメージ等の見直しから専門職の定着化を常々望んでいます。</p>
<p>ひきこもりではないが、就労してなく、福祉サービス事業所にも通所していない人達がいる。</p>	<p>福祉課で障害者手帳所有者は、把握しているので現状を聞き取り、通所等勧めるべきである。</p> <p>他の町では、母子で住んでいて母が90才過ぎ認知症になり、娘が50才過ぎて始めて福祉サービスの手続きを取ってもらいグループホームに入った。</p> <p>小鹿野町でも同様の事が数年後に起こり得る事例である。</p>
<p>通所者も高齢化してきている。1人で生活している人の中に老後を心配している者もいる</p>	<p>グループホームのような施設を町で建設し、老後も安心して暮せるよう早期対策を</p>
<p>親と同居の通所者も親の高齢化により今後の自分の生活に不安を感じている者もいる</p> <p>(70代1人、60代3人、50代7人、40代3人、30代3人)</p>	<p>グループホームのような施設を町で建設し、老後も安心して暮せるよう早期対策を</p>
<p>放課後等デイサービスの利用について。 自宅から離れた事業所を利用している方が何名もあり、家族や本人にとって不便なこともあると思われる。</p>	<p>放課後等デイサービス事業所の新設または介護保険等他事業所との協働</p>
<p>生活介護事業所について 障がいの重い方も自宅から時間をかけて事業所へ通所している。</p>	<p>生活介護事業所の新設または介護保険等他事業所との協働</p>

気になることなど	意見・希望など
医療ケアの必要な方の通所場所や一時預かりのできる場所が必要	医療と連携した事業所の新設

#### ④医療ケアに関すること

気になることなど	意見・希望など
高齢化・身体機能低下の利用者様が増えていますので、入院・通院等が増える傾向にあります。	
緊急時における対応に対し、町や医療機関からの距離、時間がかかることから緊急時の応急処置等の知識・習得の必要性を強く感じています。 (2年に1回の救急救命講習を受講していますが、不安です。)	
精神科への受診により入院が必要とされる状況やケースが近年増加傾向(利用者の重度化)にある事が課題となっています。秩父郡市内での入院は困難な状況であり、受け入れ先の医療機関との調整に関しても時間を要しているのが現状です。	
小鹿野町から秩父特別支援学校に通っている生徒で医療的ケアを受けている人の卒業後の進路先の保障	秩父ファイン・ユーも満杯状態なので、今から探してもらっているのでしょうか。
入退院を繰り返す通所者がいる	薬の管理等含め積極的にかかわりを

### ⑤地域生活に関すること

気になることなど	意見・希望など
<p>入所施設から地域移行の推進の中で、入所施設が母体となって出来る地域生活を支えるサービスとは何か考えています。</p>	<p>地域住民の障害者理解を進める活動が大切であると考えています。地域で生活する障害のある人たちの特性理解と配慮のポイントなど知って頂く事も必要かと思っています。</p>
	<p>社会生活に大きな困難を抱えている方々を支援するという役割を障害福祉サービス以上に積極的に担って行く必要性が高いと感じています。</p>
	<p>地域における入所施設の在り方、(入口から出口)の機能を果たすと共に、福祉のあり方についても関係機関との共有が不可欠と考えています。</p>
<p>障害者手帳を持った人が集まる居酒屋でツケがたまってしまうたり、おごらされたりして生活費がなくなってしまう人がいる。</p>	<p>ツケにしないしてほしいと福祉課で言いに行つてほしい。 (以前、引率し「ツケにしないでください」と本人が言ったが効果がなかった。)</p>
<p>宗教も勧めて入信させてしまう。</p>	<p>信仰の自由と言っても、字の読めない人に会誌としての新聞を配り、会費を徴収するのは何の罪にも問われないからよいのでしょうか。</p>
<p>地域とのかかわりが出来ない</p>	<p>人との接する機会等を増やし、地域社会にとけこめるよう、見守る。</p>
<p>一般の方に精神障害者への偏見を軽減できるような研修やイベントがあると、よりよい普及啓発ができると思います。</p>	<p>研修やイベントのある時に当事者会、アクセスなどをご利用下さい。</p>

## ⑥保育・教育に関すること

気になることなど	意見・希望など
<p>生活の基盤が培われる時期である就学前の療育体制の強化について。</p>	<p>学校・施設等関係の連携による幼児期から青年期まで一貫した支援の推進を図る等の取り組みが必要かと思います。</p> <p>発育段階に応じた支援や援助が大事であり、集団生活におけるふれ合いや人との関わりは重要な事だと思っています。</p>
	<p>障害児の受け入れの他、は遊育段階に応じた、支援、援助に係る職員の資質の向上が重要な課題課と思われます。</p>
	<p>障害の程度にも関係しますが、一般の学校施設での受け入れについても、環境面での設備等による受け入れ体制の見直しが必要かと思います。また、障害者に対する地域移行の推進に伴い、地域社会側の理解を深める必要があると考えます。</p>
<p>肢体不自由で知的障がいを伴う児童が小学校にいるが、秩父特別支援学校に入った方がリハビリ（機能訓練）も受けられるし適切な教育が受けられると思う。</p> <p>親の意志だと思うが、決定に当って十分な説明が行なわれていたのでしょうか？</p>	<p>途中で編入もできるので、働きかけは常時必要である。</p>
<p>比較的年齢の若い方で、発達障害の方の相談が増えています。今後も増えていくと思われます。</p>	<p>教育関係者と福祉の事業所で現状報告や情報交換ができる場があると、連携が取りやすくなるのではないかと思われます。</p>

## ⑦権利擁護に関すること

気になることなど	意見・希望など
<p>障害者虐待に関する事例として、通報や相談等の状況、実際にケースが存在しているのか？緊急的な虐待に関する障害者支援施設への受け入れ要請に限らず実態の把握が気になります。</p>	<p>障害者に対する虐待防止に関する取り組みが一層求められていることから、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けた取り組みについて対応を強化して行きます。</p>
	<p>単身の障害を抱えている方も多く、判断能力の乏しさから、財産管理をはじめ、様々な手続きにおいて公正な手続きの上、安心した生活を送ってほしいと常々思っています。成年後見制度の活用について、スムーズな申請手続き、制度の利用推進を希望します。</p>
	<p>相談体制の充実として、虐待における情報共有として、市町村窓口、民生・児童委員、相談支援事業所、障害者支援施設等の連携が不可欠だと考えています。また、虐待、生活のしづらさ等については切れ目のない支援が必要と感じています。</p>
<p>合理的配慮と福祉の現場では盛んに言われ始めている。先日、障害者手帳所有者にアンケートが来たのでいっしょに見た。ひらがなは振ってあるが、語句が難しく意味がわからない。支援してもらわなければ書けない。_____福祉課から先月来た</p>	<p>障害の種類はいろいろなので、知的障害者に配慮してほしい。</p>
<p>今後、権利擁護はもっと増えていくと思います。</p>	<p>権利擁護については、近い将来関係者で勉強会ができればと思います。</p>

⑧その他（行政への意見など）

気になることなど	意見・希望など
<p>障害者手帳所有者が小・中・高女子に握手を求めたところ近所の人警察に通報した。</p>	<p>通報する前に本人に注意してほしい。不審者扱いしてしまい、地域で見守ることができない世の中になってしまった。</p>
<p>社会福祉協議会がお金を貸してくれるという情報が生保を受け障害者手帳を所有している人達に広まり（例の居酒屋の集まり）、行くと何の疑いもなく貸してくれる。遊興費に使われているのに・・・。</p> <p>貸す時は当然、勤務先を確認するのだろうが、問い合わせもなく、いとも簡単に貸している。</p> <p>3万円は大金であるのに貸した担当者の自覚が全くないのには驚いた。</p>	<p><u>財源はどこから？</u></p> <p>公金なのに社協の会計報告には載っていない。担当者の話によると「毎月1,000円ずつでもちゃんと返してもらいます」とのこと。</p> <p>それでは、勤務先に給料日取り立てに行ったらどうか。公金だからそのように安易に貸せるのである。</p> <p>返さないようなら担当者の給料から返す。</p> <p>その位の責任感を持ってやらなければいけない仕事と自覚してほしい。</p>
<p>生活保護費が本人ではなく他人の遊興費に使われてしまっている懸念がある。</p>	<p><u>生活保護費振込の通帳を本人が持っているか確認する必要がある。</u></p>
<p>3にも記入しました通所者の高齢化</p>	<p>早期建設はむずかしいかもしれませんが、長期的計画の中に具体的な案が示めせれば、安心して通所出来ると思う。</p>

## 4 諮問及び答申

小鹿福第 875 号

平成29年11月9日

小鹿野町障害者計画等策定協議会

会長 今井克義様

小鹿野町長 森真太郎

第3次小鹿野町障害者計画等（案）について（諮問）

小鹿野町障害者計画等策定協議会条例第1条の規定に基づき、下記の件について貴協議会の意見を求めます。

記

第3次小鹿野町障害者計画及び第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画（案）

平成30年2月16日

小鹿野町長 森真太郎様

小鹿野町障害者計画等策定協議会

会長 今井克義

第3次小鹿野町障害者計画等（案）について（答申）

平成29年11月9日付け小鹿福第875号で諮問のあった下記の件について、本協議会として慎重に協議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

記

第3次小鹿野町障害者計画及び第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画（案）

## 答 申 書

小鹿野町では、障害者基本法に基づく第2次小鹿野町障害者計画及び障害者総合支援法に基づく第4期小鹿野町障害福祉計画により、障害者をとりまく現状の変化に対応しながら町の障害者福祉施策を推進してきたところです。

本協議会において、第3次小鹿野町障害者計画及び第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画（案）について慎重に協議を行った結果、現行の計画の理念を引き継ぎ、障害者福祉の現状や課題に対する町の施策が示された計画としておおむね妥当であると判断いたします。

なお、次の意見、要望について配慮され、地域の中で障害者が安心して暮らしていけるよう計画の着実な実行と実現に向け努力されることを望みます。

### 意見、要望

- 1 障害者アンケート調査、事業所アンケート調査については、対象者の実情を知るための貴重な資料であることから、調査結果については、計画の策定及び事業の実施にあたり特に留意されるよう望みます。
- 2 身体障害者・知的障害者・精神障害者の障害別のアンケート調査結果で分かることがあれば、計画に盛り込むよう望みます。
- 3 協議会に提出された「第2次小鹿野町障害者計画の実施状況」については、計画への反映のほか、今後の施策の実施にあたり参考となると思われることから、計画書に掲載されることを望みます。
- 4 「第2次小鹿野町障害者計画の実施状況」のうち、大幅に取組が遅れている6項目については、計画に「重点項目」として記載の上、更に取り組まれるよう望みます。
- 5 障害者本人や両親などの家族が抱えている生活の困難さや将来への心配などは、切実な問題であることから、現在の制度や施設の利用にとどまらず、地域の課題として改善していくことを望みます。
- 6 難病に関する施策については、「検討」段階から実際に「支援」する段階に入っていることから、表現について検討されることを望みます。また、難病法に基づく指定難病のほか障害者総合支援法に基づく難病についても施策の対象となることから、その周知を図るよう望みます。
- 7 障害のある幼児の受入れについては、幼稚園のほか保育所においても実施していることから「保育所」についても表記されるよう望みます。
- 8 相談窓口の整備については、障害種別や障害特性等により相談内容が多岐にわたることから、一層の充実を図るよう望みます。
- 9 障害者に対する合理的配慮については、施設のバリアフリー化のほか、障害者の気持ちに沿った対応を心掛けるよう望みます。



## 5 策定体制

### 小鹿野町障害者計画等策定協議会条例

平成26年6月15日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画を策定するため、小鹿野町障害者計画等策定協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者及びその保護者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 町内の各種団体を代表する者
- (5) 公募による町民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小鹿野町障害者計画等策定協議会委員名簿

任期 平成29年8月22日～平成30年3月31日

	氏名	職名等	
会長	今井 克義	小鹿野町知的障害者相談員	
副会長	関口 哲夫	国保町立小鹿野中央病院長	
委員	千葉 綾子	埼玉県立秩父特別支援学校小鹿野地区保護者	
委員	黒澤 鉄夫	美里保護者会	
委員	本間 信	秩父郡市医師会	
委員	逸見 正博	秩父郡市歯科医師会	
委員	高橋 佳寿雄	障害者支援施設ユーアイハウスおがの施設長	
委員	南 寅松	小鹿野町民生委員・児童委員協議会副会長	
委員	戸森 良江	埼玉県秩父保健所保健予防推進担当部長	
委員	羽生 公洋	埼玉県秩父福祉事務所長	
委員	榎田 由香	秩父公共職業安定所統括職業指導官	
委員	豊田 弘	埼玉県立秩父特別支援学校長	
委員	山崎 三和子	秩父中央病院医療福祉相談室長	
委員	猪野 龍男	社会福祉法人小鹿野町社会福祉協議会事務局長	
委員	新井 明子	精神障害者守る会よもぎの会	
委員	中 紀雄	8月22日～11月10日	小鹿野町教育委員会教育長
	笠原 浩	11月11日～3月31日	
委員	浅野 隆志	公募による委員	

※協議会条例第2条第2項第1号に基づく委員（小鹿野町身体障害者福祉会）については、代表者が空席であるため委嘱していません。

小鹿野町障害者計画等策定委員会要綱

平成26年5月15日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画を策定するため、小鹿野町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究を行い、素案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、町長が任命する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する職務が完了するまでの期間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において決定する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小鹿野町障害者計画等策定委員会委員名簿

任期 平成29年8月18日～平成30年3月31日

	職 名	氏 名	備 考
委員長	副町長	須田 修	8月18日～12月31日
		長谷川 伸一	1月1日～3月31日
副委員長	保健課長	分須 亮太郎	
委員	総務課副主幹	須藤 和浩	
委員	総合政策課主幹	南 徳秀	
委員	住民課主任	南 雄大	
委員	おもてなし課主査	出浦 重聡	
委員	建設課副主幹	黒田 得翁	
委員	学校教育課指導主事兼副主幹	山口 貴久	
委員	社会教育課主事	倉林 貴大	
委員	小鹿野中学校教頭	二ノ宮 辰雄	
委員	小鹿野小学校教頭	設楽 尚孝	
委員	小鹿野幼稚園主査	常木 文子	
委員	小鹿野保育所主査	石原 久美子	
委員	保健課主任保健師	町田 洋巳	
委員	福祉課長	新井 保子	事務局兼務

事務局	福祉課長	新井 保子	
	福祉課主幹	南 昭一	
	福祉課主任	黒澤 成幸	

## 6 策定経過

第3次小鹿野町障害者計画及び第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画  
策定経過

年 月 日	事 項	主な検討内容等	
平成 29 年	7月14日～ 7月28日	障害者等アンケート調査の実施	
	8月10日～ 9月8日	障害福祉事業所アンケート調査の実施	
	8月18日	障害者計画等策定委員会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の基本的な考え方について</li> <li>・計画策定のスケジュールについて</li> </ul>
	8月22日	障害者計画等策定協議会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の基本的な考え方について</li> <li>・計画策定のスケジュールについて</li> </ul>
	11月9日	町長から障害者計画等策定協議会に諮問	
	11月13日	障害者計画等策定委員会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の集計結果について</li> <li>・計画素案(パブリックコメント案)について</li> </ul>
	11月16日	障害者計画等策定協議会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の集計結果について</li> <li>・計画素案(パブリックコメント案)について</li> </ul>
	12月1日	パブリックコメントの実施	平成30年1月4日まで
	12月13日	秩父地域自立支援協議会に意見照会	
平成 30 年	1月18日	秩父地域自立支援協議会から回答	
	1月26日	障害者計画等策定委員会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果について</li> <li>・答申書案について</li> <li>・計画案について</li> </ul>
	2月1日	障害者計画等策定協議会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果について</li> <li>・答申書案について</li> <li>・計画案について</li> </ul>
	2月16日	障害者計画等策定協議会から町長に答申	

第3次小鹿野町障害者計画及び  
第5期小鹿野町障害福祉計画・第1期小鹿野町障害児福祉計画

平成30年3月

発行：小鹿野町

編集：小鹿野町福祉課

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

TEL 0494-75-1221 (代)

FAX 0494-75-2819

<http://town.ogano.lg.jp>